

# 山北町第5次総合計画 後期基本計画

春



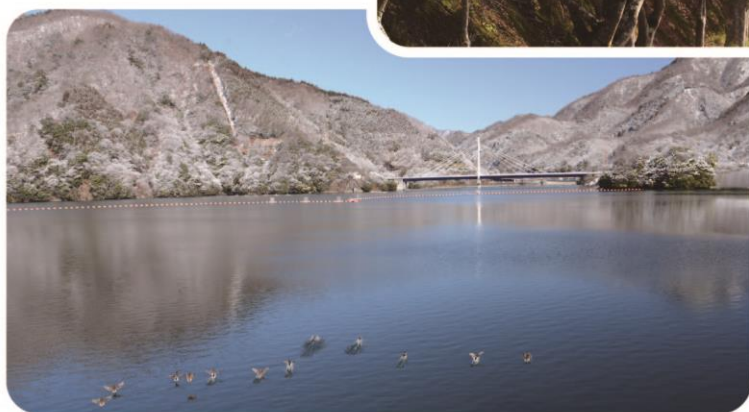
夏



秋



冬



2019 年度～ 2023 年度



ごあいさつ



山北町長 湯川 裕 司

## 「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち」をめざして

本町では、平成 26 年度に、計画期間を平成 35 年度までの 10 年間とする「山北町第 5 次総合計画」を策定し、基本構想で掲げた本町が目指す町の将来像「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」の実現に向けて、まちづくりを進めてまいりました。

前期基本計画の計画期間には、大型商業施設や企業の進出、蒸気機関車「D52」の復活、やまきたこども園の開設、鹿島山北高等学校の開校、東山北駅前広場の新設など、町内各所へ様々な拠点の整備や誘致に取り組みました。

また、町内各地で新東名高速道路の建設が進められるとともに、清水地区に（仮称）山北スマートインターチェンジの設置が決定し、本町の新たな玄関口として大変期待しているところです。

その一方、近年の地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子・高齢化といった人口構造の変化や、多発する自然災害、社会のグローバル化や高度情報化の進展など、時代が急速に変化しているとともに、地方消滅の危機が叫ばれるなど年々厳しさを増しているところです。

このような社会環境の変化に適切に対応し、町民の皆さまとの協働によるまちづくりをより一層推進するため、このたび、2019 年度から平成 2023 年度までを目標とする「山北町第 5 次総合計画後期基本計画」を策定しました。

本計画は、前期基本計画における各施策の進捗と課題を踏まえるとともに、平成 27 年度に策定した「山北町人口ビジョン・総合戦略」の新たな視点を取り入れ、基本構想で定めた町の将来像や目標の実現に向け、今後 5 年間のまちづくりの基本的な方向性や主要施策を示したものです。

「平成」が終わり、新たな時代が始まりますが、本町の豊かな自然や歴史・文化など、様々な地域資源を次世代へ継承するとともに、本町のさらなる発展のため、着実にまちづくりを進めてまいりますので、町民の皆さまにおかれましても、本計画の実現に向け、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員並びに町議会議員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントで貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

2019（平成 31）年 3 月



## 目次

第1編 総論 .....	1
<b>第1章 総合計画の策定 .....</b>	<b>2</b>
1 計画策定の目的と位置づけ .....	2
2 計画策定の趣旨 .....	2
3 計画の構成 .....	4
<b>第2章 町を取り巻く状況 .....</b>	<b>5</b>
1 人口減少と少子高齢化社会への対応 .....	5
2 地域の自立への対応 .....	5
3 地震等の災害への対応 .....	5
4 急速な情報化社会への対応 .....	6
5 協働のまちづくりの推進 .....	6
<b>第3章 町のすがたと町民意識 .....</b>	<b>7</b>
1 町のあゆみ .....	7
2 町の特徴 .....	8
3 町民アンケート結果の概要 .....	10
<b>第4章 まちづくりの課題 .....</b>	<b>16</b>
1 町民参加のまちづくりの推進 .....	16
2 現実的な人口フレームの設定とまちづくり .....	16
3 定住対策と地域活性化 .....	16
4 学習環境の整備とまちづくりの担い手の育成 .....	16
5 健康づくりと福祉の充実 .....	16
6 防災・減災と安全安心施策の推進 .....	17
7 森林と清流を生かした水源地域にふさわしい環境整備 .....	17
8 自然環境・歴史文化を生かした交流人口の増加 .....	17
9 交通利便性の向上 .....	17
10 産業の振興 .....	17
<b>第5章 計画の全体像 .....</b>	<b>18</b>
第2編 基本構想 .....	21
<b>第1章 基本理念 ～まちづくりのキーワード～ .....</b>	<b>22</b>
1 自立 .....	22
2 協働 .....	22
3 活力 .....	22
<b>第2章 将来像 .....</b>	<b>23</b>
<b>第3章 将来フレームと土地利用 .....</b>	<b>24</b>
1 将来フレーム .....	24
2 土地利用構想 .....	26
<b>第4章 重点プロジェクト .....</b>	<b>28</b>
1 町民力・地域力を発揮するプロジェクト .....	28
2 若者定住・子育て支援プロジェクト .....	30
<b>第5章 分野別構想 .....</b>	<b>32</b>
1 自立したまちづくり（自立・協働） .....	32
2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化） .....	33
3 健康と福祉のまちづくり（保健福祉） .....	34
4 安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境） .....	35
5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興） .....	36

体系図 ..... 38

**第1章 自立したまちづくり（自立・協働） ..... 41**

第1節 協働のまちづくりの推進 ..... 42

第1項 コミュニティ活動の活性化 ..... 42

第2項 情報化と情報公開の推進 ..... 44

第2節 交流と広域によるまちづくりの推進 ..... 46

第1項 交流によるまちの活性化 ..... 46

第2項 広域行政の推進 ..... 48

第3節 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進 ..... 50

第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進 ..... 50

第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進 ..... 54

第1項 定住総合対策の推進 ..... 54

**第2章 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化） ..... 57**

第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成 ..... 58

第1項 幼児教育の充実 ..... 58

第2項 小学校・中学校教育の充実 ..... 60

第3項 地域教育力の活用 ..... 64

第4項 次代を担う青少年の健全育成 ..... 66

第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進 ..... 68

第1項 生涯学習の充実 ..... 68

第2項 生涯スポーツの充実 ..... 70

第3項 文化活動の推進 ..... 72

第3節 人権尊重のまちづくりの推進 ..... 74

第1項 男女共同参画社会の推進 ..... 74

第2項 人権尊重のまちづくりの推進 ..... 76

**第3章 健康と福祉のまちづくり（保健福祉） ..... 79**

第1節 健康づくりの推進 ..... 80

第1項 健康づくり事業の充実 ..... 80

第2項 保健サービスの充実 ..... 83

第2節 地域医療体制の充実 ..... 86

第1項 医療体制の充実 ..... 86

第2項 社会保障の充実 ..... 88

第3節 地域福祉の推進 ..... 90

第1項 地域福祉の推進 ..... 90

第2項 低所得者福祉の充実 ..... 92

第4節 児童福祉の推進 ..... 94

第1項 子育て支援・児童福祉の充実 ..... 94

第5節 高齢者福祉の推進 ..... 98

第1項 高齢者福祉の充実 ..... 98

第2項 介護保険の充実 ..... 101

第6節 障がい者福祉の推進 ..... 104

第1項 障がい者福祉の充実 ..... 104

<b>第4章 安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）</b>	<b>107</b>
第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進	108
第1項 交通安全対策の充実	108
第2項 防災対策の強化	110
第3項 消防・救急体制の充実	114
第4項 地域安全対策の充実	116
第5項 安心できる消費生活の確立	118
第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進	120
第1項 人と自然が共に生きるまちづくり	120
第2項 豊かな自然環境の保全	123
第3項 廃棄物の適正処理	126
第4項 環境衛生の向上	128
第5項 快適な環境の創造	130
第3節 快適な居住環境の整備	132
第1項 良好な住宅環境の構築	132
第2項 上水道の整備	134
第3項 生活排水処理施設の整備	136
第4項 公園・緑地の整備	138
第4節 土地の有効活用	140
第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用	140
第5節 利便性の高い交通基盤の整備	144
第1項 公共交通機関の充実	144
第2項 幹線道路の整備	146
第3項 生活道路の整備	148
第4項 道路環境の整備	150
<b>第5章 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）</b>	<b>151</b>
第1節 活力と魅力ある農林業の振興	152
第1項 農業の振興	152
第2項 林業の振興	155
第3項 畜産業の振興	158
第4項 水産業の振興	160
第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興	161
第1項 観光の振興	161
第2項 観光ネットワーク化の推進	164
第3項 観光推進体制の整備	166
第3節 地域の活力を創る商業の振興	168
第1項 商業の振興	168
第4節 優れた資源を生かした鉱工業の振興	170
第1項 工業の振興	170
第2項 鉱業の振興	172
第5節 働きやすい環境づくり	173
第1項 働きやすい環境づくり	173
<b>資料編</b>	<b>175</b>
1 策定の経緯	176
2 諮問・答申	177
3 委員名簿	179
4 自治基本条例	182





*YAMAKI TA*

# 第1編 総論

*YAMAKI TA*

# 第1章 総合計画の策定

## 1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、山北町自治基本条例の目的である『町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり』を進めるため、基本的な考え方を明らかにし、山北町の将来のあるべき姿に向けた行政運営の指針として策定するものです。

また、本計画は、山北町の定める計画の中で最上位に位置づけられる計画であり、名称は、「山北町第5次総合計画」とします。

## 2 計画策定の趣旨

山北町第4次総合計画後期基本計画は、平成26年度を目標年度としたものでしたが、山北町を取り巻く社会情勢は、想定を超える人口減少、少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、東日本大震災や全国各地で発生しているゲリラ豪雨等の異常気象による防災意識の高まり、農地や山林の荒廃、地球規模での環境問題、急速な情報化の進展等、第4次総合計画策定当時をはるかに上回る速さで変化しています。

また、地方分権改革が進む中、国の関与の見直しにより市町村が基本構想を策定するよう義務を課していた地方自治法の規定が削除され、国の求めによって基本構想を策定するのではなく、自治体が自主的に決めて行動することが求められています。

こうした中、本格的な地方分権社会の到来を迎え、社会情勢の変化の速度がこれまで以上に速くなることが予想され、これまでのまちづくりは行政が主体となって進めてきましたが、行政や議会だけでなく、これまで行政が担ってきた仕事の一部を町民が自ら実施するなど、町民との協働によるまちづくりを更に進めていく必要があります。山北町では、こうした社会情勢に対応するため、山北町自治基本条例を制定し、平成25年4月より施行しています。この中で、町民、行政及び議会が対等な立場で参加する協働によるまちづくりを求め、まちづくりを中長期的な視点で捉え、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない旨を規定しています。

このような状況のもと、平成26年度から第5次総合計画がスタートしています。平成30年度に前期基本計画が終了することから、平成31年度（2019年度）から5か年を計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

<山北町総合計画策定の経緯>

昭和 45 年 (1970 年)	山北町総合計画
昭和 55 年 (1980 年)	山北町新総合計画 ～心がふれあう水と緑の町～
平成 2 年 (1990 年)	山北町第3次総合計画 ～心がふれあう水と緑の町～
平成 12 年 (2000 年)	山北町第4次総合計画 ～さわやかな風がふきぬけるきらめきと交流の町～
平成 26 年 (2014 年)	山北町第5次総合計画 ～みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた～



檜洞丸



## 第2章 町を取り巻く状況

### 1 人口減少と少子高齢化社会への対応

我が国では、少子・高齢化が急速に進み、本格的な人口減少社会を迎えています。山北町においても、人口減少の流れは止まらず、直近5か年（平成19～23年）の人口を基にコーホート変化率法<sup>※</sup>で推計すると、計画目標年度の平成35年度には、平成24年度に比べて2,000人以上の減少が想定されます。

このため、少子化や人口減少に歯止めをかけると同時に、町民が安心して子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

さらに、高齢単身世帯の増加、地域の活力の低下等、私たちがこれまでに経験したことのない多様な課題が出てきており、これらへの対応も強く求められています。

### 2 地域の自立への対応

平成28年4月1日、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけたり、東京圏への人口の過度の集中を是正したりして地域社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。

この取り組みは地方創生と呼ばれており、山北町においても、関係機関との連携のもと、人口対策、子育て支援や若者の就労対策等を進め、地域の自立に向けた対応を図る必要があります。

また、国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）への関心は高まりをみせており、掲げられている17のゴールの達成に向け、積極的な取り組みを展開することも求められています。

### 3 地震等の災害への対応

神奈川県西部地震はマグニチュード<sup>※</sup>7クラスの地震が想定され、国府津―松田断層、松田北断層、日向断層、平山断層から構成される、神縄・国府津―松田断層帯が南関東地震と連動した場

<sup>※</sup>コーホート変化率法：同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。今回は、コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子ども人口は、15～49歳女子人口との比率により推計した。

<sup>※</sup>マグニチュード：地震のエネルギー規模を表す数値。観測点の揺れの強さ（震度）とは関係ない地震の大きさ。

合はマグニチュード7.9クラスの地震が想定されています。このように神奈川県内において地震発生の切迫性が指摘される中、平成23年3月11日に東北地方を中心に発生した東日本大震災は、想定をはるかに上回る地震や津波が発生し、原子力発電所の事故による放射性物質の飛散は山北町の特産品である足柄茶にも影響を与え、東日本の広範囲の市町村に大きな被害をもたらしました。

さらに、全国的にゲリラ豪雨や竜巻等の異常気象が発生し、ここ数年、山北町でも大雨による大規模な土砂災害等が数多く発生しています。町内を流れる酒匂川は西丹沢山系の集水面積に加えて、上流域である静岡県御殿場市や小山町から流れ入る鮎沢川も合流し、豪雨が長時間続くと大規模な洪水をもたらします。

山北町の地形、地質を十分認識した上で、これまでの地震やゲリラ豪雨の経験を踏まえ、町民が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

## 4 急速な情報化社会への対応

近年、新しい情報通信基盤や機器が次々と登場し、扱える情報量や情報通信スピードなど、日進月歩の勢いで変化しています。

情報量が増えることで、自分に必要な情報を選択したり、情報を的確に判断したりする能力が必要になることから、情報リテラシー（情報を使いこなす力）教育を進める必要があります。

また、東日本大震災の直後には、SNS<sup>\*</sup>（ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した防災情報、避難情報の提供がなされる等、これまでにない方法で情報の行き来が盛んに行われました。このため、山北町においても急速な情報化に対応した、新たな情報提供体制を構築していく必要があります。

## 5 協働のまちづくりの推進

生活様式や価値観の多様化、複雑化によって、地域社会を支えてきた従来の家族や地域のつながりが弱まってきています。核家族化によって、世代間の絆が薄れ、地域においては近所づきあいが疎遠になり、自治会活動に代表される地域の活動への参加者が固定化してきています。

山北町は、都市部に比べれば、まだまだ町民どうしの結びつきが強いと言えますが、近年、自治会未加入者が増加するなど、徐々に隣近所のつながりが薄まりつつあります。このため山北町自治基本条例の理念を基本とし、町民と行政が互いに協力して、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを協働で進める必要があります。

<sup>\*</sup>SNS：ネット上で参加者が互いに友人を紹介し合い、個人の興味、嗜好などを登録し共通の友人関係を広げていくコミュニティ型ウェブサービス。



## 2 町の特色

### ∞ (1) 豊かな森林に恵まれた水源の町 ∞∞∞

町域面積の約90%は、丹沢大山国定公園や県立自然公園を含む森林地域で、三保ダム・丹沢湖の景勝地や中川温泉などの豊かな自然環境に恵まれています。こうした自然は、人々に心のやすらぎを与えるとともに、首都圏の観光・レクリエーションの場として、また神奈川県民の水がめとしての役割も果たしています。

町内には「名水」「森林浴の森」「日本の滝」「名木」「ダム湖」「地質」の全国百選<sup>※</sup>に認定された6つのスポットや関東の富士見百景<sup>※</sup>があり、自然やゆとりへの志向の高まりと、美しい自然景観や環境の価値が再認識されつつある時代にあって、これらを大切に山北町の魅力が一層増しつつあります。

### ∞ (2) 地域と共に支える福祉の町 ∞∞∞

住民活動は、これまでのまちづくりの中で大きな柱となっています。こうした自治会及び各種団体を中心とした住民活動を支えに近隣関係やコミュニティ活動を大切にする気風を創りあげ、身近な地域で支え合う高齢者や障がい者の社会参加や子どもたちの安全を見守る地域社会の形成を目指しています。

### ∞ (3) 豊かな歴史が育む文化の町 ∞∞∞

山北町の歴史は古く、縄文時代中期の尾崎遺跡や平安時代末期から戦国時代にかけての河村城跡、江戸時代の関所跡、用水堀など、先人たちの足跡や伝統文化は、今も私たちの生活の中に受け継がれています。

山岳宗教である山伏修験道の儀式を芸能化したものであるといわれる国指定重要無形民俗文化財の「山北のお峯入り」や県指定無形民俗文化財の「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏝馬」等、貴重な民俗芸能を保存会が中心となって継承しています。

<sup>※</sup>全国百選：名水百選「洒水の滝・滝沢川」、森林浴の森日本100選「西丹沢県民の森」、日本の滝百選「洒水の滝」、新日本名木百選「箒杉」、ダム湖百選「丹沢湖」、日本の地質百選「丹沢山地の変成岩」。

<sup>※</sup>関東の富士見百景：「丹沢湖千代の沢園地展望台」、「大野山」。



#### ∞ (4) 首都圏と三県をつなぐ交流と連携の町 ∞∞

山北町は、東京から80km圏に位置し、わが国有数の観光地である富士箱根伊豆国立公園に隣接するとともに、県内で唯一、静岡県、山梨県と隣接しており、県域を越えた生活圏の広がりをみせています。

また、神奈川県が策定したかながわグランドデザインでは、富士箱根伊豆地域の一体的な振興を図る観点から、国内外からの観光客の誘致や、環境対策、交通体系整備などについて、山梨県、静岡県と連携した取り組みを進めています。

山北町は、多様で豊かな自然を有する隣接市町村と連携し、相乗的な効果を発揮していくことのできる位置にあります。

#### ∞ (5) 豊かな自然を生かした観光の町 ∞∞

山北町には、中川温泉や国指定天然記念物の箒スギ、日本の滝百選の洒水の滝、河村城址歴史公園などの観光名所を求めて、年間約164万人（平成29年）の観光・レクリエーション客が訪れています。また、「森林セラピー基地」の認定を取得したことに伴い、森林の持つ癒し効果を求めて訪れるハイカーも増えています。

全国規模となった丹沢湖ハーフマラソンや全国でも数少ないカヌーマラソンなどのイベントも開催されています。また、品川区との交流施設ひだまりの里、中川水源交流の里施設、河内川ふれあいビレッジなどが整備され、地域の特性を生かした文化、各種交流事業の充実、農地の有効活用による体験型の観光農園等により都市住民との交流を図っています。



### ∞ (3) 人口対策について ∞∞

- 今後の町の人口対策は、「できるだけ人口が増えるように対策を強化するべきだ」が最も多く5割で、「現状の人口を維持するべきだ」を合わせた『対策強化・現状維持』は7割となっています。
- 『対策強化・現状維持』と答えた人が思う、町の人口を増やすまたは減らさないために大事なことは、「交通の利便性の向上」が最も多く5割半ば、以降「企業誘致や既存産業の振興など、働く場所の確保」が4割半ば、「日常の買い物環境の充実」が3割と続いています。
- 『対策強化・現状維持』と答えた人が思う、定住施策としてすべきだと思う住宅に関連した施策は、「町による空き地や空き家情報の提供」と「ゆとりある田舎暮らし住宅などの特徴ある住宅地開発」が多くいずれも3割半ば、以降「新规定住者に対する税制面の優遇など定住促進制度の確立」が約3割と続いています。

### ∞ (4) 土地利用について ∞∞

- 開発と保全についての考えは、「生活の便利さ、経済の豊かさ、地域全体の活気を高めるために、積極的に開発を進めるべきだ」が最も多く3割、以降「どちらかといえば地域開発に重点をおく」が2割半ば、「どちらかといえば自然を守ることに重点をおく」が約2割と続いています。
- 土地の利用について特に重要な取り組みは、「市街地内における空き地や空き家などの遊休地を有効に活用する」と「産業・商業等の誘致を進め、積極的な土地利用を図る」が多く、いずれも3割半ばとなっています。
- 活力あふれる地域にするために必要な取り組みは、「駅前周辺の住宅地・商業地の開発を進め、定住者を確保し利便性の高いまちにする」が最も多く3割半ばとなっています。





- ∞ **(12) 町からの情報について** ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞
  - 町に関する情報の主な入手手段は、「広報やまきた」が最も多く約9割、以降「回覧」が6割、「議会だより」が約4割と続いています。
  - 町政について日ごろから知りたいと思っていることは、「これから進めていこうと計画している事業やその内容」が最も多く約4割、以降「現在実施している事業の内容や進み具合」、「新しい制度や事務の手続きの紹介」、「行事や催し物など」と続いています。
  
- ∞ **(13) 防災について** ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞
  - 自治会で定めている一時避難場所を知っているかは、「知っている」が8割半ば、「知らない」が1割となっています。
  - 防災に関する情報をどこから得ているかは、「防災無線」が最も多く7割、以降「あんしんメール」が約3割、「テレビ（tvkデータ放送）・ラジオ」が2割、「家族」が1割と続いています。
  - 日ごろから災害に対し行っている備えは、「飲料水の備蓄をしている」が最も多く4割半ば、以降「地域の防災訓練に参加している」が4割、「非常食の備蓄をしている」が3割半ば、「携帯用テレビやラジオを用意している」が約3割と続いています。
  - 自力で避難できない人はいるかは、「避難できない人がいるのは知らない」が6割、「避難できない人を知っている」が3割となっています。
  - 優先順位の高い今後町が進めるべき防災対策は、「水・食料・燃料等の計画的備蓄」と「大規模災害（自然災害・地震）発災時の役場機能の維持」が多く、いずれも4割となっています。
  
- ∞ **(14) まちづくり活動について** ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞
  - 積極的に参加したいと考えるまちづくり活動は、「自治会活動」が最も多く2割半ば、以降「地域のまちおこしや、にぎわいづくりに関する活動」、「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」、「自主防災や災害援助に関する活動」と続いています。また、「参加したいと思わない」は2割で、「自治会活動」の次に多くなっています。
  - 「参加したいと思わない」と答えた人の理由は、「忙しくてそのような時間がもてない」が最も多く3割半ばとなっています。

## ∞ (15) 今後のまちづくりについて ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

- まちづくりを進めていく中で、特に力を入れてほしいと思うこと7分野
- ①都市基盤では、「鉄道の増強を促進する」が最も多く4割半ば、以降「土地の有効活用を行う」が約4割、「バス路線を拡充する」が2割半ばと続いています。
- ②生活基盤では、「地震や台風等の防災対策を強化する」が最も多く4割、以降「救急医療体制を強化する」が3割、「防犯体制を強化する」が1割半ばと続いています。
- ③産業では、「山北駅前を整備し、商店街の活性化を図る」と「企業や研究所を誘致し、雇用の確保を図る」が多くいずれも3割半ば、以降「観光・レクリエーション施設を整備する」が2割半ばと続いています。
- ④社会福祉では、「高齢者福祉を強化する」と「医療施設を充実する」が多く、いずれも約3割半ばとなっています。
- ⑤地域活動では、「地域活動（コミュニティ活動）を推進する」が最も多く2割半ば、以降「地域活動の助成制度を充実する」と「ふれあい施設・集会施設を整備する」がいずれも2割と続いています。
- ⑥公共施設では、「体育施設の建設」が最も多く3割半ばとなっています。
- ⑦町政に望むことでは、「必要性や効果の低い事業の見直し」と「町政情報のわかりやすい提供」が多く、いずれも約3割となっています。
- 山北町の魅力と活力を高めるために必要だと思う施策は、「御殿場線や富士急湘南バスの運行本数を増やす対策を進める」が最も多く約4割、以降「企業を誘致し、就業の機会を増やす」、「山北駅前を整備し、商業の拠点づくりを進める」、「道路、鉄道、高速道路インターチェンジなどの交通網を整備する」と続いています。

## 第4章 まちづくりの課題

### 1 町民参加のまちづくりの推進

山北町自治基本条例の目的である「町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり」を目指し、町民参加のまちづくりを進める必要があります。

### 2 現実的な人口フレームの設定とまちづくり

従来的人口増加を前提とした考えを転換してまちづくりを進めていく必要があるため、現実的な人口フレームを設定して、山北町の豊かな自然環境、先人から受け継いだ伝統文化や首都圏の圏域である地理的条件等を前面に出した各種施策を展開していく必要があります。

### 3 定住対策と地域活性化

自然減や町外転出により人口が急激に減少している中、定住人口を増やすための取り組みは重要であり、子育て世代等に配慮した定住対策の一層の充実が求められています。また、まちづくりに多くの町民が参加することで、多様な意見が生まれ、他の人の意見や活動を尊重し、自らの発言や行動に責任を持つ社会環境を整える必要があります。

### 4 学習環境の整備とまちづくりの担い手の育成

教育環境の整備と教育内容を充実し、将来を担う幼児、児童、生徒一人ひとりの個性や能力を生かす教育の一層の充実が求められています。また、青年層には、まちづくりのリーダーとしての活躍が望まれるほか、高齢者には、豊かな社会経験で培われてきた技術や知識、経験を活用し、地域のまちづくりの担い手としての活躍が望まれます。そのため、生涯にわたっていきいきと楽しく山北町で暮らすことのできる世代に応じた生涯学習環境の整備を進める必要があります。

### 5 健康づくりと福祉の充実

全ての町民が健康でいきいきと暮らすためには、継続した健康づくりへの取り組みが必要です。疾病予防や介護予防等を進め、いつまでも町民が健康でいられるようライフステージに応じた健康づくりの仕組みが求められています。

また、限られた財源を効率的に運用し、町民のニーズに合った福祉施策を強化し、一層充実させていく必要があります。



## 6 防災・減災と安全安心施策の推進

神奈川県西部地域には、活動度が高い神縄・国府津―松田断層帯の活断層があり、マグニチュード7クラスの地震を起こす危険性があると想定されています。また、近年多発するゲリラ豪雨は富士山から噴出したスコリア※が堆積している急峻な地形に土砂災害を数多く発生させ、静岡県側からの鮎沢川も合流した酒匂川に大規模な洪水をもたらします。

このため、防災・減災を重点とした安全安心施策を進めることは、差し迫った重要な課題であり、災害に強い山北町をつくと同時に町民一人ひとりが災害時における、自助・共助・公助の役割分担を十分理解した上で災害対応を行うことが求められています。

## 7 森林と清流を生かした水源地域にふさわしい環境整備

地球環境問題への意識の高まりなどにより、森林資源と水資源の重要性は増す一方となっています。町域の約9割が丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む森林地域で、神奈川県民の水がめである三保ダム・丹沢湖を有する山北町は、森林と清流を生かしながら都市住民との交流を図り、自然と調和のとれた環境整備を一層進める必要があります。

## 8 自然環境・歴史文化を生かした交流人口の増加

豊かな自然環境や先人たちが残した伝統文化など、山北町には他に誇れる資源が数多くあります。加えて、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関であり、神奈川県民の水がめ「三保ダム・丹沢湖」に代表される豊富な自然に恵まれ、年間160万人以上が訪れています。これらの観光資源を生かし、交流人口の増加につなげていく必要があります。

## 9 交通利便性の向上

町民アンケートにおいても要望の多い交通利便性の向上は重要課題であり、引き続きバスや鉄道を始めとした町民の生活交通の確保並びに広域幹線道路網の整備に取り組んでいく必要があります。

## 10 産業の振興

農林業者が生産から加工、販売まで取り組む6次産業化や、体験型の観光農園等新たな農林業の展開を図る必要があります。また、環境に配慮した先端産業の企業誘致に取り組むとともに、雇用の場の確保を図る必要があります。

※スコリア：破片状の火山噴出物の一つ。玄武岩など鉄、マグネシウムなどの多いマグマの発泡により生ずる。爆発的噴火に伴う降下堆積物。

# 第5章 計画の全体像

## ●● 基本構想 ●●

### ●● 基本理念 ●●

自立 協働 活力

### ●● 将来像 ●●

「みんなで作る 魅力あふれる元気なまち やまきた」

### ●● 重点プロジェクト ●●

- 1 町民力・地域力を発揮するプロジェクト
- 2 若者定住・子育て支援プロジェクト

### ●● 分野別構想 ●●

- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 1 自立したまちづくり                     | (自立・協働分野) |
| 2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり             | (教育文化分野)  |
| 3 健康と福祉のまちづくり                   | (保健福祉分野)  |
| 4 安全安心で住みよいまちづくり (防災・防犯・生活環境分野) |           |
| 5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり            | (産業振興分野)  |

●● 基本計画（分野別計画） ●●

第1章  
自立したまちづくり  
(自立・協働)

- 1 協働のまちづくりの推進
- 2 交流と広域によるまちづくりの推進
- 3 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進
- 4 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

第4章  
安全安心で住みよいまちづくり  
(防災・防犯・生活環境)

- 1 災害に強い安全安心のまちづくりの推進
- 2 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進
- 3 快適な居住環境の整備
- 4 土地の有効活用
- 5 利便性の高い交通基盤の整備

第2章  
学びと歴史文化を生かしたまちづくり  
(教育文化)

- 1 次代を担う子どもの教育・青少年の育成
- 2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進
- 3 人権尊重のまちづくりの推進

第5章  
地域の魅力を高める活力あるまちづくり  
(産業振興)

- 1 活力と魅力ある農林業の振興
- 2 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興
- 3 地域の活力を創る商業の振興
- 4 優れた資源を生かした鉱工業の振興
- 5 働きやすい環境づくり

第3章  
健康と福祉のまちづくり  
(保健福祉)

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療体制の充実
- 3 地域福祉の充実
- 4 児童福祉の充実
- 5 高齢者福祉の充実
- 6 障がい者福祉の推進



ユーシンプルー



ユーシン溪谷

YAMAKITA

## 第2編 基本構想

YAMAKITA

# 第1章 基本理念

## ～まちづくりのキーワード～

本計画では、「自立」、「協働」、「活力」を基本理念として定め、個性豊かな活力に満ちた元気なまちづくりを進めます。

### 1 自立

地方分権社会に対応した身の丈に合った行財政運営を行い、全ての人が健康でいきいきとした生活を送ることができる、自立したまちづくりを進めます。

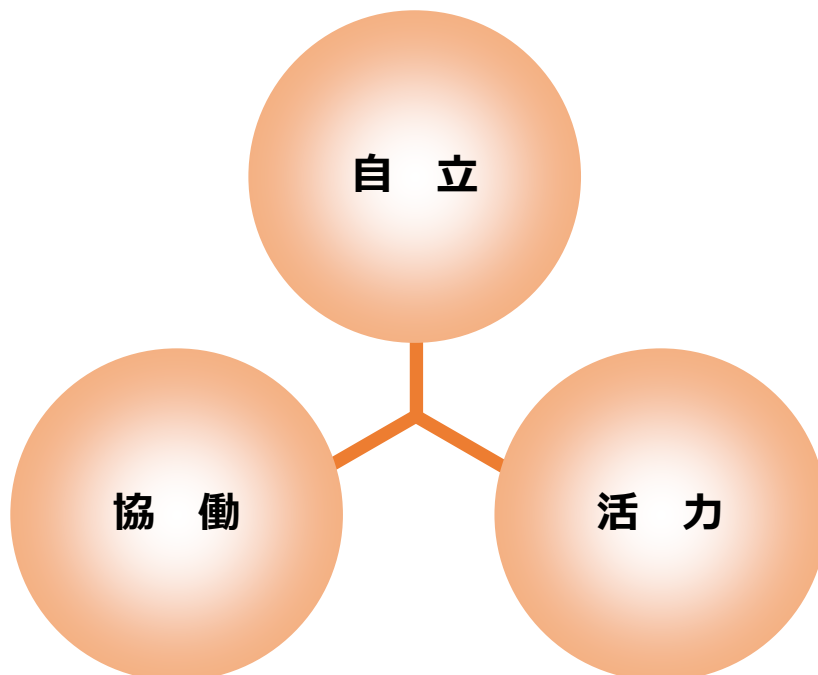
### 2 協働

町民、行政及び議会が自ら主体となってまちづくりを行うために、互いに協力し合える、協働のまちづくりを進めます。

### 3 活力

産業振興や定住対策に取り組み、活力のある元気なまちづくりを進めます。

【まちづくりの3つのキーワード】



## 第2章 将来像

「自立」、「協働」、「活力」の基本理念のもと、各種施策を進め、将来の町の姿を次のとおり定めます。

みんなでつくる

魅力あふれる元気なまち やまきた

町民は、日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるよう、創意工夫を図り、自分たちの地域のことを自ら考え、地域の維持・発展のために動き始めています。また、地域の絆が随所に残り、まちに愛着を持つ多くの町民の存在、協働のまちづくりの土台がしっかりしていることは私たちの誇りです。大型商業店舗や企業の進出、新東名高速道路の建設など、ここ数年でまちを取り巻く環境が大きく変化しようとしている中で、元気なまちを目指します。

町内には、雄大な山々、美しい三保ダム・丹沢湖をはじめとした多様な観光資源が点在する観光地でもあります。整備されたハイキングコースや森林セラピーロード、信玄の隠し湯中川温泉、日本の滝百選洒水の滝、360度大パノラマが展望できる大野山、県指定史跡河村城跡、蒸気機関車「D52」を保存展示した山北鉄道公園など、まちの魅力は至るところにあります。

また、国指定重要無形民俗文化財の「山北のお峯入り」や県指定無形民俗文化財の「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏝馬」等、貴重な民俗芸能も保存会により継承されています。

今後も魅力の創造や再発見、資源の有効活用や資源間の連携を進め、魅力あふれるまちを目指します。

このような現状と未来への展望を踏まえ、町民も訪れる人も笑顔にあふれ、健康で生きがいや活力に満ち、元気という言葉が似合うまちを目指します。

そこで、本計画の将来像は「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」とします。





∞ (2) 就業者数 ∞∞∞

平成35年（2023年）における山北町の就業者数は、4,899人と設定します。第1次産業就業者数は239人、第2次産業就業者数は1,358人、第3次産業就業者数は3,302人と設定します。

	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2023年 目標
就業者	7,555人	6,949人	6,459人	5,857人	5,279人	4,899人
第1次産業	654人	493人	441人	362人	353人	239人
第2次産業	2,765人	2,421人	2,035人	1,762人	1,520人	1,358人
第3次産業	4,120人	4,002人	3,929人	3,637人	3,292人	3,302人
分類不能	16人	33人	54人	96人	114人	0人
就業者比率	63.0%	59.3%	57.9%	55.5%	54.5%	51.2%

(平成7、12、17、22年、27年は国勢調査の数値)



そして、地域分類別の町土地利用の基本方向としては、主に都市地域（用途地域）を中心に生活環境の充実や、交通利便性の強化と合わせ優良な住宅、宅地の確保に努めます。

また、主として山間部の農林業的な土地利用が行われている地域では、農林業の振興を図りつつ、地域コミュニティの維持のため地域産業の振興や新規定住者の確保を行い、総合的な地域振興を図ります。

### ①用途地域の土地利用方針

用途地域では、生活拠点としての都市基盤の整備に重点を置き、利便性の高い生活環境づくりを行います。

特に住宅供給については、市街地部における人口フレーム、必要となる用地確保について十分な検討をした上で重点的に行うこととし、計画的な企業誘致に伴う従業員住宅の必要性からも社宅や賃貸住宅を誘導し、産業振興と定住対策の連携を図ります。

また、JR山北駅、東山北駅周辺への商業施設のさらなる誘導を図り、利便性の高い生活環境の実現を目指します。

### ②特定地域<sup>※</sup>の土地利用方針

特定地域においては、農林業等の基幹産業の振興を図りつつ、製造業や観光産業等の誘致により就業地及び定住人口の確保を進めます。このため農用地、森林、宅地等の土地利用の転換については、優れた自然環境と景観の調和を図りつつ計画的かつ良好な土地利用の転換を図ることを基本とします。

また、特定地域が自立したコミュニティを形成するために地域の拠点づくりを進めて、地域の総合的な活性化を目指します。

<sup>※</sup>特定地域：平成5年に神奈川県が策定した「特定地域土地利用計画策定指針」に基づく表現であり、都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域(白地区域)と都市計画区域外の全域を指しています。

## 第4章 重点プロジェクト

本計画の将来像である「みんなで作る 魅力あふれる元気なまち やまきた」の実現に向けて、特に重要と考えられる取り組みを、重点プロジェクトとして次のとおり定めます。この重点プロジェクトは、第5章の分野別構想や第3編の基本計画（分野別計画）から抜粋した施策や、横断的に取り組む施策を掲載しており、重点プロジェクトに関連する事業は、今後優先的に実施していくこととします。

なお、重点プロジェクトとして取り組む事業は、「町民力・地域力」、「若者定住・子育て支援」をキーワードに、社会情勢の変化や地域の課題、国の動きなどを踏まえ、予算編成時に毎年公表します。

### 1 町民力・地域力を発揮するプロジェクト

山北町の活力の原点は地域にあり、地域が元気になることでまち全体が元気になります。地域には多様な人々が暮らし、まちづくりの役割を担う組織がありますが、最も基礎的な地域組織である自治会の未加入者が増加傾向にあるのが現状です。

こうした中、自治会を含め町民の一人ひとりが地域づくりの主役であることを認識し、行政は町民の提案や要望などに耳を傾け、協働でより良い地域づくりを行うことが重要です。

そのため、「町民力・地域力を発揮するプロジェクト」を町民とともに取り組みます。

#### 施策1 自治基本条例に基づく町民提案等による様々な取り組みを進めます。

- ▶ 自治基本条例に基づく協働のまちづくりを進めます。
- ▶ 気軽に参加できるコミュニティ活動への参加を広く呼びかけます。
- ▶ 町内各地区で座談会を開催し町民との情報共有化を図ります。
- ▶ 自治会等の活動拠点となる集会所等の整備を支援します。
- ▶ 高齢者が行う教養文化、スポーツや就労等の各分野での活動を支援します。

#### 施策2 郷土意識等を醸成して、町民がまちづくりに参加できる地域ボランティア活動を促進します。

- ▶ ボランティア団体との連携により、団体の組織の強化・充実を図ります。
- ▶ 町民のまちづくり活動が促進されるよう、ボランティアやNPOなどを支援します。
- ▶ 町民のボランティア意識の高揚を図ります。

**施策3 自治会の活動と適正な規模の組織体制づくりを支援します。**

- 適正規模の自治会組織となるよう支援します。
- 自治会活動を支援します。
- 自治会や連合自治会と連携して自治会組織の強化に努めます。

**施策4 地域で自主的に行う防災・防犯対策、道路・公園等の環境整備活動を支援します。**

- 防災のまちづくりの気運や町民意識を高めます。
- 計画的に地域防災計画を見直します。
- 自主防災組織の体制整備に向けて、啓発や助言・育成を行います。
- 防災備蓄物資の充実を図ります。
- 犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。
- 花いっぱい運動など環境美化運動を支援します。

**施策5 自然や伝統文化を生かした祭りやイベントをとおして、地域のつながりを深め・交流人口を増やします。**

- 民俗文化財・伝統文化・歴史資源の魅せる活用を図ります。
- 町民、商店主のおもてなし意識を高めます。
- 山北町観光協会や山北町商工会と連携して、イベントの充実を図ります。
- 町民の憩いの場となる公園づくりや河村城跡の史跡整備を進めます。
- 森林セラピー体験事業の充実を図ります。
- ハイキングコースや道標を整備します。

**施策6 積極的に行政情報を提供して、行政の透明性を高めまちづくりへの町民参加を図ります。**

- 町政の取り組みを広報紙、ホームページでわかりやすく伝えます。
- 事業や計画の説明を積極的に行います。
- 窓口サービスの充実を図ります。
- パブリックコメント<sup>※</sup>を充実させるなど、事業の透明性を高めます。
- 町税などの徴収体制を強化して、税負担の公平性を確保します。
- 行政評価を町政運営に積極的に反映させます。
- 行政事務のICT化を進め、町民サービスの向上に努めます。
- 審議会などにおける町民参加を促します。

<sup>※</sup>パブリックコメント：行政機関が政策を決める過程で素案を公表し、広く住民の意見を聴いて行政の意思決定を行う制度。

## 2 若者定住・子育て支援プロジェクト

我が国全体の人口が減少傾向にある中で、山北町の人口も急激に減少しており、現在、この人口減少が及ぼす、負の影響が顕著になっています。

山北町においては、就職を機会に転出する若者も多く、人口を増加させることは現実的に難しい状況ですが、働く場の確保や子育て支援及び教育環境の充実を図り定住人口を増加させ、人口の減少幅を抑えることが重要です。

そのため、「若者定住・子育て支援プロジェクト」を重点的に進めます。

### 施策1 誰もが住みやすい美しいまちづくりを進めます。

- 山北駅、東山北駅、谷峨駅周辺を整備します。
- 利用しやすい公共施設や清潔な公衆トイレを整備します。
- 歩道などの整備を進め住みやすいまちをつくりまします。
- クリーンキャンペーン等の実施により景観保全の普及、啓発を図ります。
- 横断的な定住対策の進行管理による効果的な定住対策を進めます。

### 施策2 子どもが安心して暮らせる環境や女性が働き続けられる環境を整備するなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。

- 妊娠、出産、育児に対し母子保健事業の充実を図ります。
- 子育て支援センターなどにより、相談業務や交流、遊び場を提供します。
- 保育サービスなどを充実するとともに、子育てにかかる負担を軽減します。
- 安全・安心な乳幼児の保育・教育の環境づくりを進めます。

### 施策3 学校施設等、設備の整備や教育内容の充実を図り、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす教育を進めます。

- 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校の施設を整備し、安全で快適な教育環境を整えます。
- 一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導を充実し、生きる力<sup>※</sup>を育成します。
- 認定こども園における保育・教育の充実を図ります。
- 幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校の相互の連携の充実を図ります。
- ICTを活用した学習機会の提供の充実を図ります。
- 家庭との連携を深めて家庭や地域における教育の充実を図ります。
- 外国人補助教師を活用した国際理解教育を進めます。
- 子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図る食育を進めます。

<sup>※</sup>生きる力：変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力を育てること。

#### 施策4 企業誘致を推進して雇用の場を確保するなど、 若年層の町外流出を防ぎます。

- 丸山地区、平山工業団地への企業誘致を進めます。
- 都市マスタープラン<sup>※</sup>や住宅マスタープランに基づく都市基盤整備を進めます。
- 第3次土地利用計画に基づく計画的かつ有効的な土地利用を図ります。

#### 施策5 鉄道やバス等の公共交通の利便性の向上を図ります。

- 御殿場線の便数の増加や路線バスの維持を関係機関に働きかけます。
- 山北駅の駅舎を活用し継続的な乗車券の簡易委託販売を実施します。
- 公共交通空白地域における新たな交通システムを構築します。

#### 施策6 買い物ができる商業施設の整備を促進します。

- 山北駅や東山北駅周辺に商業施設の整備を進めます。
- 生産者や加工事業者・商業者等と連携を図り農業の6次産業化を進めます。

#### 施策7 民間活力等を活用した優良な住宅開発を促進します。

- P F I<sup>※</sup>等の民間活力を活用した町営住宅の再編整備を進めます。
- 住宅開発や基盤整備の適切な誘導と促進を図ります。

#### 施策8 町外に居住する若者に対し地域づくりや地場産業体験の場を提供し、 U J Iターン<sup>※</sup>の促進を図ります。

- 様々な交流事業をとおして山北町の魅力を発信します。
- 未利用公有地の宅地化や学校跡地の活用を図ります。
- 大学等と連携して地域間交流の活発化を図る方策を検討します。
- 空き家バンクを活用した定住対策を実施します。

<sup>※</sup>都市マスタープラン：都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来あるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにしたもの。

<sup>※</sup>P F I：公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように行政が直接施設を整備せずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法。

<sup>※</sup>U J Iターン：Uターンは地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Jターンは地方から大都市へ移住したあと、地方近くの都市へ移住すること。Iターンは地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

# 第5章 分野別構想

## 1 自立したまちづくり（自立・協働）

人口減少社会の到来により、社会経済情勢の変化がめまぐるしい現代において、従来の右肩上がりの時代は終わりを迎えました。こうした中、限られた資源をいかに効率的に配分して行財政運営に反映するかが重要となっています。また、地方分権の進展によって、町の自主性が強く求められてきています。

このため、町民参加の協働のまちづくりを進めることで、山北町の個性を伸ばし、魅力あるまちづくり、自立したまちづくりを目指します。

- ∞ **(1) 協働のまちづくりの推進** ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞  
平成25年4月に施行された山北町自治基本条例は、自分たちの町を守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指しています。町民一人ひとりが、地域社会の一員として、自治会活動を中心とした地域の活動への参加・参画ができる仕組みづくりや、コミュニティ活動が活発なまちづくりを進めます。また、町民との協働を進めるために、町民への行財政に関する情報の積極的な提供を行い、町民参加の協働のまちづくりを目指します。
- ∞ **(2) 交流と広域によるまちづくりの推進** ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞  
山北町の豊かな自然環境を生かし、水源地域と都市住民との交流事業など多彩な交流を展開して、交流によるまちの活性化に努めるとともに、広域による行政運営を進め、魅力ある圏域づくりを進めます。
- ∞ **(3) 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進** ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞  
地方分権が一層進む中、地方が主体となり、必要な行政サービスを町民に提供することが求められています。人口が減少傾向の中、税収の増加を見込むことは厳しい状況ですが、積極的な行政改革に取り組むとともに、効率的な行政運営を進め、健全な行財政運営を目指します。
- ∞ **(4) 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進** ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞  
山北町の豊かな自然環境や子育て支援制度など、魅力的な定住環境の情報発信や、民間活力を活用した定住のための受け皿づくりを進めるなど、定住施策を総合的に進め、魅力ある定住環境の構築を目指します。



## 2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）

町民が、生涯を通じて学び、自らを高めることは、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる」ことにもつながります。

このため、幼児・学校教育の充実をはじめ、山北町の自然環境、伝統文化等の町内各地域の資源を生かして、学びと歴史文化を生かしたまちづくりを目指します。

### ∞ (1) 次代を担う子どもの教育・青少年の育成 ∞

幼児教育を充実させるとともに、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

学校教育においては、教育環境の整備や教育内容の充実により、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かすことのできるきめ細かな教育を進めます。

また、学校・家庭・地域が連携して、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

### ∞ (2) 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進 ∞

生涯を通じて学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、学習機会の充実や学びの場の提供などを図ります。

また、子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。自発的で活発な文化活動の支援や発表の機会の充実に努めるとともに、地域特有の文化遺産や歴史に親しめる環境づくりを進めます。

### ∞ (3) 人権尊重のまちづくりの推進 ∞

すべての人がお互いの人権を尊重し、共に協力して支え合うことができるよう、人権教育や啓発活動を行います。

また、性別に関係なく、その人の個性、能力を十分に発揮することができ、就業や地域活動等のあらゆる分野に参画できる環境づくりを進めます。

### 3 健康と福祉のまちづくり（保健福祉）

町民誰もが健康でいきいきと暮らせることを望んでいます。少子化対策は、これまで以上に子育て支援に力を入れていく必要があります。高齢化対策は、高齢者の健康づくりや、介護予防、高齢者世帯への支援など総合的な支援体制の充実を図っていくことが必要になります。

このため、町民の年齢・ライフステージ等に応じた健康づくり施策や質の高い福祉サービスの提供体制を整備し、健康と福祉のまちづくりを目指します。

- ∞ **(1) 健康づくりの推進** ∞∞∞  
町民一人ひとりの健康増進を図り、生涯にわたっていきいきと健康で暮らせるよう、ライフサイクルに応じた保健サービスと、健康づくり事業を充実します。また、町民や地域の自発的な健康増進活動に必要な支援を図ります。
- ∞ **(2) 地域医療体制の充実** ∞∞∞  
町民が安心して質の高い医療を受け、健康で安定した生活を送ることができるよう、医療体制の充実や国民健康保険事業などの適正な運用を進めます。
- ∞ **(3) 地域福祉の推進** ∞∞∞  
誰もが住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らせるよう、山北町社会福祉協議会と連携して、自助、共助、公助の考え方を基本とした福祉のまちづくりを進めます。
- ∞ **(4) 児童福祉の推進** ∞∞∞  
次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。また、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的な子育て支援の充実を図り、児童福祉を進めます。
- ∞ **(5) 高齢者福祉の推進** ∞∞∞  
高齢者がその技術や知識、経験を活かし、積極的にまちづくりに参加し、地域で元気に暮らすことができるよう、健康づくりや介護予防、生きがいづくりに向けた必要な施策を推進するとともに、福祉サービスや介護サービスの充実を図るなど、高齢者福祉を進めます。
- ∞ **(6) 障がい者福祉の推進** ∞∞∞  
障がいのある人が自立して住み慣れた地域で暮らせるよう、自立活動の支援や生活支援体制の充実を図るとともに、障がい福祉サービスの一層の充実を図り、障がい者福祉を進めます。

## 4 安全安心で住みよいまちづくり（防災・防犯・生活環境）

町民が望むことは、快適性と安全性が確保された安全安心な暮らしです。周辺にいくつかの活断層がある地形、最近多発するゲリラ豪雨、土砂災害が危惧される急峻な山々等により、町民の防災意識は高まっています。

このため、災害に強いまちづくりを一層進めると同時に、自然環境に対応した道路、水路、上下水道等の整備を進めます。また、地域生活交通の充実など、町民の生活利便性の向上を図り、安全安心な住みよいまちづくりを目指します。

### ∞ (1) 災害に強い安全安心のまちづくりの推進 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

発生が予見される神奈川県西部地震、東日本大震災の発生、頻発するゲリラ豪雨等、町民の防災に対する関心はこれまでになく高まっています。町民の生命及び財産を守り、被害を最小限にとどめることができるよう、防災対策の強化や公共施設の老朽化対策・消防・救急体制の充実を図るとともに、自助・共助・公助の考え方を基本に地域ぐるみの防災対策を充実します。

また、町民が安心して生活できるよう、交通安全対策や消費者保護対策の充実、地域ぐるみの防犯活動を進めます。

### ∞ (2) 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

山北町には、広大な森林と豊かな水資源があります。地球温暖化をはじめ環境問題への関心が高まる現在、地球温暖化防止や豊かな自然環境保全の取り組みを進めるとともに、廃棄物の適正な処理や環境衛生活動を進め、環境に優しいまちづくりを進めます。

### ∞ (3) 快適な居住環境の整備 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

町民の生活満足度が向上するよう、良好な住宅環境づくりを進め、道路、水路、上下水道、公園などの公共施設は、現存施設の老朽化に対応するため、廃止も含めて検討するとともに、維持管理上必要な補修、長寿命化を進め、快適な居住環境の整備を行います。

### ∞ (4) 土地の有効活用 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

均衡ある町土の発展を目指し、地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、計画的な土地利用を図ります。

### ∞ (5) 利便性の高い交通基盤の整備 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

町民の関心が高く、また定住人口の確保、企業誘致に大きな効果が見込めるのが交通基盤の整備です。

このため、バスや鉄道を始めとした公共交通網の整備を図るとともに、幹線道路・生活道路などの整備を進めます。

## 5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）

豊富な資源や地域の産業は、町民の安定した暮らしを支え、町の活力を生み出し、地域経済を支える基盤です。

このため、農林業、観光業、商業、鉱工業などの一層の振興を図り、山北町の魅力を高める活力あるまちづくりを目指します。

### ∞ （１） 活力と魅力ある農林業の振興 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

高齢化の進展に伴う就業者の減少により、遊休農地や十分な管理がされていない森林が増えています。このため、農林業の担い手の育成や生産基盤の充実を図るとともに、都市住民との交流などにより付加価値の高い特色ある交流・観光農業の振興を図ります。

また、水源の森林づくりや多様な森林利用を進めるほか、消費者が安全で安心できる畜産業の振興を図ります。

### ∞ （２） 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

山北町の持つ豊かな自然等の観光資源を生かし、多様な観光レクリエーションの場と機会を創出し、観光ネットワーク化を進め、魅力ある観光の振興を図ります。

また、山北町観光協会と連携して、観光情報を広く発信するとともに、特色あるイベントの充実を図ります。

### ∞ （３） 地域の活力を創る商業の振興 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

山北駅・東山北駅の周辺整備を進め、空き店舗の有効活用や他産業との連携により、町民の生活利便を高め、利用客で賑わう商業の振興を図ります。

また、山北町商工会と連携して、山北ブランドの認定や農林業などと連携した特産品の開発等により、商業の活性化を図ります。

### ∞ （４） 優れた資源を生かした鉱工業の振興 ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

環境に配慮した先端産業など企業誘致等を積極的に行うとともに、企業の経営改善や地場産業の育成を図ります。

また、自然環境の保全等に配慮した秩序ある砂利採取と適切な山砂利採取跡地利用の検討を行います。

### ∞ （５） 働きやすい環境づくり ∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

勤労者福祉の充実を図り、働きやすい環境づくりを進めます。

また、雇用の安定を図る取り組みを進めるほか、新たな雇用の創出に努めます。

YAMAKITA

# 第3編 基本計画 (分野別計画)

YAMAKITA

# 体系図

章	節	項
<b>*第1章*</b> <b>自立したまちづくり</b> (自立・協働)	第1節 協働のまちづくりの推進	第1項 コミュニティ活動の活性化 第2項 情報化と情報公開の推進
	第2節 交流と広域によるまちづくりの推進	第1項 交流によるまちの活性化 第2項 広域行政の推進
	第3節 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進	第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進
	第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進	第1項 定住総合対策の推進
<b>*第2章*</b> <b>学びと歴史文化を生かしたまちづくり</b> (教育文化)	第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成	第1項 幼児教育の充実 第2項 小学校・中学校教育の充実 第3項 地域教育力の活用 第4項 次代を担う青少年の健全育成
	第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進	第1項 生涯学習の充実 第2項 生涯スポーツの充実 第3項 文化活動の推進
	第3節 人権尊重のまちづくりの推進	第1項 男女共同参画社会の推進 第2項 人権尊重のまちづくりの推進
<b>*第3章*</b> <b>健康と福祉のまちづくり</b> (保健福祉)	第1節 健康づくりの推進	第1項 健康づくり事業の充実 第2項 保健サービスの充実
	第2節 地域医療体制の充実	第1項 医療体制の充実 第2項 社会保障の充実
	第3節 地域福祉の推進	第1項 地域福祉の推進 第2項 低所得者福祉の充実
	第4節 児童福祉の推進	第1項 子育て支援・児童福祉の充実
	第5節 高齢者福祉の推進	第1項 高齢者福祉の充実 第2項 介護保険の充実
	第6節 障がい者福祉の推進	第1項 障がい者福祉の充実
<b>*第4章*</b> <b>安全安心で住みよいまちづくり</b> (防災・防犯・生活環境)	第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進	第1項 交通安全対策の充実 第2項 防災対策の強化 第3項 消防・救急体制の充実 第4項 地域安全対策の充実 第5項 安心できる消費生活の確立
	第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進	第1項 人と自然が共に生きるまちづくり 第2項 豊かな自然環境の保全 第3項 廃棄物の適正処理 第4項 環境衛生の向上 第5項 快適な環境の創造
	第3節 快適な居住環境の整備	第1項 良好な住宅環境の構築 第2項 上水道の整備 第3項 生活排水処理施設の整備 第4項 公園・緑地の整備
	第4節 土地の有効活用	第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用
	第5節 利便性の高い交通基盤の整備	第1項 公共交通機関の充実 第2項 幹線道路の整備 第3項 生活道路の整備 第4項 道路環境の整備
<b>*第5章*</b> <b>地域の魅力を高める活力あるまちづくり</b> (産業振興)	第1節 活力と魅力ある農林業の振興	第1項 農業の振興 第2項 林業の振興 第3項 畜産業の振興 第4項 水産業の振興
	第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興	第1項 観光の振興 第2項 観光ネットワーク化の推進 第3項 観光推進体制の整備
	第3節 地域の活力を創る商業の振興	第1項 商業の振興
	第4節 優れた資源を生かした鉱工業の振興	第1項 工業の振興 第2項 鉱業の振興
	第5節 働きやすい環境づくり	第1項 働きやすい環境づくり

## 施 策

1	コミュニティ活動の推進／ 2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進
1	情報化の推進／ 2 情報公開の推進
1	地域間交流の推進／ 2 国際交流の推進／ 3 広域的な交流の促進
1	多様な広域行政の推進
1	計画行政の推進／ 2 行政改革の推進／ 3 行政事務の合理化／ 4 職員能力の向上／ 5 健全な財政運営の推進
1	定住対策の総合的な推進／ 2 やまきた定住相談センター事業の推進／ 3 空家バンク事業の推進
1	教育環境・教育内容の充実／ 2 家庭教育の充実
1	学校施設等の整備／ 2 教育内容の充実／ 3 社会の変化に対応した教育の充実／ 4 特別支援教育と家庭教育の充実
1	交流の促進／ 2 就学の機会の充実
1	交流の促進／ 2 活動の支援
1	生涯学習の総合的な推進／ 2 生涯学習センターの充実
1	スポーツ活動の推進／ 2 スポーツの場の整備と活用
1	文化活動の推進／ 2 文化財の保護と活用
1	男女共同参画社会の推進
1	人権尊重のまちづくりの推進
1	健康づくり活動の充実／ 2 健康教育、相談等の充実／ 3 食育の推進
1	ライフサイクルに応じた保健活動の推進／ 2 保健・医療体制、健康づくり環境の整備／ 3 母子保健事業の充実
1	医療体制の充実／ 2 救急、災害時医療体制等の充実
1	国民健康保険の充実／ 2 後期高齢者医療の充実
1	地域福祉活動の推進／ 2 ボランティア活動の促進／ 3 安全・安心なまちづくりの推進
1	相談指導体制の充実／ 2 低所得世帯の生活の安定
1	地域における子育て支援／ 2 子育て支援の総合的推進／ 3 町民のニーズに対応した保育サービスの充実／ 4 遊び場の整備／ 5 子どもの居場所づくりの推進／ 6 ひとり親家庭への支援／ 7 児童虐待の防止
1	生きがいと健康づくりの推進／ 2 在宅福祉サービスの充実／ 3 高齢者の暮らしやすい生活環境の整備・移動手段の整備／ 4 高齢者虐待の防止
1	制度の啓発と相談体制の充実／ 2 介護サービスの質の確保と向上／ 3 健全な財政運営の推進
1	障がいの早期発見、早期対応／ 2 生活支援体制の充実／ 3 自立活動の支援
1	交通安全意識の向上／ 2 交通安全施設の整備／ 3 安全な道路環境づくり
1	防災対策の推進／ 2 減災対策の推進／ 3 公共施設の老朽化対策／ 4 防災意識の啓発／ 5 自主防災組織等の育成、強化／ 6 帰宅困難者対策の充実
1	消防力の強化／ 2 火災の未然防止／ 3 救急体制の強化
1	地域防犯活動の充実／ 2 防犯灯等の整備
1	消費者教育の推進／ 2 消費者団体の支援
1	都市計画の推進／ 2 環境にやさしいまちづくりの推進／ 3 地球温暖化防止対策の推進／ 4 新エネルギー導入の推進／ 5 環境教育の推進
1	水源の森林づくりの推進／ 2 野生動物の保護管理／ 3 河川整備の推進／ 4 小川、河川、湖の環境整備
1	分別収集の推進／ 2 ごみ処理広域化の推進
1	不法投棄の防止／ 2 特定空き家対策の推進／ 3 有害虫の駆除／ 4 ペットの飼主マナー向上対策の充実
1	環境問題に対する指導、啓発
1	住宅地の整備／ 2 町営住宅の整備
1	水質の確保／ 2 水量の確保／ 3 水道施設の整備／ 4 管理体制の強化／ 5 町民サービスの向上
1	公共下水道の整備／ 2 合併処理浄化槽の整備／ 3 し尿処理の適正化
1	住区基幹公園の整備／ 2 河村城址歴史公園の整備／ 3 県立山北つぶらの公園の整備促進
1	総合的、計画的な土地利用の推進／ 2 定住・生活・就業拠点創出エリアの整備／ 3 広域交流ゲート・産業振興エリアの整備／ 4 山里定住交流環境形成エリアの整備／ 5 自然共生型定住・観光エリアの整備／ 6 水源を生かした観光再生エリアの整備
1	公共交通網の整備／ 2 駅及び駅周辺の整備
1	高速道路の整備促進・スマートインターチェンジの整備／ 2 県道の整備促進／ 3 広域幹線道路等の整備促進
1	町道の整備／ 2 農林道の整備
1	安全、快適な道路環境の整備
1	持続可能な農業経営の確立／ 2 農地の保全と農業基盤の維持・整備／ 3 特色ある農業の振興
1	水源の森林づくり事業の推進／ 2 林業基盤の整備と林業の活性化／ 3 多様な森林利用の推進
1	営農環境の向上
1	増殖事業の強化・養殖事業の振興
1	観光マスタープランの推進／ 2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備／ 3 歴史と自然にふれあう公園整備／ 4 つぶらの・大野山周辺地域の整備／ 5 水源地域交流の里づくりの推進
1	観光ルートの整備／ 2 ウォーキング・ハイキングコース、登山道の整備
1	観光情報の発信強化／ 2 観光協会等の支援
1	山北駅・東山北駅周辺整備の推進／ 2 商業経営の充実
1	企業立地の促進／ 2 工業の活性化／ 3 環境対策の充実
1	砂利採取事業の促進／ 2 山砂利採取跡地の有効活用
1	働きやすい環境の推進



山北鉄道公園蒸気機関車 D5270号機



## 第1章

# 自立したまちづくり

## (自立・協働)

---

第1節 協働のまちづくりの推進

第1項 コミュニティ活動の活性化／第2項 情報化と情報公開の推進

第2節 交流と広域によるまちづくりの推進

第1項 交流によるまちの活性化／第2項 広域行政の推進

第3節 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進

第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

第1項 定住総合対策の推進

## 第1節 協働のまちづくりの推進

### 第1項 コミュニティ活動の活性化

#### 〇〇 基本方針

自治会などのコミュニティ（地域社会）活動を通じて、協働のまちづくりへの町民参画を促進します。また、公共施設や集会所等の有効利用によってコミュニティ環境づくりを進め、町民自らが主体的に地域課題の解決に取り組む、多様なコミュニティ活動が活発なまちづくりを進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 山北町では自治会が中心となって地域の行事、まちの美化活動、防災・防犯活動などが進められていますが、少子高齢化の進展に伴い、地域での助け合いがなければ解決できない問題がますます増えています。こうした中、今後も自治会による積極的な取り組みが期待されています。
- ▶ 自治会に関しては、個人の価値観の多様化や核家族化の進展、構成員の高齢化などから加入世帯が年々減少傾向にあり、自治会加入率の低下によるコミュニティ活動への影響が懸念されています。また、定年年齢の引き上げも担い手不足・担い手の高齢化をもたらし、自治会の組織や活動に大きな影響を与えています。
- ▶ 町民ニーズも多様化して、身近な地域課題への合意形成も以前より困難になっていることから、協働のまちづくりの必要性が高まっています。
- ▶ 町民と行政との信頼を高め、まちづくりの協働体制を築いていくために、わかりやすい情報の提供に努め、町民提案による協働事業などについて検討していく必要があります。

## 施策と事業

### 1 コミュニティ活動の推進

- ▶ 自治会の活動及び運営に対する助成や適正規模の組織とするための自治会の合併を支援します。
- ▶ 自治会や連自治会と連携して、自治会の加入率向上のため様々な取り組みを行います。
- ▶ 自治会活動やコミュニティ活動への参加を呼びかけます。

- まちづくり活動を行う地域づくり委員会やNPOなどが行う、地域間交流活性化活動を支援します。
- コミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を支援します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	自治会活動の支援	○	○	○	○	○
2	地域間交流活性化事業の推進	○	○	○	○	○
3	ボランティア組織・NPO団体への支援	○	○	○	○	○
4	集会所等の整備に対する助成	○	○	○	○	○

## 2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進

- 町民や企業・事業所などと行政との協働のまちづくりを推進します。
- まちづくりに関する情報を町民にわかりやすい形で提供します。
- 各種委員会や審議会等における積極的な町民参加を図ります。
- 空き店舗などを活用した活動拠点の整備を促進します。
- 鉄道のまちやまきたを生かしたまちづくりを推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	自治基本条例に基づくまちづくりの推進 (町・町民)	○	○	○	○	○
2	町民と町長との地域座談会の開催	○	○	○	○	○

指

標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
自治会への加入率	%	82.9	平成30年 (2018年)	85
地域間交流活性化事業の支援	件	2	平成30年 (2018年)	4



## 1 情報化の推進

- 行政手続きのオンライン化を促進します。
- 防災行政無線設備を有効活用します。
- 町民に行政・災害・犯罪情報を伝えるため、広報紙、ホームページ、あんしんメール、tvkデータ放送、ソーシャルメディアの内容充実と活用促進を図ります。
- 個人情報保護条例の適正な運用と情報セキュリティ対策を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	行政手続きのオンライン化の促進	○	○	○	○	○
2	町ホームページの充実	○	○	○	○	○

## 2 情報公開の推進

- 情報公開条例を適正に運営し、町民の知る権利を確保します。
- 各種行政文書の整理や保管文書目録の電子化を進めます。
- 報道機関への情報提供の強化に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	パブリックコメント制度の適正な運用	○	○	○	○	○
2	やまどり通信の充実	○	○	○	○	○

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
ホームページアクセス件数	件	114,000	平成29年 (2017年)	150,000
やまどり通信発信件数	件	40	平成29年 (2017年)	60

## 第2節 交流と広域によるまちづくりの推進

### 第1項 交流によるまちの活性化

#### 〇〇 基本方針

森林と清流など、豊かな自然環境や歴史・地域文化を生かしながら、多彩な地域間交流や国際交流を進め、交流によるまちの活性化を目指します。

神奈川県最西部に位置する町として静岡県、山梨県に隣接していることから広域交通拠点を整備するとともに、生活・文化圏の実態に基づき、近隣市町村との連携を強化し、広域的な交流を進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- 厳しい経済情勢が続いている中で、町の活力や新たな文化を創造していくためには、様々な交流活動をまちづくりにつなげていくことが重要になります。
- 現在、町では、貸農園（市民農園）や農林業体験学習など「農」や「林」を通じた様々な交流事業や、東京都品川区や新潟県村上市（旧山北町）との交流事業を継続して進めるとともに、水源地域交流事業（川崎市交流事業を含む）などを通じて都市住民の水源地域に対する理解を深めるように努めています。今後も継続して、こうした取り組みを充実していく必要があります。
- 富士・箱根・伊豆へと連なる豊かな自然や歴史、文化などに恵まれた地域資源を生かし、観光や産業などの魅力と活力のある広域的な交流圏づくりを目指し、富士箱根伊豆交流圏（SKY広域圏）による県際交流を進めています。
- 丹沢大山国立公園や県立丹沢大山自然公園などの資源の有効活用を図り、広域的な交流を促進するため、県西地域や山梨県、静岡県などの隣接する市町村とこれまで以上の連携の充実を図る必要があります。

## 施策と事業

### 1 地域間交流の推進

- ▶ 山北町の特色を生かして、町内外の地域間交流を進めます。
- ▶ 地域間交流を活発にするための方策を大学等と連携して検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	水源地域と都市住民との交流	○	○	○	○	○
2	やまなみ五湖水源地域交流の里づくり計画等に基づく各種事業の実施	○	○	○	○	○

### 2 国際交流の推進

- ▶ 海外から訪れる外国人との交流活動を促進して、山北町の魅力を海外に発信し、異文化理解を深めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	関係団体との連携による国際交流の実施	○	○	○	○	○

### 3 広域的な交流の促進

- ▶ 魅力と活力ある広域圏を目指してS K Y交流圏による県際交流を進めます。
- ▶ 首都圏の幅広い地域との特色ある交流を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	県際交流の推進	○	○	○	○	○

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
水源地域と都市部との交流イベント参加者	人	242	平成29年 (2017年)	250

## 第2項 広域行政の推進

### 基本方針

人口減少や少子・高齢化が進展する中、行政サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、広域連携による政策的な発展や事務の効率化を図りながら、地域づくりを進めていく必要があります。

また、町民の生活圏の広域化や多様化する広域的な行政需要に適切に対応していくために、より良い広域的な連携のあり方を検討しながら、広域行政を推進するとともに、本町の森林と清流のまちの特性を生かし、魅力ある圏域づくりを進めます。

### 現状と課題・必要性

- 圏域においても、人口減少や少子・高齢化が進んでおり、生産年齢人口の減少による税収の減少や、老年人口の増加による社会保障関係費の増加など、自治体経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 町民の日常生活圏の拡大に伴い、行政需要も多様化、高度化しており、行政課題ごとに広域的な連携が必要になっています。
- これまで足柄上地区1市5町などによる一部事務組合により、し尿やごみ処理、消防などに対応してきました。そして、消防については、平成25年3月に県西地域2市5町で広域化を実現し、消防力の強化を図りました。し尿やごみ処理については、処理施設の老朽化等の課題もあることから、新たな枠組みによる実施の可能性や検証について検討をする必要があります。
- 県西地域2市8町では、神奈川県西部広域行政協議会を組織し、広域的課題への対応を目的とした調査・研究を進めるとともに、広域連携事業の推進に係る協議を行っています。また、足柄上郡5町では、平成30年3月、あしがら地域が目指すべき2040年の将来像や、その実現に向けて広域連携の重要性が高い主要政策の方向性を明らかにした「あしがら地域広域ビジョン」を策定しました。
- 今後も、町民の生活圏の広域化に対応した広域行政サービスのネットワークをさらに充実しながら、魅力ある圏域づくりや、より良い広域的な連携のあり方についての検討を進め、広域行政の推進強化を図っていく必要があります。
- 県では、豊富な地域資源を持つ県西地域を「未病の戦略的エリア」に位置づけ、「未病の改善」をキーワードに各地域の魅力をつなげて新たな価値を創出し、地域の活力を生み出すため「県西地域活性化プロジェクト」を推進しており、その拠点施設として、大井町に『未病バレー「BIOTOPIA（ビオトピア）」』を開設しました。
- 葬祭施設は町民の生活において必要不可欠な施設であり、重要な公共サービスを担うものです。県西地域2市5町では、小田原市が事業主体となり現斎場敷地に小田原市斎場を建て替えることを決定し、2019年7月の供用開始に向けて、引き続き2市5町で広域の枠組みを継続していきます。



## 1 多様な広域行政の推進

- 近隣市町や一部事務組合等と連携して行政サービスの充実を図るとともに、し尿やごみ処理については、新たな枠組みによる実施の可能性や検証について検討を進めます。
- 神奈川県西部広域行政協議会や足柄上地区広域行政協議会、あしがら広域連携協議会等を活用した広域行政を進めます。
- 足柄上郡5町においては、「あしがら地域広域ビジョン」を今後のあしがら地域における地域づくりの指針とし、あしがら地域の持続的発展を目指し、広域連携を推進します。
- 『未病バレー「BIOTOPIA（ビオトピア）」』を拠点として、県西地域の豊富な地域資源の魅力発信を進めます。
- 新たな小田原市斎場の広域化を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	一部事務組合等による広域的な行政サービスの充実（町・事務組合）	○	○	○	○	○
2	神奈川県西部広域行政協議会等による広域的な行政課題の調査・研究（町・協議会）	○	○	○	○	○
3	新たな小田原市斎場の広域化の推進（町・協議会）	○				



塵芥収集車

## 第3節 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

### 第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進

#### 〇〇 基本方針

地方分権に対応した自主的、自立かつ効率的な行政運営を推進するため、積極的に行政改革に取り組むとともに、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応し、かつ多様化する行政需要に的確に対応した、効率的な計画行政を進めます。

時代の要請や町民ニーズに弾力的に対応できる質の高い行政サービスを提供するため、財政運営の効率化や民間経営の視点に立った財政構造の体質強化を図るとともに、財務書類などによりわかりやすい情報を提供します。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 自主的、自立かつ効率的な行政運営を推進するため、新たな行政改革大綱や定員適正化計画を策定し、機構・組織の見直しなど、積極的な行政改革に取り組んでいます。
- ▶ 地方分権改革の動向や社会経済情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応しながら、多様化する行政需要の拡大に的確に対応していくために、行政改革をさらに進め、効率的な行政運営を進める必要があります。
- ▶ 効率的な行政運営を進める上で行政評価は有効な手段です。行政評価とは、「企画」→「実施」→「評価」→「対処」を循環させ、継続的に業務改善をしていくことで、事業の効率化や見直しをすることができます。しかし、行政評価も、「評価しっぱなし」になるケースが先行事例で多く見受けられますので、継続される行政評価の仕組みづくりを構築する必要があります。
- ▶ 政策課題に対処するため、事務事業全般にわたり、その必要性・重要性・効率性等の検証を行いつつ、人員、予算などの限られた行政資源を適切に配分していく必要があります。
- ▶ 固定資産税の適正な課税水準を維持していくため、評価替えに合わせた計画的な航空写真の撮影が必須です。
- ▶ 役場庁舎内LANの活用や公有財産管理などのシステムにより、行政事務の合理化を図るとともに、町村情報システムの運用推進を図ります。
- ▶ 公有財産管理システムを運用しているPCでは、土地・建物の管理だけでなく、土地境界の図面まで管理することができるため、事務効率化が図れています。一方で、地籍調査の結果は現在紙ベースでの管理となっているため、今後同一システムで地籍データが運用できるようシステムを構築することが望まれます。

- 国が実施する番号制度（マイナンバー）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。町では個人番号及び法人番号の利用により、町民にとってより公平・公正に社会保障がきめ細やかに的確に行われ、利便性の高い社会づくりのため、国や他の自治体と連携を図りながら、町の特性に応じた施策を実施するため、マイナンバーカードの取得促進に努めます。
- 職員の能力の向上を図るために、人材育成基本方針に基づき、人事評価制度や職員提案制度の運用、専門研修の充実や政策課題に応じたプロジェクトチームによる創造的な企画・提案・調整機能の充実、県等との職員交流による人材育成や団体相互の協調関係等の向上などに努めていますが、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- 事務事業の合理化・効率化など行財政改革を推進し、継続的に経費削減に努めるとともに、財務書類などにより財政状況をわかりやすく公表し、将来にわたり安定した財政運営を継続することが重要です。
- 県税事務所派遣研修制度を利用した専門職員の育成を図る。
- 近年、全国各地で想定外の災害が発生している中、今後、山北町でも大災害が起きないという保障はなく、給付金等の受給のため「り災証明書」の交付が必要となっていることから、「備えあれば憂いなし」の精神で迅速かつ正確に証明書を発行できる体制を整えていく必要があります。

## 施策と事業

### 1 計画行政の推進

- 総合計画に基づいた総合的・計画的な行政運営を進め、計画の進捗状況や成果を検証します。
- 各部門間の連携を密にした行政運営を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	第5次総合計画の検証・見直し	○	○	○	○	○
2	固定資産税評価事業 課税用航空写真の撮影	○			○	

## 2 行政改革の推進

- 行政改革大綱の目標達成に向けて、職員の意識改革を図ります。
- 山北町自治基本条例に基づく行政評価システムについて調査・研究を行います。
- 事務事業の民間委託と民営化等を進めます。
- 民間のノウハウを活用した指定管理者制度を進めます。
- 学校跡地利用など普通財産の有効活用を検討します。
- 新東名関連業者への普通財産貸付完了後の利用について検討します。
- 適正な配置と適材適所の人員配置を行います。
- 窓口でのワンストップサービスや手続きの簡素化、待遇の向上等を図り町民サービスの向上に努めます。
- 町民の利便性を図るため、コンビニエンスストア交付を導入・活用します。これを契機にマイナンバーカード取得促進を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	行政改革大綱の進行管理	○	○	○	○	○
2	行政評価システムの調査・研究	○	○	○	○	○
3	職員の適性や事務量の変化に応じた適正配置の推進	○	○	○	○	○
4	住民票・印鑑証明等のコンビニ交付の導入・活用	○	○	○	○	○

## 3 行政事務の合理化

- マイナンバー制度導入によるシステム改修やセキュリティの強化等、役場庁舎内の ICT化を進め、充実した町民サービスと行政サービスの効率化を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	戸籍システム及び機器更新	○				
2	番号制度（マイナンバー）導入に伴うシステム改修及び各分野の利用促進	○	○	○	○	○
3	住民税年金特別徴収システムの充実	○	○	○	○	○
4	住民税国税連携システムの充実	○	○	○	○	○
5	電子申告等システムの充実	○	○	○	○	○
6	固定資産評価システムの充実	○	○	○	○	○
7	り災証明発行システムの検討	○	○	○	○	○

## 4 職員能力の向上

- 人材育成基本方針により、職員の政策立案能力を高める研修機会の充実を図るとともに、研修活動への自主的な参加を促進します。
- 人事評価制度を適正に運用し、職員の人材育成につなげていきます。
- 県との職員交流事業及び近隣市町との交流事業に基づいた人事交流を行います。
- 職員の意見やアイデアを反映した行政運営を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	人事評価制度の適正な運用	○	○	○	○	○
2	研修活動への参加啓発	○	○	○	○	○
3	県及び他市町との人事交流の充実	○	○	○	○	○
4	職員提案制度の見直し・運用	○	○	○	○	○

## 5 健全な財政運営の推進

- 新たな定住対策や企業の誘致等による安定的な自主財源の確保を図ります。
- 町の財政状況を町民にわかりやすく公表します。
- 町税・公共料金等の収納体制の強化に努めます。
- 国・県補助金等を最大限に活用します。
- 後年度負担を考慮した町債の適切な運用に努めます。
- 町有財産の有効活用に努めます。
- ふるさと応援寄付金制度を研究・活用します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ふるさと応援寄附金制度の活用	○	○	○	○	○
2	企業会計的手法による公会計制度の活用	○	○	○	○	○
3	町税・公共料金等の収納体制の強化検討	○	○	○	○	○
4	ふるさと応援寄附金の新たなポータルサイトの活用の検討	○	○			

### 指

### 標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
歳出総額に占める自主財源割合 (ふるさと応援寄附金に係る収支除く)	%	46.5	平成29年度 (2017年度)	56
派遣研修参加人数	人	62	平成29年度 (2017年度)	75
職員提案件数	件	0	平成29年度 (2017年度)	5

## 第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

### 第1項 定住総合対策の推進

#### 基本方針

子育て世代をターゲットとして、山北町の特性を生かした魅力ある定住環境を充実させるため定住施策を総合的に推進するとともに、まちの魅力を町内外へ情報発信します。

#### 現状と課題・必要性

- ▶ 出生率の低下や、交通環境の利便性の低下に伴う若年層の町外への転出などによる人口減少に歯止めをかける必要があります。
- ▶ 神奈川県や宅地建物取引業協会、町内企業等と連携を図り、住まいや子育て等の支援制度など魅力ある定住環境の情報を発信するとともに、田舎暮らしや起業を志している若者世代などのニーズに応え、ワンストップサービスでの定住促進を図ります。
- ▶ 山北駅周辺や東山北駅周辺、さらには山間部などの遊休地を活用し、民間活力による定住の受け皿づくりを促進します。

## 施策と事業

### 1 定住対策の総合的な推進

- ▶ 町の各種定住施策を横断的に進行管理し、総合的かつ効果的な定住対策を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	山北町定住総合対策事業大綱の改訂	○				
2	山北町定住総合対策事業大綱の進行管理	○	○	○	○	○

## 2 やまきた定住相談センター事業の推進

- 各種定住相談のワンストップサービスを進めるとともに、町内外に定住施策のPRを行います。
- 町民や関係団体、企業等との連携による定住施策を推進します。
- 新たな住まいづくり応援制度の拡充などにより、定住支援を進めます。
- 若者の出会いの場づくりを支援し、定住促進につなげていきます。
- 定住促進に係る企業への支援方策を検討します。
- 地域や関係団体等と連携し、関係人口から定住人口につなげる取り組みを図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	やまきた定住相談センターの運営	○	○	○	○	○
2	定住施策に係る情報発信事業の実施	○	○	○	○	○
3	住まいづくり応援事業による支援	○	○	○	○	○
4	婚活支援事業の実施	○	○	○	○	○
5	定住対策に係る企業との意見交換会の開催	○	○	○	○	○

## 3 空き家バンク事業の推進

- やまきた定住協力隊と連携し、移住希望者の定住を促進します。
- 空き家バンクの利用促進と、空き家バンク事業の拡充を図ります。
- 民間団体と連携を図り、定住者間の交流の場づくりを進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	空き家バンクの運営	○	○	○	○	○
2	空き家見学ツアーの開催	○	○	○	○	○
3	やまきた定住協力隊活動の実施	○	○	○	○	○
4	お試し住宅の運営	○	○	○	○	○

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
空き家バンク利用による成立件数	件	137	平成29年 (2017年)	220
新築祝い金等の交付	件	110	平成30年5月 (2018年5月)	160



空き家見学ツアー



## 第2章

# 学びと歴史文化を生かしたまちづくり

## (教育文化)

---

第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

第1項 幼児教育の充実／第2項 小学校・中学校教育の充実

第3項 地域教育力の活用／第4項 次代を担う青少年の健全育成

第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

第1項 生涯学習の充実／第2項 生涯スポーツの充実

第3項 文化活動の推進

第3節 人権尊重のまちづくりの推進

第1項 男女共同参画社会の推進／第2項 人権尊重のまちづくりの推進

## 第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

### 第1項 幼児教育の充実

#### 〇〇 基本方針

幼児の心身ともに健やかな成長に向けて、幼児期における教育の大切さを踏まえ、幼稚園・保育園のあり方基本方針に基づき、地域の特性を生かした創造的な教育や子育て相談などの総合的な支援を推進します。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 少子化を背景とした幼児の減少や共働き等による家庭の変容、家庭と地域社会との関係の希薄化など、幼児を取り巻く環境が変化してきており、子育て支援などを含めた就学前教育がますます重要になっています。
- ▶ 幼児が心身ともに健やかに成長するために、乳幼児学級や自然とふれあう園外保育を実施していますが、さらにこうした取り組みを充実させ、生活習慣や人とのコミュニケーション力を身につけることなどにつなげていく必要があります。
- ▶ 少子化の進行や育児サービスの多様化などを背景に、平成25年度に「山北町の幼稚園・保育園あり方基本方針」を策定しました。今後は、この基本方針によって開設した幼保連携型認定こども園の運営課題の検証と国が平成29年6月に策定した「子育て安心プラン」に基づいた保護者需要を踏まえ、基本方針の見直しを行っていく必要があります。
- ▶ 平成29年度から就学前カリキュラムの実践を行っています。その時々に応じた実践をしていくため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭を構成員とした研究会等でその実践についての研究を続けていく必要があります。

## 1 教育環境・教育内容の充実

- ▶ 幼稚園への就園児が減り、こども園への希望者が多くなっている状況から、「山北町の幼稚園・保育園のあり方基本方針」を見直し、教育環境の整備を行います。
- ▶ 高齢者との交流など地域の資源を活用し、豊かな体験が得られる機会を積極的に進めます。
- ▶ 思いやりや人とかかわる力を育て、豊かな心の育ちを高める教育を進めます。
- ▶ 小学校との連携・交流を深め、生活の連続性や学びの連続性を重視した教育を進めます。そのため、アプローチ・スタートカリキュラムの策定を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	幼稚園施設の整備及び長寿命化	○	○	○	○	○
2	幼稚園・保育園・こども園のカリキュラムの作成	○	○	○	○	○
3	山北町の幼稚園・保育園・こども園あり方基本方針の変更		○			

## 2 家庭教育の充実

- ▶ 行事において保護者の参加機会を増やすなど、家庭との連携を深めます。また、地域行事への園での参加をきっかけとし、家庭としての参加を勧めていきます。
- ▶ 子育て相談や保護者交流、情報交換する場を提供するなど、幼稚園、保育園・こども園で子育て支援センターと同様の役割を担います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	家庭と地域との連携の強化による効果的な指導	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
山北町こども研究会の開催	回	4	平成29年度 (2017年度)	12

## 第2項 小学校・中学校教育の充実

### 基本方針

子どもたちが生涯にわたる学習の基盤と社会性を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・関係機関の連携のもとで、安心して学べる学校づくりや各学校の特色を生かした教育内容の充実、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす学校教育を推進します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 各学校では、家庭や地域に開かれた「信頼される学校づくり」に努めるとともに、毎年、研究テーマを設け、特色ある学校教育を展開しています。
- ▶ 今後、ますます激動することが予想される社会において、子ども一人ひとりが自分の人生を深く見つめ、基礎的・基本的な知識や技能を習得・活用させ、課題等を主体的に解決して発表できるようにしていくための能力を育みながら、社会に貢献できる、「生きる力の育成」を進めています。
- ▶ 近年のいじめは、従来に比べ、SNSを利用するなど陰湿となっています。一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。この状況に対応するため、各学校は、いじめ防止対策推進法に基づき策定された学校基本方針に沿い、学校・家庭・地域・関係機関が一丸となって相互に協力する関係づくりを進める必要があります。
- ▶ 多様化する家庭環境や地域、社会情勢などを背景に、不登校やいじめ・虐待などの子どもの悩みや問題に対応した適応指導教室の運営や、スクールカウンセラーによる相談や関係機関との連携などを実施していますが、さらに継続して取り組んでいく必要があります。
- ▶ 障がいのある子どもや、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応し、合理的な配慮による支援教育を推進することが必要になっています。
- ▶ 児童・生徒が安心して学ぶことができる校舎や体育館の学校施設の整備を進めるため、教育施設の長寿命化計画を策定し、計画的に施設整備をしていく必要があります。

## 1 学校施設等の整備

- 老朽化施設の改修を計画的に実施するため、教育施設の長寿命化計画を策定し、施設整備を行います。
- 学習しやすい環境づくりや教育活動の充実のために、学校施設の特別教室・体育館のエアコン整備を行います。
- 学校給食の民間委託等を継続し、安心、安全でおいしい給食を提供します。また、学校で徴収している給食費の公会計化について検討をしていきます。
- 学校統廃合に伴う清水・三保地区の児童や生徒のスクールバスの運行については、効率的で安全・安心な運行に努めます。
- I C T 教育を推進するため、パソコン教室及び教職員のパソコン機種を更新します。
- 遠距離通学児童・生徒に対する通学費の助成を行います。
- 少子化に伴い教育環境のあり方について見直しを行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	I C T システム更新事業の実施					○
2	学校施設のエアコン整備の実施	○				
3	教育施設長寿命化計画の策定	○	○			

## 2 教育内容の充実

- 知識や技能の定着、学ぶ意欲や思考力・判断力などの確かな学力の向上を図ります。
- 学校・家庭・地域が連携した特色のある教育内容の充実を図ります。
- 正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食文化と生産・流通等の正しい理解を深め、食に関する指導を進めます。
- 授業力の向上を目指すため、専任指導員を配置する等校内研究会の充実を図り教職員の資質・能力を高めます。
- 情報教育や国際理解教育、環境や福祉、健康など横断的な視点からとらえた総合的な学習を推進します。
- 人権の尊重や命の大切さなど、豊かな体験活動をとおして内面に根ざした道徳性を育成します。
- 郷土に愛着をもち、歴史と伝統文化を尊重する心を育成します。
- 多様な知識や技能をもつ町内外の人材を活用した学習を推進します。
- 幼稚園から高校まで相互連携を深めるため異校種間の学校間交流を行います。
- 運動する楽しさを味わい実践する力を育て、体力の向上を図ります。
- いじめ、不登校など子どもの悩みに対応する相談体制の充実を図ります。
- いじめ問題に対して、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	小学校、中学校交流事業の推進	○	○	○	○	○
2	食育に関する知識の習得	○	○	○	○	○
3	校外講師活用事業の実施	○	○	○	○	○
4	専任指導員の設置	○	○	○	○	○

### 3 社会の変化に対応した教育の充実

- 情報モラルを身に付け、情報手段の適切な活用を図るため、情報活用能力の向上を図ります。
- 国際理解教育を推進するため、外国人補助教師（A L T）等を活用した学習環境を整備します。
- 森林と清流など地域資源を生かした教材開発と体験学習を推進します。
- 環境を大切にすることを育成する環境学習を進めます。
- 職場見学・体験活動などによりキャリア教育を推進します。
- コミュニティ・スクールを推進し、ボランティア活動などの地域教育力を活用した開かれた学校づくりを進めます。
- 実効性のある防災訓練に参加し防災意識を高めることで、安全・安心な生活を育みます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	I C T情報の活用能力の向上	○	○	○	○	○
2	環境教育の推進	○	○	○	○	○
3	キャリア教育の推進	○	○	○	○	○
4	防災訓練・安全教育の推進	○	○	○	○	○

### 4 特別支援教育と家庭教育の充実

- 障がいのある子どもの個性や能力を伸ばす教育を進めます。
- 家庭の状況に応じたきめ細かな相談・指導体制の充実を図るため臨床心理士等の配置を行います。
- 個々の児童・生徒に対応するため、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携した教育を進めます。
- 相互理解を深めるため、異校種の学校間の交流事業の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	障がいのある子どもたちの個性や能力を伸ばす教育の推進	○	○	○	○	○

指

標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
国際理解教育を推進するためのA L Tの活用	授業時数	39	平成29年度 (2017年度)	45
臨床心理士の活用	巡回相談 回数	40	平成29年度 (2017年度)	50

## 第3項 地域教育力の活用

### 〇〇 基本方針

地域や県立山北高等学校との交流と連携をより一層深め、新たに鹿島山北高等学校とも交流と連携を図ります。相乗的に特色や魅力を高め合い、地域に密着し開かれた学校づくりに取り組みます。

### 〇〇 現状と課題・必要性

- 山北町は、県立山北高等学校のコミュニティ・スクール導入に際し、地域との連携に協力します。また、高校の生徒が行う幼稚園・保育園・こども園等の体験学習などを支援することで、交流と連携を図っていきます。さらに「山北町と神奈川県教育委員会との連携と協力に関する協定書」を締結しました。
- 山北町の教育特区認定により、旧三保中学校に株式会社立で設置された通信制高校「鹿島山北高等学校」に対し、山北町は、観光イベントや地域との交流・支援をとおり、次代を担う青少年の教育・育成に努めていきます。
- 国の「学校を核とした地域力強化プラン」において、地域学校協働活動を推進しており、地域と学校との交流や連携を深めていく必要があります。



## 1 交流の促進

- 協定書の締結に伴い、県立山北高等学校における探究的な学びと地域振興を推進します。
- 県立山北高等学校や鹿島山北高等学校と地域、スポーツ・文化活動による交流を促進します。
- 高齢者や地域の人材を活用した学習を推進します。
- 地域と学校との交流や連携を深めるため、小・中学校の学校公開を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	インターンシップ・ボランティア活動への協力（町・町民）	○	○	○	○	○
2	カヌーマラソン、健康スポーツ大会、丹沢湖ハーフマラソン等への協力依頼	○	○	○	○	○
3	地域の人材発掘や指導育成、支援ボランティア活用の検討	○	○	○	○	○

## 2 就学の機会の充実

- 進路選択のために、生徒のニーズに応じた情報提供、進路相談に努めます。
- 就学支援制度や奨学金制度の見直しを行い、経済的に支援の必要な児童・生徒の就学機会の増に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	就学支援制度や奨学金制度の充実	○	○	○	○	○

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
学校の教育活動におけるボランティア登録数	人	90	平成29年度 (2017年度)	140

## 第4項 次代を担う青少年の健全育成

### 基本方針

学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援します。また、多様な体験活動の機会を提供し、郷土愛を育むと同時に青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 青少年健全育成会・青少年指導員協議会などの青少年関連団体の活動を支援するとともに、地域の人材を活用した体験教室や行事の開催など諸施策を進めています。
- ▶ 社会環境の変化に伴い、インターネット犯罪やSNSでのいじめなどが深刻な社会問題となっています。青少年問題協議会を数年ぶりに再開し、関係機関と情報の共有を図っています。
- ▶ 高齢化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などの影響により、家庭や地域の教育機能の低下が指摘される中、地域社会の一員として健全な成長を促していくことが重要な課題になっています。
- ▶ 学校・家庭・地域との連携をこれまで以上に強化し、取り組みをさらに充実しながら、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援するとともに、多様な体験活動を根づかせ、社会とかかわりながら自己実現できるよう、青少年の健全な成長を支援していく必要があります。



青少年健全育成大会

## 1 交流の促進

- 学校や地域の行事など、青少年と地域との交流を促進します。
- 放課後の児童の居場所づくりや異年齢交流を図るため、放課後子ども教室の充実に努めます。
- 長期休業期間中、小・中学生を対象に学習支援事業に取り組んでいきます。
- 地域人材の育成・活用推進事業の充実に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	青少年と地域との交流促進	○	○	○	○	○
2	放課後子ども教室の充実	○	○	○	○	○

## 2 活動の支援

- 青少年健全育成会・青少年指導員協議会の活動を支援するとともに、青少年問題協議会を開催し青少年の健全な育成を図ります。
- 青少年スポーツクラブなどの青少年団体の自主的な活動を支援します。
- 青少年健全育成大会の内容の充実に努めるとともに、青少年指導者の支援・育成に努めます。
- 学校・家庭・地域の連携を図り、青少年が健全に育つ環境整備を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	青少年スポーツクラブの支援	○	○	○	○	○
2	青少年指導員活動の支援	○	○	○	○	○
3	青少年問題協議会の開催	○	○	○	○	○

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
放課後子ども教室の長期休業期間中における学習支援	回	3	平成30年 (2018年)	5

## 第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

### 第1項 生涯学習の充実

#### 〇〇 基本方針

山北町教育大綱に基づき生涯学習推進プランを策定し、町民のライフステージに応じた学習機会を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域に根ざした生涯学習の活性化を進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 生涯学習に対する町民のニーズなどに対応するため、生涯学習推進プランに基づき、生涯学習活動事業や各種教室などの生涯学習センター活動を推進するとともに、生涯学習センター登録団体の支援などに努めています。
- ▶ 生涯学習センター図書室では、図書資料の充実をはじめ、インターネットによる図書の貸し出し予約及び図書の検索、さらに県図書館情報ネットワークシステムによる県内図書館との連携や情報交換など、図書室の充実を進めています。また、電子書籍の普及により、紙媒体の図書に影響が考えられる中、図書室の役割などの研究が必要となってきました。
- ▶ 近年の高齢化社会の進展やライフスタイルが多様化している中、自らの学習成果を地域や社会で生かしたいと考える人を的確に捉え、生涯学習活動を支援・促進することはますます重要になってきています。
- ▶ 町民一人ひとりの能力や資質の向上をとおして、豊かな人生を享受し社会の発展に貢献できるよう、さらに多様な学習の機会と場を確保し、学習成果の評価や発表の場を充実するとともに、生涯学習関連施設の活用とその連携強化を図るなど、生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その成果を生かし、学ぶ楽しさを実感できる環境を整えていく必要があります。

## 1 生涯学習の総合的な推進

- 参加しやすい講座や教室の内容の検討など、学習機会の充実に努めます。
- 各種団体や企業などとの連携を強化します。
- 広域における情報の共有やネットワークの整備に努めます。
- 生涯学習支援者バンクの活用による指導者・ボランティアなどの育成・確保を進めます。
- インターネットや情報紙など、多様な媒体を活用した学習情報の収集と提供の充実に図ります。
- 自治会や各団体が行う生涯学習モデル事業に対する支援を実施します。
- 地域住民の学習需要を的確に捉え、多様な講座・教室を開催します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	生涯学習推進協議会の開催	○	○	○	○	○
2	生涯学習活動事業への支援	○	○	○	○	○
3	やまぶき学級等の生涯学習事業の開催	○	○	○	○	○

## 2 生涯学習センターの充実

- 読み聞かせ、紙芝居、コーラスなどのボランティア団体の拠点作りや情報交換等の活動支援を行います。
- 町民文化祭と生涯学習センターフェスティバルを開催し、地域の文化・芸術活動を支援します。
- 児童生徒の長期休業期間中に行う講座・教室に学習支援を加え、学校教育と連携・支援を図ります。
- プロによる寄席を定期的で開催し、地域住民に優れた芸術鑑賞の機会を提供します。
- Web予約や蔵書検索機能の充実や図書館相互貸借を活用した利便性向上に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	生涯学習センター機能の充実	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
生涯学習センター登録団体数	団体	19	平成30年 (2018年)	25
サマースクール参加者	人	306	平成29年 (2017年)	400

## 第2項 生涯スポーツの充実

### 基本方針

子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会を提供し、生涯スポーツ推進プランに基づく生涯スポーツの振興を図るとともに健康づくりに貢献します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 近年、健康増進や体づくり、または余暇活動の一環として、スポーツに対する町民意識は高まる傾向ですが、スポーツ活動が習慣化されていない状況です。
- ▶ 生涯スポーツ推進プランに基づき、スポーツ教室や丹沢湖ハーフマラソン大会などの各種スポーツ大会の開催、カヌーやSUP（スタンドアップパドルボード）など特色あるスポーツの普及に努めていますが、さらにこうした施策を充実し、生涯スポーツの振興に努める必要があります。
- ▶ 町民誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、カヌーやウォーキングなどの自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの場の確保やきっかけづくりに取り組む必要があります。
- ▶ 県西地域におけるスポーツ施設の相互利用を行っていますが、旧山北体育館の改築やパークゴルフ場の維持管理、学校体育施設の開放やプール一般開放など施設のあり方について調査研究を進める必要があります。
- ▶ 東京2020オリンピック自転車ロードレース競技のコースが町域の一部を通過するため、関係自治体として対応する必要があります。

## 1 スポーツ活動の推進

- 町民誰もがいつでも、どこでも楽しめる健康づくりのためのスポーツを推進します。
- パークゴルフ場の有効的な維持管理に努め、パークゴルフ場の利用者拡大を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体、青少年スポーツクラブの活動を支援します。
- スポーツイベントへの参加促進とイベントによる町内外の幅広い交流を推進します。
- スポーツ推進委員や青少年スポーツ指導者の研修の実施や活動の場の確保を図ります。
- 東京2020オリンピック自転車ロードレース競技について、オリンピック組織委員会、国、県、関係自治体や近隣市町との連携を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	生涯スポーツ推進プランの推進	○	○	○	○	○
2	スポーツ推進委員の活動支援	○	○	○	○	○

## 2 スポーツの場の整備と活用

- 豊かな自然や歴史などを生かした活動しやすいスポーツの場を提供します。
- 小・中学校の体育施設の維持管理や有効利用など、スポーツ施設の充実を図ります。
- パークゴルフ場のコース整備を実施するとともに、利用しやすい運営に努めます。
- 旧山北体育館の解体後、代替施設の建設を行います。
- 県西地域における施設の相互利用の促進と情報提供の充実を図ります。
- カヌーのまちづくりや丹沢湖の湖面を利用したスポーツを推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	パークゴルフ場のコース維持管理	○	○	○	○	○
2	旧山北体育館の解体・代替施設の設計・建設	○	○	○		

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
パークゴルフ場利用者	人数	29,552	平成29年 (2017年)	35,000

## 第3項 文化活動の推進

### 基本方針

町民の自主的で活発な文化活動を促進していくため、文化団体等の活動の支援や町民の鑑賞の機会を提供するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的な推進を図ります。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲の高揚を図り、町民文化祭などを通じて交流活動を促進するとともに、生涯学習センターを拠点とした展示会や鑑賞会など、芸術文化にふれる機会を充実させていく必要があります。
- ▶ 文化団体やサークル活動など、町民の自主的な文化活動を支援しながら、成果発表の場と鑑賞の機会を確保していく必要があります。
- ▶ 地域の歴史・文化を守り、後世に伝えていくためにも、史料の収集・保存体制の整備などを進めるとともに、文化財の保護・保存や継承を支援し、関係団体等と連携し文化財の理解と保護意識の啓発に努めています。
- ▶ 地域に残された文化財や史跡を地域振興に生かすため、河村城跡の歴史公園史跡整備を進めながら、遺構の一部公開に努めていく必要があります。また、無形民俗文化財の保存と伝承については、その担い手不足と高齢化が課題となっています。



山北のお峯入り



## 1 文化活動の推進

- 町民のニーズに応じた講座や講演会などを開催します。
- 各種文化団体、サークル等の活動を支援します。
- 世代間交流と地域における文化活動を支援します。
- ホームページなどを活用した町の文化情報発信の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	文化団体連絡協議会の支援	○	○	○	○	○

## 2 文化財の保護と活用

- 河村城まつりなどにより、文化財を生かしたまちおこしを支援します。
- 鉄道遺産めぐりなど、歴史や文化遺産と観光事業を連携させた取り組みを検討します。
- 山北のお峯入りや川村囃子などの無形民俗文化財の後継者育成を支援します。
- ホームページなどを活用し、史跡や文化財に関わるわかりやすい情報発信に努めます。
- 文化財を展示するなど、適正な状態での保管に努めます。
- 歴史を学び、楽しみのある空間として、県指定史跡河村城跡を整備します。
- 歴史資料の収集・保存システムの充実と活用を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	河村城址歴史公園の整備	○	○	○	○	○
2	無形民俗文化財等の保存・継承に係る支援	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
文化財講座参加者	人	120	平成29年 (2017年)	150

## 第3節 人権尊重のまちづくりの推進

### 第1項 男女共同参画社会の推進

#### 〇〇 基本方針

男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育てを役割分担するなど、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 少子高齢化が進み、人口減少社会を迎えたことにより、一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の構築は必要不可欠であり、中でも女性の活躍推進が重要とされています。
- ▶ 2015年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の活躍に向けた着実な取り組みが求められていますが、依然として仕事と家庭とを両立させる体制も十分とは言えないことから、子育て支援や介護支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要があります。
- ▶ 配偶者や恋人などのパートナーから暴力を受ける、ドメスティック・バイオレンス問題への対応も課題となっています。
- ▶ やまきた男女共同参画プランに基づき、啓発活動などを実施していますが、さらに学校、家庭、職場、地域などあらゆる場をとおして、男女共同という意識づくりと女性の社会参加の支援などの取り組みを進めていく必要があります。

1 男女共同参画社会の推進

- 男女共同参画の理念について、講演会等の開催により機会を設けて啓発活動を進めます。
- 町が設置する審議会などへの積極的な女性の登用を図り、多様な分野に女性の視点を反映させ、女性の社会参加を促進します。
- 学校の教育活動全体をととして児童・生徒へ男女共同参画の意識づくりを進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	やまきた男女共同参画プランの推進	○	○	○	○	○
2	講演会等の啓発活動	○	○	○	○	○

指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
審議会などへの女性の登用率	%	25	平成29年 (2017年)	30



出初め式

## 第2項 人権尊重のまちづくりの推進

### 基本方針

国籍の違い、障がいの有無、性的指向等に関係なく、全ての町民の人権が尊重され、互いに認め合うまちづくりを目指すとともに、差別がなく誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて人権教育および人権啓発を効果的かつ継続的に推進します。また、関係機関、人権擁護委員等との連携を図りながら、人権相談に関する取り組みについても積極的に推進します。さらに、すべての町民の人権が尊重される明るく住み良いまちづくりの実現のため、町民とともに取り組みを進めます。

### 現状と課題・必要性

- すべての人々の基本的人権が尊重され、平等で住みよい社会の実現を目指し、人権・同和啓発推進協議会の運営を図りながら、人権講演会の開催や啓発チラシの全戸配布、リーフレットの作成、さらに学校や幼稚園・保育園・こども園における幼少期からの人権意識を育てる教育や人権擁護活動などを継続して進めています。
- 関係機関、人権擁護委員等との連携を図りながら、人権相談に関する取り組みについても積極的に推進する必要があります。
- 町職員や教職員に向けた人権研修会や学校における人権意識を育てる教育を継続して進めています。

## 1 人権尊重のまちづくりの推進

- 多様化する人権課題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や町民啓発活動を継続します。
- 人権擁護委員と連携して人権相談体制の充実を図ります。
- 自治会、議会、教育機関、関係団体により構成される人権・同和啓発推進協議会を中心に人権推進体制の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	人権啓発関係学習会等の開催	○	○	○	○	○
2	広報紙、ちらし等による啓発活動の実施	○	○	○	○	○
3	心配ごと相談、法律相談の充実	○	○	○	○	○
4	人権・同和啓発推進協議会活動の充実	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
人権関係学習会等の参加者数	人	570	平成29年 (2017年)	600



チャレンジデー

## 第3章

# 健康と福祉のまちづくり

## (保健福祉)

---

第1節 健康づくりの推進

第1項 健康づくり事業の充実／第2項 保健サービスの充実

第2節 地域医療体制の充実

第1項 医療体制の充実／第2項 社会保障の充実

第3節 地域福祉の推進

第1項 地域福祉の推進／第2項 低所得者福祉の充実

第4節 児童福祉の推進

第1項 子育て支援・児童福祉の充実

第5節 高齢者福祉の推進

第1項 高齢者福祉の充実／第2項 介護保険の充実

第6節 障がい者福祉の推進

第1項 障がい者福祉の充実

## 第1節 健康づくりの推進

### 第1項 健康づくり事業の充実

#### 〇〇 基本方針

町民一人ひとりが自発的な健康づくりや食に関心を持てるよう、啓発や各種団体への活動支援を図るとともに、健康教育や相談体制の充実と自然を生かした健康づくりを推進します。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 少子高齢化が進む中、町民一人ひとりが自発的な健康づくりに関心をもち、「健康寿命を延ばす」という認識が必要です。
- ▶ 健康福祉センターを拠点に各種検診や健康に関する講座・教室の開催、健康普及員・自主サークルなどを中心とした健康づくり活動も活発に行われており、町民の健康意識も高まっています。
- ▶ 町広報紙のげんきサポートコーナーやホームページなどを通じた啓発とともに、健康づくり活動への支援を推進しています。
- ▶ 平成23年4月に全国で44番目の森林セラピー基地としての認定を受けて以降、町民の心と身体の健康づくりの一つとして、森林と清流を活用した森林セラピー事業を展開しています。今後も、森林セラピー事業を啓発し町民の健康づくりの場として継続していく必要があります。
- ▶ 食生活は健康寿命延伸に大きな影響を与えます。生活習慣病の改善や栄養改善など、講座や教室などの開催によって、より健全な食生活を実践する「食育」を推進しています。



## 1 健康づくり活動の充実

- すべての町民が、いつまでも健康でいきいきと暮らし、健康寿命を延ばせるよう、第2次健康増進計画の目標達成に向けて取り組みます。
- 生活習慣病予防のため、特定保健指導や生活習慣病重症化予防事業を中心とした各種健康づくり事業を進めます。
- 自発的な健康づくりをすすめるため、健康づくり団体の育成及び活動を支援します。
- 健康づくりの拠点となる健康福祉センターの利用者に向けたサービスの向上を図ります。
- 森林セラピー体験による心と身体の健康づくり事業を展開します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	第2次健康増進計画に基づく各種事業の実施	○	○	○	○	○
2	健康スポーツ大会や各種健康づくり事業の実施	○	○	○	○	○
3	健康づくり団体の育成支援	○	○	○	○	○
4	自主サークル活動の支援	○	○	○	○	○
5	健康福祉センター利用者へのサービスの充実	○	○	○	○	○
6	森林セラピー体験による健康づくり事業の展開	○	○	○	○	○
7	第2次健康増進計画の見直し			○		

## 2 健康教育、相談等の充実

- 町民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を延ばせるよう、効果的な健康教育を実施します。
- 未病センター「健康ステーション」を活用し、町民の健康意識の向上を図ります。
- 気軽に相談できる健康相談体制の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	健康講座、健康教室の実施	○	○	○	○	○
2	健康相談の充実	○	○	○	○	○
3	保健師や管理栄養士の確保	○	○	○	○	○
4	未病センターの活用	○	○	○	○	○

### 3 食育の推進

- 町民一人ひとりが食に関心を持ち、健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、第2次食育推進計画に基づく事業を進めます。
- 生涯を通じた健康づくりの実現のため、家庭を基本とし、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、地域、関係団体と連携した食育事業を実施します。
- 「健康な食生活」「食の大切さ」「食の楽しみ」等の食育に関する講座、教室を開催します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	第2次食育推進計画の推進	○	○	○	○	○
2	食生活改善団体「いくみ会」や「男の料理教室」等の支援	○	○	○	○	○
3	食育に関する講座・教室の開催	○	○	○	○	○
4	第2次食育推進計画の見直し			○		

### 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
健康福祉センターの有効利用率(稼働率)	%	41	平成29年 (2017年)	50
さくらの湯の年間利用者数	人	89,000	平成29年 (2017年)	100,000



## 1 ライフサイクルに応じた保健活動の推進

- 受診しやすい環境づくりを進めるとともに、健康診査や各種がん検診の内容を充実させ受診率の向上を図ります。
- 健康状態に応じた事後指導の充実を図ります。
- 国保データベース（K D B）システムを活用した山北町国民健康保険データヘルス計画に基づき、効果的な保健活動を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	健康診査や各種がん検診の充実及び受診勧奨	○	○	○	○	○
2	受診前後の適切な健康維持管理指導の実施	○	○	○	○	○
3	山北町国民健康保険データヘルス計画の推進	○	○	○	○	○

## 2 保健・医療体制、健康づくり環境の整備

- 健康普及員や健康づくりに関するボランティアなどと連携した地域ぐるみの健康づくりの充実を図ります。
- 住み慣れた地域や自宅で療養生活ができるよう在宅医療・介護推進システムの拡充を図ります。
- 医療制度や健康づくりに関する情報をインターネットや各種媒体を活用し発信します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	地域ぐるみの健康づくり体制の充実	○	○	○	○	○
2	在宅医療・介護連携支援センターの共同運営	○	○	○	○	○
3	インターネットや各種媒体を活用した情報の発信	○	○	○	○	○

### 3 母子保健事業の充実

- 母子の心身の健康のため、訪問指導、健診、健康相談・教育の充実を図ります。
- 妊娠、出産、育児に対し母子保健事業の充実を図ります。
- 予防接種を勧奨し、子どもの健康を守ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	マタニティマークの配布や妊婦健診費用の補助	○	○	○	○	○
2	相談や教室、訪問指導の実施	○	○	○	○	○
3	乳幼児健康診査・予防接種の実施	○	○	○	○	○

指

標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
がん検診の受診率	%	10.8	平成29年 (2017年)	30

## 第2節 地域医療体制の充実

### 第1項 医療体制の充実

#### 〇〇 基本方針

安心して適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の普及、定着や不足診療科目解消、高次医療機関との連携などを図りながら、地域医療体制の強化を推進します。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- 町内には一般診療所が4施設、歯科診療所が3施設ありますが、一次診療が中心となっています。一次救急医療は、1市5町で運営する休日急患診療所を開設しています。休日・夜間の二次救急医療は、県立足柄上病院を中心に広域輪番制で対応し、小田原市消防本部による搬送体制が確保されていますが、町民の高齢化や疾病の多様化などにより、救急医療の需要が高まってくると考えられます。
- 町民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、身近な地域での「かかりつけ医」の定着や不足科目の解消、二次・三次救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 事故などの緊急時の際の初期活動に対応するため、A E D（自動体外除細動器）を公共施設等に設置しており、町民を対象とした救急救命講習会も開催しています。今後も、A E Dについての普及啓発を進めていく必要があります。

## 1 医療体制の充実

- 身近な地域で、気軽に健康相談や診療などが受けられる地域医療体制の充実を図ります。
- 不足診療科目医療機関の開設を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	町立山北診療所の運営	○	○	○	○	○
2	不足診療科目医療機関の開設促進	○	○	○	○	○

## 2 救急、災害時医療体制等の充実

- 近隣市町、関係機関と連携し救急医療体制を整備します。
- A E Dの普及・啓発とともに、救急救命講習会を実施します。
- 災害時の医療救護体制の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	近隣市町と連携した休日や夜間における救急医療体制の充実	○	○	○	○	○
2	消防署その他の機関との連携強化	○	○	○	○	○
3	公共施設等におけるA E Dの設置・維持管理	○	○	○	○	○
4	救急救命講習会の開催	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
救急救命講習会の開催	回	1	平成29年 (2017年)	2

## 第2項 社会保障の充実

### 基本方針

すべての町民が健康でいつでも安定した生活が送れるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの社会保障制度の適正な運営を進めます。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 少子高齢化の進展や、雇用形態の多様化等による所得の不安定化により、社会保障制度を取り巻く環境は厳しい状況にある中、平成30年度から国民健康保険新制度が始まり、今まで以上に県と連携をとりながら、町としての的確な対応をすることが求められています。
- ▶ 国民健康保険は、財政運営の責任主体が県となり、その財政運営に必要な費用として、町は県に納付金を納めることになりました。しかし、加入者の高齢化や技術の進歩による医療費の高額化により、医療費の増加が続いているため、町の国保財政は大変厳しい状況です。今後も、医療給付費の適正化や保険税の収納率向上など、財政の健全運営に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ▶ 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した医療保険事業の運営に努めるとともに、高齢者にわかりやすい情報提供をしていく必要があります。



## 1 国民健康保険の充実

- 生活習慣病の予防や早期発見のため、特定健康診査及び人間ドックの受診率向上を図ります。
- 医療費削減を図るため健康づくり事業を進めます。
- ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及、啓発に努めます。
- 医療給付費の適正化と保険税収納率向上を図り、特別会計の財政健全化に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	特定健康診査、特定保健指導の実施	○	○	○	○	○
2	人間ドック受検費用助成	○	○	○	○	○
3	ジェネリック医薬品の普及・啓発	○	○	○	○	○

## 2 後期高齢者医療の充実

- 神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し安定的で健全な運営を確保します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	後期高齢者医療制度の普及・啓発	○	○	○	○	○
2	健康診査受診の啓発	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
特定健康診査受診率(人間ドック受検者を含む)	%	36	平成28年 (2016年)	55

## 第3節 地域福祉の推進

### 第1項 地域福祉の推進

#### 〇〇 基本方針

町民誰もが住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らし続けることができるよう、町民と行政、社会福祉協議会、ボランティアなどが連携しながら、支え合いや助け合いを基本とする福祉のまちづくりを進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- 核家族化が進む中で、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者、日中一人になる高齢者や障がい者が増えています。山北町社会福祉協議会と協力して、地域で支え合い・見守る仕組みを整えるとともに、高齢者が地域社会に関心を持つような活動を進める必要があります。
- 町民、民間事業者、行政の相互の協力のもと、誰もが安心して安全に住み慣れたところで暮らしていくことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。また、広報紙やパンフレットを活用した福祉意識の啓発活動をはじめ、地域での相談の充実とその活動への支援を進める必要があります。
- 地域のつながりを生かした地域福祉の重要性は、高齢化が進む中で増していますが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっています。地域での助け合いなどを含めたボランティア活動の普及や自主的なサークル、NPO等の育成、支援を行うとともに、町民の福祉の心や助け合いの精神から生まれたボランティア活動を推進するために、山北町社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア活動及び団体の育成を図る必要があります。
- 団塊の世代が高齢期を迎え、地域活動や社会貢献活動に参加意欲は持っているものの、実際に参加している人はごく一部であり、「地域デビュー」ができていない層の掘り起こしをしていく必要があります。
- 災害時等における要支援者の安否確認、高齢者の交通事故や消費者トラブルの増加から、地域での安全安心活動をさらに推進する必要があります。

## 施策と事業

### 1 地域福祉活動の推進

- 地域福祉計画に基づく、ひとりでも安心して暮らすことのできる見守り活動を計画的に行います。

- 憩いの場としての交流やサロンの開設、運営を支援します。
- 町民一人ひとりのニーズに対応できるよう適正な情報提供に努めます。
- ひとりでも気軽に相談しやすい体制の充実を図ります。
- 良好な福祉サービスを選択できる仕組みづくりに取り組みます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	地域福祉計画の策定					○
2	地域福祉計画の推進	○	○	○	○	○
3	小地域サロン開設・運営の支援	○	○	○	○	○
4	相談窓口・相談体制の充実	○	○	○	○	○

## 2 ボランティア活動の促進

- 広報紙やボランティア講座等を活用し、ボランティア活動への町民意識の高揚を図ります。
- ボランティアの多様化に対応するよう情報交換や地域連携の体制を強化します。
- 団塊の世代等の新たなボランティア層の掘り起こしを強化し、登録制度の充実を図ります。
- 元気な高齢者が自らの介護予防も兼ねたボランティア活動を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ボランティア情報の提供の充実	○	○	○	○	○
2	ボランティア活動促進と人材育成支援	○	○	○	○	○
3	ボランティア登録制度の充実	○	○	○	○	○

## 3 安全・安心なまちづくりの推進

- 避難行動要支援者の避難支援制度の充実を図ります。
- 身近な地域の中で生活・福祉課題を共有できるように努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	避難行動要支援者避難支援制度の充実	○	○	○	○	○

### 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
ボランティアの登録数	人	153	平成29年度 (2017年度)	180



## 施策と事業

### 1 相談指導体制の充実

- 県福祉事務所等関係機関と連携した生活指導・相談体制の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	県福祉事務所等関係機関と連携した相談体制づくり	○	○	○	○	○

### 2 低所得世帯の生活の安定

- 低所得者世帯が抱える課題は複合的かつ分野がまたがることが多く、県・町・関係機関の専門職と連携を図り、自立し安定した生活を送ることができるよう支援します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	県福祉事務所等関係機関と連携した低所得世帯への支援	○	○	○	○	○

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
生活保護受給者の就労開始件数	件	0	平成29年度 (2017年度)	2

## 第4節 児童福祉の推進

### 第1項 子育て支援・児童福祉の充実

#### 〇〇 基本方針

安心して子どもを育てることができるよう、地域における子育て支援や保育サービスを充実し、子どもの遊び場・居場所づくりなどを整備するとともに、ひとり親家庭への支援や児童虐待防止のための要保護児童対策地域協議会などを充実しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供し、地域に密着した子育て環境づくりを進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- 子育て支援センターを拠点とした相談体制の整備や、民生委員児童委員協議会による子育て支援ガイドブックの発行、ファミリー・サポート・センター事業の実施などの取り組みをさらに充実させ、より地域と一体となった子育て環境づくりに努めていく必要があります。
- 子育て世代の経済的負担の緩和を図るため、小児医療費の中学校修了までの助成制度の継続や紙おむつの支給をする必要があります。
- 子育て支援施策について調査、審議等を行う機関として設置した「山北町子ども・子育て会議」において、地域の実情に合った事業を展開するための継続的な点検、評価、見直しを行い、山北町の子育て支援施策の充実を図る必要があります。
- やまきたこども園及び向原保育園の円滑な運営と保育サービスの充実を図る必要があります。
- 共働き家庭などのため、子どもたちが放課後などに、安全で安心して過ごすことのできる居場所として、川村小学校の余裕教室を利用して開設した「やまきた児童クラブ」の充実を図るとともに、放課後子ども教室との連携を図り、人材の確保を進めていく必要があります。
- ひとり親家庭などの自立に向けた経済的支援や相談活動に取り組んでいく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、児童虐待の防止に向けたネットワークを整えています。今後もさらにこの協議会の充実を図り、育児が困難な家庭などへの個別支援対策を進め、児童虐待の未然防止や再発防止を徹底していく必要があります。
- 生活スタイルの多様化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいく中で、子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えてきているため、各家庭の子育て機能の低下に対応した地域全体での取り組みによる子育て支援を進める必要があります。また、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等の専門職が関係機関と調整し、切れ目のない支援を行うことも求められています。

## 1 地域における子育て支援

- 子育て支援ガイドブックを活用し、子育てに関する正しい知識と意識の浸透を図ります。
- 子育て支援センターを活用した育児相談や育児サークル活動を支援します。
- 子育て支援ネットワークを強化します。
- 地域の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	子育てガイドブックの発行支援	○			○	
2	子育て支援センターにおける育児サークル活動等への支援	○	○	○	○	○
3	ファミリー・サポート・センター事業の推進	○	○	○	○	○

## 2 子育て支援の総合的推進

- 安心して子育てができる環境づくりを目指した子ども・子育て支援事業計画に基づく取り組みを進めます。
- 子育て世代の経済的支援の一環として、小児医療費助成事業を実施します。
- 子育て支援センターや保育園・子ども園を拠点とした子育て支援機能の充実を図ります。
- 安心して出産に臨めるよう出産時における経済的支援として出産祝い金を支給します。また紙おむつの支給を拡充して実施します。
- 保護者が就労している場合等に病気の児童を保育する場所を提供します。(足柄上郡で広域実施)
- 保護者の養育を支援することが特に必要である場合に保健師等の指導や家事援助などの支援をします。
- 妊娠期から子育て期まで包括的に切れ目のない支援を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	子ども・子育て支援事業計画の策定と推進	○	○	○	○	○
2	小児医療費助成事業の実施	○	○	○	○	○
3	出産祝い金・紙おむつの支給	○	○	○	○	○
4	病児保育事業の実施	○	○	○	○	○
5	養育支援訪問事業の実施	○	○	○	○	○
6	子育て世代包括支援センター「すこやか」の運営・充実	○	○	○	○	○

### 3 町民のニーズに対応した保育サービスの充実

- 向原保育園とやまきたこども園の円滑な運営を図ります。
- 子育て世代の定住を促進するために乳児保育サービスを拡充するなど、保育需要に対応した保育サービスの充実を図ります。
- 保育に係る経済的負担を軽減するため保育料を減額します。
- 国が示す幼児教育無償化の推進を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	向原保育園とやまきたこども園の円滑な運営	○	○	○	○	○
2	保育サービスの充実	○	○	○	○	○
3	保育料の軽減	○	○	○	○	○

### 4 遊び場の整備

- 自然を生かした公園などの遊び場の整備を図ります。
- 子どもの遊び場となる施設の適切な維持管理をします。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	公園等施設の維持管理	○	○	○	○	○

### 5 子どもの居場所づくりの推進

- 安全で安心して子どもが過ごすことのできる学童保育の充実を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランをふまえた組織づくりや人材確保に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	やまきた児童クラブの充実	○	○	○	○	○



## 6 ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の自立や子育て等に関する相談体制の充実を図ります。
- 医療費助成や児童扶養手当の支給、山北町社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸し付けなど各種制度の積極的な活用による生活安定に向けた支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立に向け、関係機関と連携・協力した雇用を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	主任児童委員等による相談体制の充実	○	○	○	○	○
2	児童扶養手当の支給や医療費助成制度の実施による支援	○	○	○	○	○
3	ひとり親家庭への就業支援	○	○	○	○	○

## 7 児童虐待の防止

- 関係機関と連携を図り、支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止に取り組みます。
- 育児が困難な家庭等への個別支援の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	育児困難家庭への支援の充実	○	○	○	○	○
2	児童虐待防止対策の充実及び早期発見	○	○	○	○	○
3	要保護児童対策地域協議会における要保護児童への支援体制の強化	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
子育て支援センターの年間利用件数	人	11,688	平成29年度 (2017年度)	12,500
学童保育参加人数	人	62	平成29年度 (2017年度)	70
要保護児童に関する個別ケース検討件数	人	10	平成29年度 (2017年度)	8

## 第5節 高齢者福祉の推進

### 第1項 高齢者福祉の充実

#### 〇〇 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自分らしく暮らしていけるよう、生きがいつくりや健康づくり、高齢者の暮らしやすい生活環境・移動手段の整備を進めていくとともに、生活支援サービスの充実や地域包括ケア体制の確立を図ります。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 山北町の65歳以上の高齢者は、平成30年10月現在で3,999人となっており町民の2.6人に1人を占め、高齢化率は38.48%となっており、2019年度中には40%を超えると推計しています。
- ▶ 老人クラブやシルバー人材センターへの助成のほか、やまぶき学級や世代間交流などを通じて高齢者の生きがいつくりと健康づくり対策を実施しています。また、外出支援としておでかけ号の運行や、主に山間部に居住する高齢者を対象とした高齢者福祉タクシー事業を実施していますが、今後とも継続して取り組んでいく必要があります。

## 1 生きがいと健康づくりの推進

- 高齢者が安心して暮らせるよう保健・医療・福祉が連携した24時間のケア体制を強化します。
- 高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防が期待できる老人クラブやシルバー人材センターなどの活動を支援します。
- 地域との連携を図り、地域に根ざした生きがいづくりに努めます。
- 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、世代間交流や高齢者のボランティア活動への参加を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	緊急通報システムや地域包括支援センターによる24時間体制電話相談	○	○	○	○	○
2	老人クラブへの支援	○	○	○	○	○
3	高齢者のボランティア活動への参加促進	○	○	○	○	○
4	生きがいづくりの推進	○	○	○	○	○

## 2 在宅福祉サービスの充実

- 介護保険事業と連携を図り、各種の生活支援サービスの充実を図ります。
- 地域包括支援センターや事業所、保健師などの専門職との連携強化による地域包括ケア体制を整備します。
- 成年後見制度の利用促進を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	地域包括支援センターによる地域包括ケア会議の開催	○	○	○	○	○
2	地域包括支援センターの活動内容の広報・周知	○	○	○	○	○
3	保健・医療・福祉専門職による多職種会議の開催	○	○	○	○	○
4	生活支援サービスの充実	○	○	○	○	○

### 3 高齢者の暮らしやすい生活環境の整備・移動手段の整備

- 高齢期を迎えても健康で安心して生活ができるように、高齢者を地域で見守る支援体制の整備をします。
- 高齢者の移動支援体制の充実を図ります。
- 高齢者の運転操作ミスによる事故が全国的に発生していることを踏まえ、運転免許証自主返納者に対する支援を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	高齢者の見守り支援体制の充実	○	○	○	○	○
2	関係機関との連携強化	○	○	○	○	○
3	高齢者の移動支援体制の充実（運転免許証自主返納者支援を含む）	○	○	○	○	○

### 4 高齢者虐待の防止

- 地域包括支援センターや保健師、民生委員児童委員との連携を強化し、虐待の未然防止を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	高齢者虐待防止ネットワークの推進	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
緊急通報システム貸与台数	台	18	平成29年度 (2017年度)	25
高齢者等の移動支援登録者数	人	286	平成29年度 (2017年度)	350
運転免許証自主返納者数	人	0	平成30年度 (2018年度)	30

## 第2項 介護保険の充実

### 基本方針

介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていけるよう、介護サービスの質の確保・向上とともに、制度の啓発や相談体制の充実を図り、介護保険制度の適正な運用を進めます。

### 現状と課題・必要性

- 高齢化の進捗に伴い、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活し続けられるよう、介護予防事業を効果的に推進するとともに、介護サービスの充実やきめ細かい支援体制の整備が求められています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族などからの相談業務や、介護予防ケアマネジメントなどに取り組んでいますが、高齢化の進捗に伴う業務件数の増加を見据え、人員体制や機能を充実する必要があります。
- 要支援者向けのサービスの一部が介護保険給付から市町村事業に移行したことに伴い、介護予防事業の見直しや要支援者および総合事業対象者向けのサービスの質を維持・確保していく必要があります。

## 1 制度の啓発と相談体制の充実

- 国の制度改革に合わせた高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。
- 地域包括支援センターの機能を強化します。
- 広報紙などによる介護保険制度の周知を充実します。
- 窓口等における相談体制を強化します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定		○			○
2	地域包括支援センターの運営・充実	○	○	○	○	○
3	介護保険制度の周知の充実	○	○	○	○	○
4	窓口での相談体制の充実	○	○	○	○	○

## 2 介護サービスの質の確保と向上

- 要介護認定が適正に行われるように認定調査員の情報共有を図るとともに、介護サービス計画を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携を強化します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスを含めた在宅サービスを確保します。
- 介護状態とならないよう介護予防教室などの介護予防事業の充実を図ります。
- 介護サービス事業者への指導、連携を強化します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	要介護認定の適正化	○	○	○	○	○
2	地域包括ケア会議の開催	○	○	○	○	○
3	在宅サービスの整備	○	○	○	○	○
4	介護予防塾・教室の開催	○	○	○	○	○
5	基本チェックリストによる介護予防対象者把握	○	○	○	○	○
6	窓口相談・個別訪問による介護予防対象者把握	○	○	○	○	○

### 3 健全な財政運営の推進

- 介護給付費の過誤請求を是正するため、介護と医療の給付データを活用し、介護給付費の適正化を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	医療給付データとの突合	○	○	○	○	○

指

標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
在宅サービス提供事業者数	箇所	8	平成30年度 (2018年度)	8



介護予防塾

## 第6節 障がい者福祉の推進

### 第1項 障がい者福祉の充実

#### 〇〇 基本方針

町民誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で自立して過ごせることができるよう、自立活動への支援や生活支援体制の充実を図るとともに、障がいのある方にも安心して住みやすいまちづくりを進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- 障がいの重度化を防ぐためには、保健・医療・福祉の総合的施策を推進して、障がいの早期発見、早期対応が必要です。また、事故や病気の後遺症などによる障がいのある方の増加とともに、高齢化が進んでおり、個々の障がいに応じた対応が求められています。
- 障害者計画および障害福祉計画に基づいて、身体障がい、知的障がい、精神障がいを統一した福祉サービスと町独自の地域生活支援事業を進めるとともに、障がいの早期発見、早期対応などに努めています。また、障がいの状況や年齢に応じて福祉サービス、介護保険サービス、生活支援事業などの充実を図っていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、ともに生き生きと生活のできるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。
- 障がい者本人と家族の高齢化が進んでおり、成年後見制度の利用が望まれるケースが増えています。



## 1 障がいの早期発見、早期対応

- 保健、医療、福祉の関係機関が連携した障がいの早期発見・早期治療体制の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	妊婦に対する保健指導の充実	○	○	○	○	○
2	精神保健福祉相談の実施	○	○	○	○	○
3	療育制度利用の勧奨	○	○	○	○	○

## 2 生活支援体制の充実

- 障がいの状況に応じた適切なサービスの提供と地域での在宅生活が続けられるよう支えます。
- 障がいのある人が身近な地域でいつでも相談でき、適切な支援や助成制度の利用につなげるための相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある人の特技や能力を生かした就労ができるよう支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度の利用促進を図ります。
- 足柄上地域市町と連携し、成年後見センター設置の検討をします。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	障がい者の相談支援体制の充実	○	○	○	○	○
2	権利擁護の推進及び相談の実施	○	○	○	○	○
3	足柄上地区成年後見センター設置の検討	○	○	○	○	○

### 3 自立活動の支援

- 地域で自立した生活ができる環境づくりと社会参加を促進します。
- 町民誰もが助け合い、その人らしい安心で充実した生活が送れるよう地域社会基盤の整備に努めます。
- ノーマライゼーションの理念に基づく障がいのある方に対する正しい理解と認識の普及に努めます。
- ユニバーサルデザインによる公共施設や道路、公的施設（公園・駅前広場等）などの整備を実施します。
- 災害時に安全・安心に避難できる体制を整えます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	障害福祉計画の策定		○			○
2	障がい者およびその家庭へのフォロー体制づくり	○	○	○	○	○
3	障がい者雇用の啓発および働く場の確保	○	○	○	○	○
4	福祉的就労から一般就労への支援	○	○	○	○	○
5	地域作業所の運営支援	○	○	○	○	○
6	住宅などのバリアフリー化の促進	○	○	○	○	○
7	避難行動要支援者台帳の登録推進と活用促進	○	○	○	○	○

#### 指

#### 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
グループホームの利用者数	人	10	平成29年度 (2017年度)	15
就労支援機関を通じた就労数	人	9	平成25～29年度 (2013～2017年度)	12 (2018～2023年度)
成年後見制度の利用数（町長申立）	人	3	平成29年度 (2017年度)	5
足柄上地区成年後見センター設置	箇所	0	平成30年度 (2018年度)	1

## 第4章

# 安全安心で住みよいまちづくり

## (防災・防犯・生活環境)

### 第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進

- 第1項 交通安全対策の充実／第2項 防災対策の強化
- 第3項 消防・救急体制の充実／第4項 地域安全対策の充実
- 第5項 安心できる消費生活の確立

### 第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

- 第1項 人と自然が共に生きるまちづくり
- 第2項 豊かな自然環境の保全／第3項 廃棄物の適正処理
- 第4項 環境衛生の向上／第5項 快適な環境の創造

### 第3節 快適な居住環境の整備

- 第1項 良好な住宅環境の構築／第2項 上水道の整備
- 第3項 生活排水処理施設の整備／第4項 公園・緑地の整備

### 第4節 土地の有効活用

- 第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用

### 第5節 利便性の高い交通基盤の整備

- 第1項 公共交通機関の充実／第2項 幹線道路の整備
- 第3項 生活道路の整備／第4項 道路環境の整備

## 第1節 災害に強い安全安心のまちづくりの推進

### 第1項 交通安全対策の充実

#### ◎ 基本方針 ◎

町民と行政が一体となった交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、歩道やカーブミラーなどの交通安全施設の整備や違法駐車対策など、安全な道路環境づくりを進め、交通安全対策の充実を図ります。

#### ◎ 現状と課題・必要性 ◎

- ▶ 町内の交通事故の発生状況は減少傾向となっておりますが、高齢者が関わる交通事故は増加傾向にあることから、より一層の交通安全対策に取り組んでいく必要があります。
- ▶ 町民の交通安全意識の向上に向けて、山北町交通安全対策協議会をはじめ松田警察署、足柄交通安全協会、山北町交通指導隊などの関係機関と連携を図りながら、交通安全運動や園児や児童、高齢者などを対象とした交通安全教室などによる啓発活動を進めていますが、今後もさらに継続して進めていく必要があります。
- ▶ 危険箇所におけるカーブミラーやガードレール、見やすい道路標識の設置など、交通安全施設の整備を進めており、さらに危険箇所の改善による交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

### 1 交通安全意識の向上

- 交通安全対策協議会や警察、交通安全協会などと連携した交通安全運動を進めます。
- 様々な機会を活用した交通安全教育を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	交通安全関係団体との連携強化	○	○	○	○	○
2	交通安全運動・啓発活動の充実	○	○	○	○	○

### 2 交通安全施設の整備

- 見やすくわかりやすい道路標識を整備します。
- 歩行者と車両の交通の安全確保を図るため、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	カーブミラーの設置	○	○	○	○	○
2	ガードレールの設置	○	○	○	○	○
3	交通看板の設置・整備	○	○	○	○	○

### 3 安全な道路環境づくり

- 路上駐車や路上への商品陳列などのマナー違反の削減に努めるとともに、マナー向上に向けた啓発に努めます。
- 歩行者の安全を確保するため、通学路や歩道などの道路環境の整備を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	マナー違反の削減及び啓発	○	○	○	○	○
2	通学路などの道路環境整備	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
交通安全運動・啓発活動	回	9	平成29年度 (2017年度)	10
交通看板の設置・整備	枚	0	平成29年度 (2017年度)	15

## 第2項 防災対策の強化

### 〇〇 基本方針

町民の生命・財産を守るため、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、減災に向けた対策の推進を図り、防災意識の啓発や自主防災組織の育成・強化など、自助・共助・公助がそれぞれに連携した地域ぐるみの防災対策の充実を図ります。

### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ ゲリラ豪雨等の異常気象に対応できるよう公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な維持管理に努め、公共施設等の長寿命化を図る必要があります。
- ▶ 山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの豊かな自然に恵まれた環境を有していますが、反面、土砂災害警戒区域が多く、また、町内を流れる複数河川では水害の危険性をはらんでおり、大地震や豪雨などによる災害の可能性が高い地域です。
- ▶ 地域防災計画の見直しを踏まえ、町民の防災意識の向上に向けて防災ハンドブックや防災マップの作成、自主防災組織のリーダーを中心とした防災教育・研修会などを進めています。
- ▶ 山北町に甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合、町単独での対応が困難と考えられるため、現在近隣市町や県内の市町村、関係機関などと応援協定を締結していますが、様々な協力体制を構築していくために、民間企業なども含めた応援協定の拡充を図る必要があります。
- ▶ 町民が安全で住み良く、暮らしやすい生活環境の確保を図るため、防災に配慮した土地利用や建物の安全確保などの減災対策を図り、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- ▶ 災害の未然防止に向けて、水防法や土砂災害防止法に基づく洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定とともに町民への周知を図りながら、森林の適切な保全と河川などの整備を進めています。町民の安全な暮らしを確保していくために、継続して治山・治水事業を促進していく必要があります。
- ▶ 町民の安全安心を確保するため、公共施設等の老朽化に対応した計画的な修繕や維持管理を実施する必要があります。
- ▶ 総合防災訓練、自主防災組織の育成・強化などに努めています。さらにこうした取り組みを進め、自治会等と連携し町民の防災意識の高揚を図りながら、きめ細かな防災対策を展開していく必要があります。
- ▶ Jアラート(全国瞬時警報システム)により、自爆テロや弾道ミサイルなどによる武力攻撃、化学物質や細菌による攻撃、感染症などに対する危機管理対策を図っています。

## 1 防災対策の推進

- 山間地を多く有する地理的特徴や災害状況を踏まえた地域防災計画に沿った取り組みを進めます。
- 業務継続計画（BCP）に基づく非常時の行政機能の維持を図ります。
- 災害時における協力体制の拡充を図るため、民間企業等との応援協定を締結します。
- 防災行政無線のデジタル化を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	地域防災計画の推進	○	○	○	○	○
2	地域防災計画の改訂				○	
3	業務継続計画（BCP）の推進	○	○	○	○	○
4	応援協定締結の推進	○	○	○	○	○
5	防災行政無線のデジタル化の推進	○	○	○	○	

## 2 減災対策の推進

- 急傾斜地崩壊対策事業により対策工事を進めます。
- 地震で被災した建築物の安全性の調査を行う震災建築物応急危険度判定士の資格取得を促進します。
- 地震に強い安全なまちづくりを目指し、木造個人住宅の耐震診断と耐震改修に対し、助成します。
- 地震によるブロック塀の倒壊や落下による被害を防ぐため、所有者が行う安全点検に要する費用の一部を助成します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	湯坂地区、用沢地区急傾斜地崩壊防止工事の促進	○	○	○	○	○
2	応急危険度判定士の緊急連絡体制の整備	○	○	○	○	○
3	耐震診断・耐震改修の推進	○	○	○	○	○
4	雨水幹線の維持管理	○	○	○	○	○
5	ブロック塀の安全対策の推進	○	○	○	○	○

### 3 公共施設の老朽化対策

- 安全・安心なサービス提供のため公共施設等の状況を把握し、更新、統廃合、長寿命化を計画的に行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	各施設の調査	○	○			
2	個別施設の長寿命化計画の策定		○			
3	緊急的な修繕・更新への対応	○	○	○	○	○

### 4 防災意識の啓発

- 平常時における防災意識の普及・啓発に努めます。
- 防災ハンドブック・防災マップを活用します。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を町民に広く周知します。
- 水防法に基づく洪水浸水想定区域を町民に広く周知します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	防災教育・防災研修等の実施	○	○	○	○	○
2	防災ハンドブックの活用	○	○	○	○	○
3	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の周知	○	○	○	○	○
4	洪水浸水想定区域の周知	○	○	○	○	○
5	防災出前講座の実施	○	○	○	○	○



## 5 自主防災組織等の育成、強化

- 自主防災リーダーの養成を図るため、防災に関する研修会や防災訓練などを実施します。
- 災害時の対応に関する防災講習会、防災資機材の整備や要援護者に対する支援など、自主防災組織の育成・強化を図ります。
- 福祉施設、学校、消防団などと一体となった防災訓練を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	自主防災リーダー等研修会の実施	○	○	○	○	○
2	自主防災組織活動への助言や育成・強化	○	○	○	○	○
3	防災教育・防災訓練の実施	○	○	○	○	○
4	防災資機材等の整備支援	○	○	○	○	○

## 6 帰宅困難者対策の充実

- 災害時における観光レクリエーション客も含めた帰宅困難者への適切な情報伝達や避難誘導対策の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	収容対策・移送対策の構築	○	○	○	○	○

### 指 標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
自主防災リーダー等研修会参加者数	人	25	平成29年度 (2017年度)	40
防災出前講座	回	0	平成30年度 (2018年度)	2
防災講演会等への参加者数	人	5	平成30年度 (2018年度)	50
業務継続計画の見直し	回	0	平成29年度 (2017年度)	1

# 第3項 消防・救急体制の充実

## 基本方針

町民の火災や災害への予防意識の向上を図るとともに、的確かつ迅速に対応できる消防力、救急体制の強化を進めます。

## 現状と課題・必要性

- ▶ 町の消防活動は、県西地域2市5町を管轄する小田原市消防本部と14分団から構成される消防団の非常備消防が担っていますが、地形的な特性や広い町域などにより消防活動が困難な地域もみられます。
- ▶ 地域消防の要となる消防団の団員の減少が続いているため、団員の加入促進が課題となっています。そのため、自治会や企業・事業所などの協力を得ながら、団員の確保に努める必要があります。また、分団の再編成も踏まえた消防団の見直しをする必要があります。
- ▶ 救急体制は、消防と同様に広域における体制が確立されていますが、出動件数は増加してきていることから高規格救急車の配置や救急救命士の育成、ドクターヘリの活用などによる高度救急体制の強化を図っています。今後もこうした体制の強化を継続して進めていくとともに、AED（自動体外除細動器）を活用した救急救命講習会などを開催し、応急手当の知識の普及に努めていくことが重要になります。

## 施策と事業

### 1 消防力の強化

- ▶ 常備消防の近代化や消防団との連携を強化します。
- ▶ 消火栓や防火水槽などの消防水利を増設し強化します。
- ▶ 消防団協力事業所制度の活用など町ぐるみによる消防団員の確保に努めます。
- ▶ 地域の実情に合わせた消防分団のあり方を検討します。
- ▶ 消防団の装備の更新や消防機器を整備します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	小田原市消防本部と町消防団の連携強化	○	○	○	○	○
2	消防水利の維持・整備	○	○	○	○	○
3	消防団員の確保	○	○	○	○	○
4	消防分団のあり方の検討	○	○	○	○	○
5	消防車両等の更新	○	○	○	○	○

## 2 火災の未然防止

- 自治会などが実施する消火訓練等を積極的に支援します。
- 防火チラシの配布や住宅用火災警報器の設置促進等による火災予防意識の普及・啓発に努めます。
- 小田原市消防本部や自主防災組織などと連携した消火訓練を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	自主防災活動支援	○	○	○	○	○
2	火災予防意識の普及・啓発	○	○	○	○	○
3	林野火災訓練の促進	○	○	○	○	○

## 3 救急体制の強化

- 高度医療に対応した救急救命体制を強化します。
- 医療機関との連携強化により救命率の向上を図り、救急医療体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携し町民に対する応急手当の知識の普及活動を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ドクターヘリの活用	○	○	○	○	○
2	備蓄救急医療品の更新	○	○	○	○	○
3	救急救命講習会の開催	○	○	○	○	○

### 指 標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
消防団員の確保	人	189	平成30年度 (2018年度)	218
消防分団のあり方の検討会	回	0	平成30年度 (2018年度)	2

## 第4項 地域安全対策の充実

### 基本方針

地域ぐるみによる防犯活動や防犯意識の向上を図るとともに、防犯灯の設置支援を進め、犯罪のない安全なまちを目指します。

### 現状と課題・必要性

- 町民のライフスタイルの多様化に伴い、地域における町民相互の交流や連帯感が希薄化し、地域ぐるみの防犯機能が低下してきているほか、近年の犯罪の低年齢化や悪質な振り込め詐欺などの犯罪も増加の傾向にあります。
- 地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守る「こども110番の家」の登録や防犯指導隊による夜間の防犯パトロールなどのほか、児童の通学時における連合自治会などによるパトロールや交差点での安全確保など、地域ぐるみの防犯活動が展開されています。
- 地域による防犯活動を継続的に実施していくとともに、町民の一人ひとりが防犯意識を高め、誰もが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを進めていく必要があります。

## 1 地域防犯活動の充実

- 警察署や防犯関係団体と協力して、安全で安心な住みよいまちづくり条例に基づく犯罪の防止や防犯意識の向上を目指した啓発活動の充実を図ります。
- 地域防犯連絡所の見廻り強化や子どもを犯罪から守る運動を強化します。
- 犯罪を未然に防止する地域防犯体制を育成します。
- 防災行政無線放送やあんしんメールを活用して犯罪情報等を随時配信します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	防犯指導隊活動の推進	○	○	○	○	○
2	防犯意識の普及・啓発	○	○	○	○	○
3	こども110番の家の充実	○	○	○	○	○
4	地域防犯体制の育成・強化	○	○	○	○	○
5	犯罪情報等の配信	○	○	○	○	○
6	あんしんメールの運用及び普及	○	○	○	○	○

## 2 防犯灯等の整備

- 夜間の犯罪を未然に防止するため、防犯灯の計画的な設置を支援します。
- 地域防犯の充実を図るため、防犯カメラの設置を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	防犯灯設置助成	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
こども110番の家への登録	件	547	平成30年度 (2018年度)	600
あんしんメールへの登録	件	3,175	平成30年度 (2018年度)	3,500
定期防犯パトロールの実施回数	回	0	平成30年度 (2018年度)	12



## 施策と事業

### 1 消費者教育の推進

- PL法やクーリング・オフなど消費者問題に関する学習機会を確保します。
- 消費生活に関する情報の収集や提供の充実を図ります。
- 県及び近隣市町と連携した広域的な相談体制を推進します。
- 基金や交付金を活用した啓発活動を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	近隣市町による消費者相談行政の推進 (広域)	○	○	○	○	○

### 2 消費者団体の支援

- 広域での消費者団体等の設立及び支援を検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	広域での消費者団体等の設立及び支援の検討	○	○	○	○	○

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
消費者団体等の設立への支援	件	0	平成29年度 (2018年度)	1

## 第2節 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進

### 第1項 人と自然が共に生きるまちづくり

#### 〇〇 基本方針

人と自然との共生を基本として、自然につつまれた市街地とその周辺が相互に調和しながら、自然や文化・歴史などの地域資源を活用し、環境にやさしいまちづくりを計画的に進めます。

森林と清流のまちとしての特性を生かし、身近な生活環境を通じて環境学習を進めるとともに、独自の地球温暖化防止対策などに取り組み、地球的視野に立った、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指します。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 市街地は、山北駅を中心とした既成市街地と南部の市街地から形成されており、その周辺の山の緑や酒匂川の水辺などの自然豊かな環境や資源を生かした魅力あるまちづくりが求められています。
- ▶ 町の玄関口となる山北駅の周辺地区では、健康福祉センター・生涯学習センターなどの施設の整備により、町の中核拠点としての機能を高めています。周辺の豊かな自然や歴史などの地域資源のネットワークを形成するとともに、東山北駅の周辺地区とあわせて、賑わいの創出や生活利便の強化を図りながら、活力あるまちづくりを進めていく必要があります。
- ▶ 有効な土地利用を推進するため自然環境と調和した良好な市街地の形成を進めており、今後も計画的な土地の有効活用を推進していく必要があります。
- ▶ 地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化する中、世界各国での異常気象による風水害等の被害が拡大しており、環境保全対策への一層の取り組みが町民、事業者、行政それぞれに求められています。
- ▶ 森林と清流のまちとして、山北町環境基本条例に基づく環境基本計画や新エネルギービジョンに加え、“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”を実践し、各種の取り組みを行うとともに、県生活環境保全条例に基づき企業・事業所への指導などを進めています。
- ▶ 環境にやさしい生活スタイルの普及や環境保全対策への取り組み、再生可能エネルギーの活用などをさらに進め、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指していく必要があります。



## 1 都市計画の推進

- 都市計画マスタープランに基づく計画的な都市計画事業を推進します。
- 用途地域の見直しを踏まえた土地の有効利用を促進します。
- 地区計画の策定及び見直しを促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	都市計画マスタープランの推進・進行管理	○	○	○	○	○
2	用途地域の見直し	○	○	○	○	○
3	地区計画の検討・策定	○	○	○	○	○

## 2 環境にやさしいまちづくりの推進

- 環境基本計画に沿った環境にやさしいまちづくりを進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	環境基本計画の推進	○	○	○	○	○

## 3 地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”に基づく取り組みを行います。
- 公共施設における省エネルギーに取り組みます。
- 町民及び事業者が省エネルギーに努めるよう啓発活動を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	地球温暖化防止実行計画“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”の実践	○	○	○	○	○

#### 4 新エネルギー導入の推進

- ▶ 新エネルギービジョンに基づいた特色ある事業を展開します。
- ▶ 公共施設への太陽光発電システム等の設置を進めます。
- ▶ バイオマスの導入に向けた調査研究を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	新エネルギービジョンに沿った調査研究・推進	○	○	○		

#### 5 環境教育の推進

- ▶ 町内の小学生がごみの分別やリサイクル等ごみの行方について学習する機会をつくります。
- ▶ 環境教育に取り組むため、町内中学生に環境白書を配布します。
- ▶ 幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校で園児・児童・生徒及び保護者に対して緑化推進(緑のカーテン)や廃油を利用した石鹼作りなどの環境学習を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	町内小学生の足柄西部環境センター見学会の実施	○	○	○	○	

指

標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
公共施設への壁面緑化の実施	箇所	5	平成30年度 (2018年度)	6

## 第2項 豊かな自然環境の保全

### 〇〇 基本方針

森林のもつ多様な機能への理解を深め、水源の森林づくりをとおして豊かな自然環境を保全するとともに、河川、湖などの水質の保全や生態系に配慮した河川等の整備、親水空間の創出を推進します。

### 〇〇 現状と課題・必要性

- 町土の約9割を占める森林は、水源林として水を蓄え、豊かでおいしい水を安定して供給する機能や貴重な野生動物の生息の場、首都圏の観光レクリエーションの場などの多彩な機能を有しています。
- 水源林としての森林整備や合併処理浄化槽の整備などの水源環境保全対策をはじめとして、広く県民の参画による水源の森林づくりに取り組んでいます。さらに町民はもとより、町に関わる人々に森林の持つ機能への認識を深め、森林と清流の環境を守り育む取り組みを充実していくことが重要になっています。
- 町内には酒匂川をはじめ9本の二級河川と丹沢湖があり、護岸の整備や河床の低下対策、丹沢湖の堆積土砂浚渫などを促進しています。今後こうした対策をさらに進めるとともに、身近な水辺環境の整備や水質の保全に関わる諸施策などを実施していく必要があります。
- 間伐等の森林整備が進んでいない森林は、下層植生が育たず、土砂災害を引き起こされるリスクが高くなります。町内の森林は「急傾斜」や「スコリア層」等の土砂が崩れやすい要因もあるため、森林整備を進め、森林の持つ土砂流出防備機能を高める必要があります。

### 1 水源の森林づくりの推進

- 豊かでおいしい水をつくり出す水源林としての森林整備を行います。
- 多様な自然環境の保全に配慮した森林づくりを実施します。
- 県民参加による水源の森林づくりを進めます。
- 災害に強い森林づくりを目指し、土壌保全機能の高い広葉樹林の整備を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	私有林への支援や公的管理などによる森林の機能回復	○	○	○	○	○
2	森林の多面的機能のPR	○	○	○	○	○
3	町民の緑化活動の支援	○	○	○	○	○
4	下層植生の増進を図れる森林整備の促進	○	○	○	○	○

### 2 野生動物の保護管理

- ニホンジカによる農作物被害の防止を図るため、県が定めた計画に基づき管理捕獲と有害駆除を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	管理捕獲と有害駆除の調整	○	○	○	○	○

### 3 河川整備の推進

- 県と調整を図り、河川整備計画の策定及び護岸や河床などの整備を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	酒匂川水系における総合的な土砂管理の促進	○	○	○	○	

#### 4 小川、河川、湖の環境整備

- 丹沢湖に堆積した土砂の取り除きを促進します。
- 生態系や自然環境に配慮した水路整備を推進します。
- 地下水保全対策事業を実施します。
- 河川敷等の活用方法について、調査・研究します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	丹沢湖土砂浚渫事業	○	○	○	○	○
2	足柄上地区地下水モニタリング事業の実施	○	○	○	○	○
3	生態系に配慮した河川整備の推進	○	○	○		
4	河川区域の有効活用に関する調査・研究	○	○	○	○	○

#### 指

#### 標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
森林ボランティア参加人数	人	76	平成29年 (2017年)	90



玄倉川

## 第3項 廃棄物の適正処理

### 基本方針

ごみの分別収集や減量化、再資源化などとともに、ごみ処理の広域化を図りながら、資源循環型社会づくりを進めます。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 山北町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めます。
- ▶ これまでの大量生産・大量消費の経済社会は、天然資源の枯渇、廃棄物の増大などの様々な問題の要因となっています。
- ▶ 循環型社会の実現に向けて、ごみの発生を抑えるとともに、町民や企業・事業所、行政が一体となって再利用、再資源化に取り組んでいく必要があります。
- ▶ 広報紙やホームページなどによる啓発活動を進めながら、可燃ごみをはじめ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル品のほか、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやトレーの回収を実施するとともに、家庭用コンポストなどの設置へ助成を行い、ごみの減量化と再資源化に取り組んでおり、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- ▶ 足柄上地区における資源循環型処理施設整備の実現を図るため、1市5町の連携によるあしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議において、ごみ処理の広域化についての検討を進めています。

## 施策と事業

### 1 分別収集の推進

- ▶ 山北町一般廃棄物（ごみ）処理計画に基づき分別収集を行います。
- ▶ 町民や民間事業所へのリサイクルの普及・啓発を進めます。
- ▶ 資源循環型社会づくりを進めるため、リサイクル活動を支援します。
- ▶ ごみの減量化と生ごみの堆肥化等を進めるため、家庭用コンポストや生ごみ処理機設置への助成を行います。
- ▶ 各種団体による資源回収活動への助成を行います。
- ▶ 家庭用天ぷら油の廃油などの活用方法を調査します。
- ▶ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めます。
- ▶ リサイクルマーケットの支援について検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	容器包装リサイクル法によるペットボトル・プラスチック等の資源ごみの回収	○	○	○	○	○
2	古着・古紙等の回収	○	○	○	○	○
3	家庭用コンポストや生ごみ処理機への助成金の支給	○	○	○	○	○
4	アルミ缶等の資源回収団体への助成	○	○	○	○	○
5	小型家電の分別収集の実施	○	○	○	○	○
6	リサイクルマーケットの支援	○	○	○	○	○

## 2 ごみ処理広域化の推進

- ごみ処理の広域化計画に基づき近隣市町と連携して資源循環型処理施設の整備を検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	足柄上地区において資源循環型処理施設の整備を検討	○	○	○	○	○

指

標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
再資源減量化推進団体奨励金対象数量	k g	42,065	平成29年度 (2017年度)	80,000
廃棄物の排出数量	t	3,731	平成28年度 (2016年度)	3,500

## 第4項 環境衛生の向上

### 基本方針

町民誰もが快適に暮らせるよう、不法投棄の防止や有害虫の駆除、ペットの飼主マナー向上対策などの環境衛生活動を進めます。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 山北町は森林と清流のまちとして豊かな自然環境を有していますが、ごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄が多く深刻な問題となっています。
- ▶ 自動車リサイクル法や家電リサイクル法、PCリサイクル法の施行に伴い、自動車部品等の再資源化が進む一方で、廃棄自動車や廃棄家電製品等の不法投棄の増加が目立ってきています。
- ▶ 観光客のマナー向上の促進のため、広報紙やホームページ、クリーンキャンペーンや不法投棄撲滅キャンペーンなどによる啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら不法投棄などに対するパトロールを強化しています。さらに、こうした取り組みを充実していく必要があります。
- ▶ ペットの飼主のマナー向上に向け、広報紙、ホームページなどによる啓発活動を実施していますが、さらに継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。
- ▶ 銃器を用いた狩猟に携わる人口が減少していることもあり、大型野生動物の生息頭数や生息地域が増加傾向にあるため、新たな狩猟者の確保を図る必要があります。
- ▶ 大型野生動物には、ヤマビルやマダニ等の有害虫が寄生しているため、大型野生動物が出没するエリアには、これらの有害虫も発生することになり、この結果、有害虫の生息区域が従前よりも拡大の傾向にあるため、生息区域の抑制を図る対策を講じる必要があります。

## 施策と事業

### 1 不法投棄の防止

- ▶ 関係機関による不法投棄監視員制度を活用した不法投棄防止パトロールを実施します。
- ▶ 森林と清流を保全する不法投棄防止の啓発活動を実施するなど、不法投棄を抑制する環境づくりを進めます。
- ▶ 豊かな自然環境を守るため、関係機関と連携したクリーンキャンペーンや啓発活動を実施します。



事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	看板の設置及びパトロールの実施	○	○	○	○	○
2	丹沢大山・酒匂川・町内統一クリーンキャンペーンの実施	○	○	○	○	○

## 2 特定空き家対策の推進

- ▶ 特定空き家対策のため、山北町空き家等対策計画に沿って推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	特定空き家等対策の推進	○	○	○	○	○

## 3 有害虫の駆除

- ▶ ヤマビル等の有害虫の駆除対策を行います。
- ▶ マダニについては、被害状況を把握し、生態や対策について調査研究を行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ヤマビル駆除剤の配布	○	○	○	○	○
2	マダニの生態について調査研究・対策	○	○	○	○	○

## 4 ペットの飼主マナー向上対策の充実

- ▶ 動物愛護思想の普及を図ります。
- ▶ 飼主のマナー向上にむけた啓発活動に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	マナー看板の配布や広報紙による啓発	○	○	○	○	○

指

標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
不法投棄防止パトロールの実施回数	回/月	4	平成30年 (2018年)	4

## 第5項 快適な環境の創造

### 基本方針

公害の未然防止に努めるとともに、環境学習や環境問題に対する啓発活動を推進し、快適な環境づくりを進めます。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 快適な環境づくりに向けて、各種団体による花壇整備などの花いっぱい運動や環境美化運動が展開されていますが、さらに全町域にこうした運動を広げていくことが重要です。
- ▶ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、町内の事業所に対して指導や監視、観測などを実施し、公害の未然防止に努めており、継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。
- ▶ 環境問題に理解を深めるため、イベント会場でごみの分別を行い、環境・衛生ブースを設け環境啓発に努めています。町民・事業者・町が一体となって快適な環境づくりを進める必要があります。

## 施策と事業

### 1 環境問題に対する指導、啓発

- ▶ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所の監視活動及び指導等を実施します。
- ▶ 野焼きの禁止など生活環境問題について、広報紙への掲載等による啓発活動に努めます。
- ▶ 花壇の整備等、花いっぱい運動など環境美化運動を支援します。

	事業名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	町、県合同による事業所への立入検査の実施（町・県）	○	○	○	○	○
2	地域の身近な公園・緑地等に草花を植栽する各種団体への苗木等の支給	○	○	○	○	○

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
花いっぱい運動推進団体へ苗等の支給	団体	12	平成29年 (2017年)	22



サンライズやまきた

## 第3節 快適な居住環境の整備

### 第1項 良好な住宅環境の構築

#### 〇〇 基本方針

豊かな自然環境と調和した良好な住宅地の開発・誘導や町営住宅の整備を図りながら、定住につながる良好な住宅環境づくりを進めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 新たな住宅地等の開発に対しては、開発指導要綱に基づいて適正な指導を進めています。
- ▶ 岸、向原地区などに用途地域・地区計画を指定し、大型店舗や工場等の立地に合わせて、定住の受け皿として住宅供給地の整備を進める必要があります。
- ▶ 土地利用計画に基づき、既存市街地に点在する空地などの未利用地の利用や、特定地域の利用検討ゾーン・利用検討ゾーン予定地の土地利用転換を図りながら、良好な住宅地の確保に努めていく必要があります。
- ▶ 都市計画区域外の集落地では、自然豊かな森林と清流の保全と調和に配慮しながら、適切な整備を図っていく必要があります。
- ▶ 町営住宅は、住宅マスタープランや町営住宅長寿命化計画などに基づき、良質な住宅の供給や建て替えや用途廃止なども視野に入れた再編を進めていますが、高齢者や障がいのある方、若者・子育て世代などの中堅所得者層などに対応した施設整備が求められています。



ホテルの家

## 1 住宅地の整備

- 住宅マスタープランに基づく住宅整備や道路整備などの都市基盤整備を進めます。
- 東山北1000まちづくり基本計画に基づき、民間活力を活用した住宅開発や基盤整備を適切に誘導・促進します。
- 未利用地や公有地の宅地化を進めます。
- 住宅地域を中心とした道路整備や、オープンスペースの確保によるゆとりある居住環境の形成を図ります。
- 子どもから高齢者まで便利で快適な住環境の整備を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	住宅マスタープランの改訂		○			
2	住宅マスタープランの進行管理	○	○	○	○	○
3	未利用地や公有地の住宅化推進	○	○	○	○	○
4	民間活力を活用した水上・尾先地区等の住宅開発の促進	○	○	○	○	○

## 2 町営住宅の整備

- 住宅マスタープランに基づく計画的な事業を実施します。
- P F I等の民間活力を活用した町営住宅の再編整備を行います。
- 老朽化した町営住宅の建て替えや用途廃止等を進めます。
- 定住人口を確保するため、子育て世代や若者世代をターゲットにした中堅所得者向け町営住宅を整備します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	町営住宅の再編事業の推進	○	○	○	○	○
2	民間活力を活用した町営住宅の整備推進	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
民間活力を活用した住宅整備	戸数	72	平成30年 (2018年)	112

## 第2項 上水道の整備

### 基本方針

町民が安心して利用できるおいしい水を安定して供給できるように、水道施設の維持管理を図りながら、将来を見据えた事業経営を推進します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 上水道は、水道事業計画に基づき計画的な事業運営を図りながら安定した水を供給しています。
- ▶ 更新時期となる施設を計画的に更新し、安全でおいしい水の安定供給に努めます。
- ▶ 山北町水質検査計画に基づき、水質検査を実施します。また、上水道に関する情報をホームページや広報おしらせ版で発信していきます。
- ▶ 施設の更新を計画的に整備するため、適正な料金改定や事業運営を検討する必要があります。

## 施策と事業

### 1 水質の確保

- ▶ 適切な浄水処理と給配水過程における水質保全を図り、安心して飲める水の供給及び確保をします。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	水源整備による水質の確保	○	○	○	○	○
2	適切な維持管理による水質の保全	○	○	○	○	○

### 2 水量の確保

- ▶ 水源の確保と配水池の整備を拡充します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	水源及び配水池の整備・拡充	○	○	○	○	○

### 3 水道施設の整備

- 計画的に老朽化した水道施設の整備を実施します。
- 新東名高速道路建設に伴い、皆瀬川水源取水施設の整備を実施します。
- 水道施設耐震化調査等を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	老朽施設の整備更新	○	○	○	○	○
2	皆瀬川水源取水施設の整備	○	○	○	○	○
3	丸山配水池、皆瀬川浄水場の耐震化調査及び整備	○	○	○	○	○

### 4 管理体制の強化

- 浄水場や配水池における水質管理や水量等の監視システムの拡充・更新を行います。
- 水道施設維持管理の民間委託や広域化連携を検討していきます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	テレメーター装置の拡充・更新	○	○	○	○	○
2	水道施設維持管理の民間委託推進	○	○	○	○	○

### 5 町民サービスの向上

- 安全で安心な飲料水であることを周知するため、水質検査等の情報を提供します。
- 営業基盤の強化のため、経営の効率化を図ります。
- 経営の健全化を図るため、料金改定等の検討を行います。
- 町営水道以外の水道施設の整備を支援します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	水質検査結果や水道事業啓発等を広報紙で周知	○	○	○	○	○
2	地区水道等への支援	○	○	○	○	○

指

標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
テレメーター子機更新	箇所	4	平成26年～ (2014年～)	3

## 第3項 生活排水処理施設の整備

### 基本方針

公共下水道や合併処理浄化槽の整備など、地域の特性に合った効率的な事業を進めながら、衛生的で快適な環境づくりを目指します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 生活排水処理基本計画に基づき、市街地及びその周辺地域では酒匂川流域公共下水道と連結した公共下水道の整備を進めるとともに、丹沢湖集水域では高度処理型合併処理浄化槽の整備事業などを進めています。また、その他の地域では、合併処理浄化槽への転換を支援し、町全域で町民の衛生的で快適な住環境を確保していくことを推進します。
- ▶ 公共用水域の水質を維持していくためには、各家庭や事業所等からの排水を公共下水道へ接続することや、合併浄化槽への転換を推進するための啓発強化が必要です。
- ▶ 町設置型浄化槽事業で設置した高度処理型合併処理浄化槽では、設置から10年を経過した施設の修繕が発生しており、今後の維持管理に伴う事業運営について検討が必要です。

## 施策と事業

### 1 公共下水道の整備

- ▶ 計画的に汚水・雨水の排水対策を実施します。
- ▶ 供用区域内の接続率の向上を図ります。
- ▶ 長寿命化計画を策定し下水管路の調査を行い、老朽管の更新整備を計画的に実施します。
- ▶ 経営の効率化を図るため、公営企業法の適用を検討します。
- ▶ 経営の健全化を図るため、料金改定等を検討します。



事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	汚水管路整備	○	○	○	○	○
2	広報紙や個別訪問等による下水道接続の促進	○	○	○	○	○
3	下水道施設の長寿命化計画策定及び整備	○	○	○	○	○
4	公営企業法適用の検討	○	○	○	○	○
5	経営健全化のための適正な下水道使用料の見直し	○	○	○	○	○

## 2 合併処理浄化槽の整備

- 水源環境保全のため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- 高度処理型合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	水洗化を促進するための補助	○	○	○	○	○
2	合併処理浄化槽の整備促進・普及啓発	○	○	○	○	○
3	高度処理型合併処理浄化槽設置事業の計画的な推進	○	○	○	○	○
4	安定運営のための料金等の見直し検討	○	○	○	○	○
5	「町設置型浄化槽事業」検討会の開催	○	○	○	○	○

## 3 し尿処理の適正化

- くみ取りから水洗トイレへの改修を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	水洗化への改修促進	○	○	○	○	○
2	足柄上衛生組合への運営負担	○	○	○	○	○

指

標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
公共下水道水洗化率	%	88.4	平成30年 4月1日現在 (2018年)	90
高度処理型合併処理浄化槽の整備数	基	118	平成20~29年 (2008~2017年)	130

## 第4項 公園・緑地の整備

### 基本方針

森林と清流の豊かな自然環境を生かし、町民誰もが憩える場となる身近な公園から地域の特性を生かした歴史公園、緑地などの整備を進めます。

### 現状と課題・必要性

- 山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園、自然環境保全地域などが指定され、豊かな自然環境が守られています。
- 市街地における都市公園の整備など、町民にとっての身近な憩いの場づくりを進めてきています。
- 今後も、都市計画マスタープランや緑の基本計画に基づき、町民の身近な街区公園をはじめとして河村城址歴史公園の整備及び山北つぶらの公園の整備を進めていく必要があります。

### 1 住区基幹公園の整備

- 緑の基本計画などにに基づき計画的に住区基幹公園を整備します。
- 積極的な緑地の保全による憩いの空間づくりに努めます。
- 既存公園の改修及び有効活用に努めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	住区基幹公園整備の推進	○	○	○	○	○

### 2 河村城址歴史公園の整備

- 河村城跡の公園整備を計画的に進め、町民が憩える場所を創出します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	河村城址歴史公園整備の推進	○	○	○	○	○

### 3 県立山北つぶらの公園の整備促進

- 県と調整を図り、山北つぶらの公園の整備を促進し、町民が憩える場所を創出します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	県立山北つぶらの公園の整備促進	○	○	○	○	○

## 第4節 土地の有効活用

### 第1項 活用と保全の調和した土地の有効利用

#### 〇〇 基本方針

均衡ある町土の発展を目指し、さらなる「定住対策」と「産業振興」を展開し、地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、土地利用の計画的な推進を図ります。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 森林と清流のまちとして、豊かな自然と調和した地域の活性化を目指して、第3次土地利用計画に基づき、さらなる定住対策と地域振興の展開、各地域の個性を生かした「まちづくり」を基本方針と定め、土地利用に関する基本条例を適切に運用しながら、計画的な土地利用を進めています。
- ▶ さらなる定住対策と産業振興を図るためには、住宅供給、企業誘致、観光振興、地域の拠点づくりの4つを柱として、各地域において、土地利用施策を展開する必要があります。
- ▶ 第3次土地利用計画では、「自然と地域性を生かし、住み、遊び、働ける活力あるまちづくり」をコンセプトとし、計画的な土地利用を図ることにより、各地域で「まちづくり」を展開し、町民、企業、行政が連携することで、各地域のバランス良い発展と地域活力の向上を目指しています。
- ▶ 計画的な土地利用を図るため町内を5つのエリアに区分し、エリアごとの特性や土地利用施策の動き、周辺環境の変化を踏まえ、具体的な事業展開を図ることで、町内に点在する魅力ある「拠点」の整備を進め、各エリアの魅力を高める必要があります。

## 1 総合的、計画的な土地利用の推進

- 第3次土地利用計画に基づき計画的な土地利用を進めます。
- 市街地や周辺地域、中山間地域、自然公園地域の特性を生かした都市基盤整備を図ります。
- 計画的に地籍調査を進め、境界の明確化を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	第3次土地利用計画に基づく計画的な土地利用の推進	○	○	○	○	○
2	土地利用に関する基本条例の適正な運用	○	○	○	○	○
3	国、県の各種補助制度を活用した都市基盤整備の推進	○	○	○	○	○
4	地籍調査事業の推進	○	○	○	○	○
5	第4次土地利用計画の策定					○

## 2 定住・生活・就業拠点創出エリアの整備

- 山北、岸、向原地区の市街地を中心としたエリアは、住宅の誘導とともに就業と生活拠点としての整備を進め、山北町の生活拠点エリアとして、さらなる機能の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	計画的な住宅基盤整備の促進	○	○	○	○	○
2	丸山地区、平山工業団地への企業誘致の推進	○	○	○	○	○
3	河村城址歴史公園・洒水の滝周辺整備の推進	○	○	○	○	○
4	山北駅、東山北駅周辺整備の推進	○	○	○	○	○
5	丸山分譲地（ヒルズタウン丸山）の販売促進	○	○			
6	企業誘致・立地に関する協力・支援	○	○	○	○	○

### 3 広域交流ゲート・産業振興エリアの整備

- ▶ 清水地区を中心としたエリアは、新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジが整備されることで、交通環境が飛躍的に改善されることが期待されており、本町の新しい産業・観光のゲートとして、道の駅を含めた周辺の土地利用の展開を図ります。
- ▶ 周辺の環境に配慮した、山砂利採取跡地の有効活用方法を調査・研究します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺土地利用計画の策定	○	○			
2	山砂利採取計画の促進	○	○	○	○	○
3	山砂利採取跡地利用の調査・研究	○	○	○	○	○
4	清水小・中学校跡地活用の推進	○	○	○	○	○

### 4 山里定住交流環境形成エリアの整備

- ▶ 高松地区を中心とした畜産などの農業エリアは、集落と市街地を結ぶアクセスなど地域の生活利便性の向上を図るとともに、産業基盤の整備や観光交流を行い、農業集落の活性化を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	高松山・向原山基盤整備の検討	○	○	○	○	○
2	高松地区アクセス道路整備の検討	○	○	○	○	○
3	高松分校跡地活用の推進	○	○	○	○	○

### 5 自然共生型定住・観光エリアの整備

- ▶ 共和地区を中心とした山間エリアは、大野山や一部開園した山北つぶらの公園の集客性を活用し、つぶらの公共用地に住宅や企業の誘致を進め、定住と産業及び観光の拠点としての整備を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	つぶらの公共用地の利活用の推進	○	○	○	○	○
2	既存観光施設の利活用の推進	○	○	○	○	○
3	共和のもりセンター活用の推進	○	○	○	○	○
4	大野山山頂部未利用地の活用の検討、推進	○	○	○	○	○

## 6 水源を生かした観光再生エリアの整備

- 三保地区は山北町の観光資源が豊富なエリアですが、近年の観光入込客の減少を踏まえ、改めて山北町の観光拠点としての再生を図るため、既存観光施設やハイツ&ヴィラなかがわ跡地の利活用を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ハイツ&ヴィラなかがわ跡地の利活用の推進	○	○	○	○	○
2	既存観光施設の利活用の推進	○	○	○	○	○

指

標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
企業再誘致	社	0	平成29年度 (2017年度)	3

## 第5節 利便性の高い交通基盤の整備

### 第1項 公共交通機関の充実

#### 〇〇 基本方針

通勤や通学、観光レクリエーション客など、誰もが利用しやすく、誰にもやさしい公共交通ネットワークの強化・充実と、駅周辺の整備を関係機関と連携しながら推進します。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 公共交通機関としては、御殿場線と富士急湘南バスが運行されているほか、生活交通確保対策として町内循環バスを運行しています。また、新たな試みとして清水、三保、高松地区で高齢者等タクシーの運行を行い、共和地区では地域に住む町民が自主的に福祉バスの運行を行い、通学や通院など多目的に利用されています。
- ▶ 路線バスは国庫補助制度を活用し、路線の維持に努めていますが、平成19年から新松田駅・山北駅線を中心に数回の減便が行われました。
- ▶ 御殿場線は、運行本数が少ないことなどから利用者も減少しつつありますが、平成31年に交通系ICカードの利用が拡大されるなどの成果も出ているので、要望活動を引き続き実施する必要があります。
- ▶ 町民アンケートにおいても依然として交通の利便性の向上が重要な施策として求められており、利用しやすい駅・駅周辺の整備や路線バスの維持・町内循環バスの運行などによる、地域交通の利便性の向上のための取り組みを関係機関と連携しながら進めていく必要があります。



町内循環バス



## 1 公共交通網の整備

- 御殿場線の増便を鉄道事業者や関係機関に要請するなど、利用者の利便性向上に向けた取り組みを進めます。
- 路線バス機能の維持拡充をバス事業者や関係機関に引き続き働きかけを行います。
- 路線バスでは十分な対応ができない地域は町内循環バスを運行し、運行エリアやダイヤの充実を図ります。
- 公共交通空白地域対策として、新たな交通手段の確保を図ります。
- 地域主導で運行している共和福祉バスの運行を支援します。
- 高齢者の移動支援として高齢者福祉タクシー助成事業の充実を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	御殿場線沿線活性化事業の推進	○	○	○	○	○
2	町内循環バスの運行	○	○	○	○	○
3	高齢者福祉タクシー助成事業の充実	○	○	○	○	○
4	共和福祉バスの運行支援	○	○	○	○	○
5	新たな公共交通対策の調査・研究	○	○	○	○	○

## 2 駅及び駅周辺の整備

- 東山北駅利用者の利便性を向上させるため整備を行っている駅前広場について東屋などの休憩施設や案内板などの付帯施設の整備を図ります。
- 駅員無配置の山北駅に切符販売スタッフを配置するとともに、山北町の紹介コーナー等を設置し、利用者が安心して利用できる取り組みを進めます。
- 三保ダム、丹沢湖、中川温泉への玄関口としての谷峨駅周辺を整備します。
- 山北駅周辺において、健康福祉センター等の公共施設の案内等を充実します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	山北駅駅舎活用事業の実施	○	○	○	○	○
2	東山北駅前広場整備の推進	○	○			

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
町内循環バス利用者数	人	40,342	平成29年 (2017年)	44,000

## 第2項 幹線道路の整備

### 基本方針

高速道路網やスマートインターチェンジの整備をはじめ、広域交流圏の形成を踏まえた東西・南北方向の幹線道路の整備を促進し、産業などの日常的な諸活動の広域化や観光などの交流を支える交通基盤の強化を目指します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 新東名高速道路は平成32年度開通を目標に中日本高速道路(株)により整備が進められています。
- ▶ 新東名高速道路開通に合わせ、平成26年に国から連結許可を得た（仮称）山北スマートインターチェンジの整備を円滑に進める必要があります。
- ▶ 広域交流圏の形成を踏まえ、東西及び南北方向の幹線道路ネットワークの形成を目指し、高速道路や国道、県道の整備を促進する必要があります。

## 1 高速道路の整備促進・スマートインターチェンジの整備

- 中日本高速道路(株)の実施する新東名高速道路の整備を促進します。
- 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの整備を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	新東名高速道路の整備促進	○	○			
2	新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの整備推進	○	○			

## 2 県道の整備促進

- 主要地方道74号（小田原山北線）の狭あい部分の改良による機能の向上を促進します。
- 主要地方道76号（山北藤野線）の狭あい部分の改良と未整備区間の整備を促進します。
- 一般県道721号（東山北停車場線）の整備を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	県道小田原山北線の整備促進	○	○	○	○	○
2	県道山北藤野線の整備促進	○	○	○	○	○
3	県道東山北停車場線の整備促進	○	○	○	○	○

## 3 広域幹線道路等の整備促進

- 富士・箱根・伊豆交流圏（S K Y広域圏）を形成する幹線道路の整備を促進します。
- 県域を越えた広域幹線道路の整備を促進します。
- 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを拠点とした広域幹線道路について調査・研究を実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	広域幹線道路整備の促進	○	○	○	○	○
2	新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを拠点とした広域幹線道路についての調査・研究	○	○	○	○	○



## 1 町道の整備

- 町民生活に密着した生活道路の整備を推進します。
- 土地の有効活用を促す計画的な道路整備を推進します。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の機能維持及び耐震化を推進します。
- 新東名高速道路工事用道路の町道への移管を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	橋梁長寿命化修繕工事	○	○	○	○	○
2	堀込上野下線改良工事		○	○	○	
3	ぐみの木松原先線改良工事	○	○	○	○	
4	水上2号線改良工事	○	○	○		
5	共和清水線（湯触・用沢間）改良工事	○	○	○	○	○
6	（仮称）原耕地14号線新設工事	○	○	○	○	
7	畑湯の沢線改良工事		○	○	○	

## 2 農林道の整備

- 農林道の整備を図ります。
- 農道や林道に架かる橋梁についても耐震及び補修等の安全対策が必要になっているため、補修等の対策（交通規制や落橋を含む）を検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	農道新設工事	○	○	○	○	○
2	農道橋梁点検事業	○	○	○	○	○
3	農道橋耐震対策事業	○	○	○	○	○
4	林道の整備の促進	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
橋梁長寿命化工事	橋	1	平成29年度 (2017年度)	10

## 第4項 道路環境の整備

### 基本方針

誰にでもやさしい安全で快適な道路環境の整備に向けて、ユニバーサルデザインの視点に立って、狭あい道路や歩道の段差の解消などに取り組むとともに、自然と親しめる散策道の整備やサイン計画を推進します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 町民の日常生活や災害時に支障をきたすことのないよう、地域の状況に応じて緊急車両の通行などに配慮した幅員の確保や歩道の段差解消などを進めていますが、さらにユニバーサルデザインの視点に立って、誰にでもやさしい安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。

## 施策と事業

### 1 安全、快適な道路環境の整備

- ▶ 緊急車両の通行等に支障がある狭あい道路を整備します。
- ▶ 歩車道分離や歩道の段差解消など、高齢者や障がいのある方も安心して利用できる道路環境の整備を実施します。
- ▶ 沿道の植栽や道路景観のデザイン化などによる快適な道路環境の整備を行います。
- ▶ 安全、快適な道路環境を保つため、道路パトロールを実施します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	狭あい道路の拡幅整備	○	○	○	○	○

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
町道の舗装改良工事	m	232	平成29年度 (2017年度)	750

## 第5章

# 地域の魅力を高める活力あるまちづくり

## (産業振興)

---

- 第1節 活力と魅力ある農林業の振興
  - 第1項 農業の振興／第2項 林業の振興
  - 第3項 畜産業の振興／第4項 水産業の振興
- 第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興
  - 第1項 観光の振興／第2項 観光ネットワーク化の推進
  - 第3項 観光推進体制の整備
- 第3節 地域の活力を創る商業の振興
  - 第1項 商業の振興
- 第4節 優れた資源を生かした鉱工業の振興
  - 第1項 工業の振興／第2項 鉱業の振興
- 第5節 働きやすい環境づくり
  - 第1項 働きやすい環境づくり

## 第1節 活力と魅力ある農林業の振興

### 第1項 農業の振興

#### 〇 基本方針

地域に根ざした生産組織や担い手の育成、生産基盤の充実を図るとともに、他産業との連携や都市住民との交流、観光農業、付加価値の高い特色ある農業の振興を目指します。

#### 〇 現状と課題・必要性

- ▶ 農業は重要な基幹産業であり、主に中山間地域において銘茶「足柄茶」をはじめ、みかんやうめ、キウイフルーツなどの果樹の生産を中心に進められています。
- ▶ 中山間地域であるため大規模な機械化などが難しく、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、遊休農地の拡大などが課題になっています。
- ▶ 野生鳥獣による農業被害は、農作物への直接的な被害や法面崩壊など農地自体への被害、農家の栽培意欲を低下させる等精神的な被害等、深刻な問題となっています。防護柵設置の推進や加害鳥獣の捕獲など、引き続き有効な対策を講じていく必要があります。
- ▶ 安定した農業経営に向けて、担い手の育成や高付加価値化に努めるとともに、農道や用水路などの生産基盤の維持・整備や生活環境の維持・整備などを進めており、引き続きこうした施策を継続していく必要があります。
- ▶ オリーブ栽培について意欲ある農家への支援を実施し、収穫量を増やしていく取り組みを進めていく必要があります。
- ▶ 環境保全型農業や地産地消に取り組むとともに、町民と都市住民との交流の場として、オーナー制みかん園の取り組みや市民農園の実施などを進めております。さらに食の安全や環境に配慮した生活者のニーズ、信頼に応える農業の振興と地域特性を生かした取り組みを推進する必要があります。
- ▶ 大規模農業が困難な地域であるため、6次産業化等農業の高付加価値化を推進し、農業経営の安定化を図っていく必要があります。



## 1 持続可能な農業経営の確立

- 担い手となる経営農家の認定と育成を図ります。
- 女性や若者の新規就農、農業経営への参画を支援します。
- 生産者と消費者の交流を促進します。
- 食育事業を支援します。
- 生産組織等の育成・誘導を進めます。
- 地区・集落内の連携を図るとともにそれらを越えた相互連携に取り組みます。
- 地場産品加工品の開発を支援します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	認定農業者の発掘	○	○	○	○	○
2	家族協定締結の促進	○	○	○	○	○
3	定年帰農者の支援	○	○	○	○	○
4	地産地消の推進	○	○	○	○	○
5	地域間の連帯を推進	○	○	○	○	○
6	直接支払制度の実施	○	○	○	○	○
7	産業まつりの充実	○	○	○	○	○
8	山北ブランドの認定及び普及推進	○	○	○	○	○

## 2 農地の保全と農業基盤の維持・整備

- 農村振興基本計画に基づき都市交流等による農業・農村振興を図ります。
- 農業振興地域整備計画を定期的に見直し計画的な農地の保全を図ります。
- 農道、用水路の維持・整備を計画的に実施します。
- 有害鳥獣被害防止対策を実施します。
- 鳥獣被害対策として、実績が実証された新たな技術の導入を検討します。
- 遊休農地の解消と発生の抑制を促進します。
- 農地の集積と経営規模の拡大を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	農業用水改修の推進	○	○	○	○	○
2	有害鳥獣防護柵の設置	○	○	○	○	○
3	利用権設定、中間管理事業等マッチング事業の活用	○	○	○	○	○

### 3 特色ある農業の振興

- 生産資材の低投入化や環境負荷への低減策を支援します。
- 農村交流活性化施設の活用を図ります。
- 直販所ネットワークの整備を促進します。
- 生産から加工、販売まで取り組む農業の6次産業化を促進します。
- 観光農業の振興を図ります。
- 市民農園の活用促進を図ります。
- 地域農産物のブランド化を検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	特別栽培農産物の促進	○	○	○	○	○
2	農業用化学資材の回収、剪定枝の処分助成	○	○	○	○	○
3	直売協議会の運営	○	○	○	○	○
4	オーナー制みかん園の促進	○	○	○	○	○
5	市民農園の活用促進	○	○	○	○	○
6	オリーブ栽培の促進	○	○	○	○	○

#### 指 標

指 標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
有害鳥獣防護柵設置(深沢、嵐、平山)設置箇所数	箇所	1	平成29年 (2017年)	3

## 第2項 林業の振興

### 基本方針

自然環境の保全や水を貯え、豊かでおいしい水を安定して供給する水源かん養機能など森林の担う重要な役割を踏まえ、森林を楽しむ場などの多様な森林利用を進めながら、水源の森林づくりや特色ある林業の振興を図ります。

### 現状と課題・必要性

- 水源地域として、また地球環境保全の視点から、森林の持つ多様な機能を継続的に守り育てていくことが求められており、将来にわたり良質な水を安定的に確保するために、県では県民税の超過課税を導入し、県民や市町村の協力のもと、水源環境の保全・再生に取り組んでいます。町では、この補助金を活用し森林の整備に取り組んでいます。
- 林業指導者の育成、林道などの基盤整備などを実施します。
- 町内には製材所や搬出された木材を置いておく土場が少なく、町内で生産された木材は神奈川県森林組合連合会の土場に搬出され、「県産木材」として扱われることが多くなっています。町内には神奈川県内で最も広い面積の国有林があり、ここで伐採される木材も含め「町産木材」としての流通及び高付加価値化の促進が必要です。
- 虫害材や曲がり材は市場価値の低下傾向があるため、新たな販路を確保する等、町産木材の利用を進めるとともに、特用林産物の需要拡大を図り、地場産業の振興に取り組んでいく必要があります。
- 豊かな森林を整備し、森林資源の利用を促進することにより、山づくり、森づくりを主体とした地域振興を町民とともに進めていく必要があります。
- 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を目的として創設されることが予定されている「森林環境税（仮称）」については、2024年度から課税が開始される方向で検討が進められておりますが、「森林環境税（仮称）」を財源とした「森林環境譲与税（仮称）」については、先行的に2019年度から県及び市町村への配分が開始される予定です。町では、森林のもつ多面的な機能をより発揮できるよう、この譲与税を活用した事業を進めていきます。
- 森林施業の効率化・省力化や林内路網の整備、需要に応じた効率的な木材生産を可能とするためには、高度な森林情報の把握や、高性能林業機械の活用を図る必要があります。
- 国有林や県有林をはじめ森林の持つ癒しの機能を活用し、町民の健康づくりや地域活性化を図るために森林セラピー基地の認定を取得し、セラピー体験ツアーを始め多くの取り組みを進めています。

## 1 水源の森林づくり事業の推進

- 水源環境保全・再生市町村補助金を活用した地域水源林整備支援事業を進めます。
- 県が行う水源の森林づくり事業を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	町有林整備事業の推進	○	○	○	○	○
2	私有林整備事業の推進	○	○	○	○	○
3	水源の森林づくり事業の促進	○	○	○	○	○

## 2 林業基盤の整備と林業の活性化

- 町産木材を利用した木工製品開発等を支援します。
- 林業経営の中核機関である山北町森林組合の体制強化を支援します。
- 森林整備への支援を推進し、森林所有者の負担を軽減します。
- 公共施設への木材利用を図ります。
- 町外における公共施設等の木材利用において、「水源の上流域」である山北町産木材の活用をPRし、直接取引等による町産木材の高付加価値化を促進します。
- 木質バイオマスを活用した事業を検討します。
- 林道及び作業路網の整備を進めます。
- 林業従事者や林業就業者の担い手の育成を支援します。
- 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を目的として市町村に配分される予定の「森林環境譲与税（仮称）」を活用した事業を進めていきます。
- 先端技術を活用した高度な森林情報の取得を検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	間伐材の活用支援	○	○	○	○	○
2	山北町森林組合や林業事業者に対する林業施業の情報提供	○	○	○	○	○
3	森林整備補助制度の推進	○	○	○	○	○

### 3 多様な森林利用の推進

- 森林ボランティアとの協働による森林整備をととして、森林のもつ多様な機能への理解を深めます。
- 森林セラピーロードの整備を進めます。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	共和のもりセンターの活用	○	○	○	○	○
2	森林セラピーロードの維持管理及び整備	○	○	○	○	○
3	特用林産物生産の推進	○	○	○	○	○
4	森林ボランティアの育成	○	○	○	○	○

指

標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
共和のもりセンター年間利用者数	人	3,456	平成29年 (2017年)	3,500



森林セラピー

## 第3項 畜産業の振興

### 〇〇 基本方針

畜産農家の経営基盤の強化や事業の共同化などを促進しながら、付加価値の高い製品開発と販売の拡充など、安全で安心できる畜産業の振興を目指します。

### 〇〇 現状と課題・必要性

- 畜産業は、廃業による飼養農家数の減少等厳しい現状ではありますが、新たに参入した農家が担い手となるなど明るい兆しが見られます。
- 酪農・肉用牛生産近代化計画を見直し、生産性の向上と高品質の牛乳・牛肉の安定確保を図る必要があります。
- 経営者の意向の把握に努めながら、事業規模の拡大や関連分野への参入による多角化等、経営の安定化を支援するとともに、高付加価値化を促進し、特色ある畜産業の振興を図る必要があります。

## 1 営農環境の向上

- 酪農・肉用牛生産近代化計画の見直しを図ります。
- 乳牛の改良や肥育牛の優良系統への転換を促進し、生産力の向上を図ります。
- 良好な飼養環境の整備を促進するため、飼養管理技術の向上の促進を図ります。
- 付加価値を高めるため、各種畜産共進会（品評会）への積極的な出品を促します。
- 加工食品化、ブランド化を支援します。
- 経営者を担い手に育成すべく、必要な支援策について検討を行います。
- 高齢化や後継者不足に対応するため、作業負担の軽減を促進します。
- 事業の多角化や高付加価値化を促進し、経営の安定化を支援します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	種付け助成の実施	○	○	○	○	○
2	高能力乳牛の導入の支援	○	○	○	○	○
3	飼育管理技術向上の支援	○	○	○	○	○
4	労働力不足軽減のための連帯支援	○	○	○	○	○
5	地域内一貫生産体制の確立	○	○	○	○	○
6	良質なたい肥作成の推進	○	○	○	○	○
7	酪農・肉用牛生産近代化計画見直し	○				

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
乳牛・肥育牛飼養頭数	頭	130	平成29年 (2017年)	150

## 第4項 水産業の振興

### 基本方針

森林と清流のまちにふさわしい観光レクリエーションの資源として、増殖事業の強化や加工食品化などへの支援を図るとともに、淡水魚を活用したイベントなどを支援し、内水面漁業の振興を目指します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 丹沢湖へ放流したワカサギは、冬季の釣りなどの観光レクリエーション資源になっています。また、丹沢湖にはブラックバス等様々な魚種が生息していることから、山北町環境整備公社との連携により、遊船事業の活性化につながる取り組みを進める必要があります。
- ▶ ヤマメやマス、スッポンの養殖が行われており、道の駅や旅館等の調理品として活用しています。養殖業水産物や加工食品について、町の特産品として開発・販路開拓するための支援方策を検討する必要があります。

## 施策と事業

### 1 増殖事業の強化・養殖事業の振興

- ▶ 丹沢湖におけるワカサギのふ化事業の充実により、内水面漁業の振興を図ります。
- ▶ 加工食品化を促進するとともに、郷土料理としての活用を図ります。
- ▶ ヤマメ、マス、スッポンの養殖業水産物の特産品化を支援します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	丹沢湖におけるワカサギのふ化、放流への支援	○	○	○	○	○



## 第2節 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

### 第1項 観光の振興

#### 〇〇 基本方針

豊富な観光資源を生かし、観光マスタープランに基づき、歴史や自然にふれあう公園整備やつぶらの周辺地域の整備促進など、多様な観光レクリエーションの場と機会の創出、ネットワーク化を進め、魅力ある観光の振興を推進します。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 山北町は、豊かな自然や温泉、河村城跡などの歴史・文化財や豊富な観光資源を有し、首都圏近郊の観光レクリエーションの場になっていますが、近年、観光入込客数は減少傾向にあります。
- ▶ 観光マスタープランに基づき、中川水源交流の里や箒杉公園、大野山ハイキングコースの整備などの杜と湖のネットワーク化を推進するとともに、河村城址歴史公園整備、山北駅周辺の魅力づくりなどの歴史と自然にふれあう事業を進めています。
- ▶ 健康や自然志向などの観光レクリエーションのニーズを踏まえ、さらに豊かな観光資源を生かした観光レクリエーションの場と機会を充実し、エコツーリズムなどの新しい観光への取り組みも図りながら、魅力ある観光の振興を推進していく必要があります。
- ▶ 富士山の“世界文化遺産”登録を契機に、山北町内においても富士山を観光資源として活用していくことが求められています。
- ▶ 2020年開催の東京2020オリンピック・パラリンピックに、大勢の外国人の訪日が見込まれていますが、当町を訪問したいと思わせる観光資源の発掘が必要です。

## 1 観光マスタープランの推進

- ▶ 観光マスタープランの見直しを行い、新たな観光振興対策を進めます。
- ▶ 富士山が望める景勝地を活用した観光施策を進めます。
- ▶ 外国人観光客向けの新たな観光資源の掘り起こしを行います。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	観光マスタープランの改訂		○			
2	観光マスタープランの推進	○	○	○	○	○
3	インバウンド対策に関する調査・研究	○	○			

## 2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備

- ▶ 三保ダム・丹沢湖周辺地域の美しい自然環境を生かしながら、湖面や河川の利用を図ります。
- ▶ ハイツ&ヴィラなかがわ跡地を活用して観光拠点としての整備を図ります。
- ▶ 豊かな自然に恵まれている三保地域では、四季折々のスポーツイベント等をとおして観光客の増加を図ります。
- ▶ SUP、カヌーを活用して観光振興を図ります。
- ▶ 商標登録した「ユーシンプルー®」を活用した地域の活性化を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ハイツ&ヴィラなかがわ跡地の活用	○	○	○	○	○
2	SUP、カヌー推進のための環境整備	○	○			
3	SUP、カヌーによる観光振興の推進			○	○	○

### 3 歴史と自然にふれあう公園整備

- 洒水の滝や河村城址歴史公園周辺の環境を整備し、楽しく憩える場所づくりを進めます。
- 歴史・文化資源の掘り起こしや歴史と自然のふれあう交流の場の整備を実施します。
- 洒水の滝の滝つぼを見ることができる遊歩道の整備を実施します。
- 山北鉄道公園に動態保存している蒸気機関車D52の軌道延伸を行い、運転距離の延長を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ハイキングコースの整備	○	○	○	○	○
2	洒水の滝遊歩道の整備	○	○	○		

### 4 つぶらの・大野山周辺地域の整備

- 大野山山頂の広場を魅力的な観光拠点として有効活用を進めます。
- つぶらの公共用地の活用を検討します。
- 県と調整を図り、山北つぶらの公園の整備を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	県立山北つぶらの公園の整備促進	○	○	○	○	○
2	大野山山頂部未利用地の活用の検討、推進	○	○	○	○	○

### 5 水源地域交流の里づくりの推進

- 都市住民と水源地域に住む町民との上下流域自治体間交流等を推進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	上下流域自治体間交流事業の実施	○	○	○	○	○
2	自然体験交流事業の実施	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
町観光入込客数	人	1,641,000	平成29年 (2017年)	1,800,000

## 第2項 観光ネットワーク化の推進

### 基本方針

富士・箱根・伊豆交流圏（S K Y広域圏）を踏まえた広域観光ルート整備の促進を図るとともに、観光拠点を結ぶ基幹ルートや楽しく歩ける多彩な町内周遊コースなどの魅力ある観光ネットワークの整備を進めます。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 豊かな観光資源を生かした観光ネットワークの形成に向けて、地蔵岩～大野山～湯本平までの散策ルートの整備を充実する必要があります。
- ▶ ハイキングコースにおける道標の設置や清潔な公衆トイレの環境整備を進めています。
- ▶ 観光の広域化に対応するための道路交通網の整備として、新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジや県域を越えた広域幹線道路の調査研究を進めていますが、県道山北藤野線の整備も含めて、各道路整備を促進し、町内外にわたる観光ネットワークを強化する必要があります。
- ▶ 健康づくりにも利用できるウォーキングコースの整備も含めて、魅力ある観光ネットワークを充実する必要があります。



大野山開き

## 1 観光ルート of 整備

- 案内板の充実と拠点施設の駐車場整備を進めます。
- 清潔な公衆トイレの整備を進めます。
- 近隣の観光資源と連携した広域観光ルートのネットワーク化を図ります。
- 富士・箱根・伊豆交流圏（S K Y 広域圏）を踏まえた広域幹線道路計画を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	観光案内板の整備	○	○	○	○	○
2	広域観光ルートのネットワーク化	○	○	○	○	○

## 2 ウォーキング・ハイキングコース、登山道の整備

- 豊かな自然環境を活用し、ウォーキングやハイキング、登山道など多彩な町内周遊コースづくりを進めます。
- 松田町の最明寺史跡公園、静岡県小山町の明神峠などに続く広域ルートの整備を進めます。
- 県と連携して不老山ハイキングコースを整備します。
- 森林と清流を散策する遊歩道や、歩いて楽しめる歴史、文化の道を整備します。
- ウォーキング・ハイキングコースの道標・案内板を整備します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	広域ハイキングコースの検討、整備	○	○	○	○	○
2	ハイキングコースの整備	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
広域ハイキングコースの検討、整備	箇所	1	平成29年度 (2017年度)	3

## 第3項 観光推進体制の整備

### 基本方針

魅力ある観光の振興に向けて、多彩な媒体を活用した観光情報の提供や、特色のあるイベントの開催などにより情報発信を強化するとともに、山北町観光協会への支援や関係団体の育成などを図り、観光推進体制の充実に努めます。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 全国100選に選ばれた資源が6つ、関東の富士見百景に選ばれた地点が2つあり、これらを有効活用して、山北町の魅力を発信していく必要があります。
- ▶ 観光の振興に向けて、町や山北町観光協会のホームページなどによる、インターネットを通じた観光情報の提供や丹沢湖花火大会、丹沢湖ハーフマラソン、カヌーマラソンなどの特色あるイベントを開催しています。
- ▶ 山北町観光協会と連携しながら、こうした取り組みをさらに充実するとともに、観光プロデュース機能の充実などを進め、観光のまちづくりに向けた推進体制を充実していく必要があります。
- ▶ 近隣市町と連携し広域的観点からも観光振興に取り組んでいますが、さらに積極的に連携していくことが課題となっています。



カヌーマラソン

## 1 観光情報の発信強化

- 全国100選、関東の富士見百景などに選ばれた観光資源を活用して、山北町の魅力ある情報の発信を強化します。
- 首都圏や東海方面に向けて情報発信を行います。
- 広域行政組織と連携を行い、広域的な観光情報の発信を強化します。
- 既存イベントの内容を充実・強化し、地域の魅力を町内外に発信します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	J Rや私鉄と連携した情報の発信 (町・鉄道事業者)	○	○	○	○	○
2	あしがら観光協会等との連携強化	○	○	○	○	○
3	イベント内容の見直し	○	○	○	○	○
4	インターネットによる町の魅力発信	○	○	○	○	○
5	洒水の滝遊歩道のP R			○	○	○

## 2 観光協会等の支援

- 山北町観光協会への支援の充実を図ります。
- 山北町観光協会等と連携し、観光ボランティアガイドの育成に努めます。
- 観光振興によるまちづくりを進めるため、山北町観光協会、山北町商工会等と連携します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	山北町観光協会への支援	○	○	○	○	○
2	観光ボランティアガイドの育成	○	○	○	○	○

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
観光ボランティアガイド登録者数	人	0	平成29年度 (2017年度)	5

## 第3節 地域の活力を創る商業の振興

### 第1項 商業の振興

#### 基本方針

町民の生活利便を高め、利用客などで賑わう商業の振興を目指し、山北駅・東山北駅の周辺整備を推進するとともに、商業者の自助努力を促し、空き店舗の活用や他産業との連携などにより商業経営の充実を促進し、商業活動の支援を図ります。

#### 現状と課題・必要性

- ▶ 山北駅周辺の賑わいを創出するため、夕市を開催するとともに、朝市の開催を支援しています。
- ▶ NPO法人「ウッドボイス」が空き店舗を活用して木彫品の創作活動を行っていますが、商業の活性化のためには、各商店の自助努力に加え、他産業との連携による特産品の開発や販路拡大について支援していく必要があります。
- ▶ 生活の利便性を高め、誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、商店街などの身近な商業サービスの役割が重要になります。



山北駅前商店街



## 1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進

- 空き店舗の活用を促進して、駅周辺の賑わいの創出に努めます。
- 山北駅周辺での魅力ある夕市を開催するとともに、朝市の開催を支援します。
- 東山北駅周辺に商業施設を整備促進し、町民の利便性向上を図ります。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	旧あしがら農協山北支店を活用した賑わいの創出（町・民間）	○	○	○	○	○
2	山北駅北側元気づくりプランに基づく商業施設等を活用した周辺地域の活性化の促進	○	○	○	○	○
3	東山北1000まちづくり基本計画に基づく商業施設の整備促進	○	○	○	○	○

## 2 商業経営の充実

- 山北町商工会と連携し、後継者・事業承継対策や経営診断等の助言、指導を行い、商業経営の安定を促進します。
- 農林業や観光業と連携した特産品の開発などにより、商業の活性化を図ります。
- 山北ブランド認定制度を運用し、特産品の販路拡大に努めます。
- 魅力ある山北町商品券となるよう検討します。
- 買い物難民の調査及び交通手段確保策等を検討します。
- D52関連グッズの開発を支援します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	山北町商工会への助成	○	○	○	○	○
2	他産業との連携支援	○	○	○	○	○
3	買い物難民の調査・分析	○	○			
4	買い物難民の交通手段確保策等の検討		○	○	○	

## 指 標

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
空き店舗の活用	店舗	1	平成29年度 (2017年度)	2
山北ブランドの認定	件	23	平成29年度 (2017年度)	30



### 1 企業立地の促進

- 県と連携をとり、先端産業等優良企業の誘致を推進します。
- 起業化支援の方策について調査・研究します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	先端産業等優良企業の誘致	○	○	○	○	○

### 2 工業の活性化

- 山北町商工会等と連携し、企業経営の安定を促進します。
- 中小企業の集団化、共同化による各種研修事業を実施します。
- 山北町商工会と連携して、インターネット等を活用した町内企業の宣伝強化を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	各種研修事業の実施支援	○	○	○	○	○

### 3 環境対策の充実

- 自然環境に配慮した事業活動における環境負荷の低減と公害防止を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	環境に配慮した工事の実施	○	○	○	○	○

指 標	単 位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
企業立地奨励措置の適用件数	件	1	平成29年度 (2017年度)	3

## 第2項 鉱業の振興

### 基本方針

鉱業の振興に向けて、自然環境の保全などに配慮しながら、砂利採取の促進を図るとともに、山砂利採取跡地利用を検討します。

### 現状と課題・必要性

- ▶ 主要な県内骨材の供給地として、山砂利採取指導要綱に基づき砂利採取事業が行われており、平成16年には砂利採取区域の拡大について県との協議が終了し、環境アセスメント手続きなどの拡大計画の調整を進めてきました。
- ▶ 鉱業の振興に向けて、こうした各事業者による適正且つ計画的な砂利採取事業について引き続き支援していくとともに、既存採取区域の跡地利用については、砂利採取事業の進捗状況を確認しつつ、検討していく必要があります。
- ▶ 砂利需要の低迷や事業者の廃業等により当初の採取計画が大幅に遅れているため、砂利採取事業の進捗状況を確認しつつ、終掘時期の見通しが立つまでは、継続した調査・検討が必要です。
- ▶ 平地化計画については、周辺状況の変化や再測量・再設計の結果、当初の計画どおりに実現することが困難であることが分かり、事業者や地権者等は計画の変更を検討している状況であるため、町としても、国、県との調整を行うとともに事業者及び地権者等と連携し、計画の早期推進を図ることが必要となっています。

## 施策と事業

### 1 砂利採取事業の促進

- ▶ 自然環境の保全に配慮しながら砂利採取を促進します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	山砂利採取指導要綱に基づく指導	○	○	○	○	○

### 2 山砂利採取跡地の有効活用

- ▶ 周辺の環境に配慮した山砂利採取跡地の有効活用方法を調査・検討します。

事業名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	川西、谷ヶ地区の山砂利採取跡地利用の調査、研究	○	○	○	○	○

## 第5節 働きやすい環境づくり

### 第1項 働きやすい環境づくり

#### 〇〇 基本方針

雇用環境の整備を図るため、関係する法律や制度の内容を周知するなど、働きやすい環境づくりに努めます。

また、雇用の安定を図る取り組みを進めていくとともに、新たな雇用の創出に努めます。

#### 〇〇 現状と課題・必要性

- ▶ 非正規雇用は増加傾向にあり、正社員として働きたくても働けない若者が増加し、賃金や待遇面での格差など社会的な問題となっています。
- ▶ 働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革関連法が施行されます。そのため、町民や事業者に対して法律や制度の内容をPRするとともに、良好な労働環境を確保していくことが求められています。

## 施策と事業

### 1 働きやすい環境の推進

- ▶ 一人ひとりが働きやすい職場となるよう、意識の啓発を図ります。
- ▶ 町内企業に対して町民の就労を促進します。
- ▶ 住まいづくり応援制度など、勤労者の支援に努めます。
- ▶ 商工会等関係団体と連携し、退職共済制度の加入を促進します。

	事業名	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	セクハラ、パワハラ防止対策	○	○	○	○	○
2	活動の場の確保と活動機会の提供	○	○	○	○	○

## 指標

指標	単位	実績値	実績年度	目標値 (2023年)
退職共済制度新規加入件数 <sup>※</sup>	件	0	平成29年度 (2017年度)	20

<sup>※</sup>退職共済制度新規加入件数：山北町商工会で手続きを行った小規模企業共済と中小企業退職金共済の新規加入件数



丹沢湖ハーフマラソン

*YAMAKI TA*

# 資料編

*YAMAKI TA*

# 1 策定の経緯

## 山北町 第5次総合計画 後期基本計画策定経過

	月 日	内 容	
平成29年	3月26日	第1回 総合計画策定推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 第5次総合計画後期基本計画の概要について</li> <li>⌘ 策定スケジュールについて</li> <li>⌘ 町民アンケート調査について</li> <li>⌘ 山北町総合計画審議会について</li> <li>⌘ 第5次総合計画前期基本計画の検証について</li> </ul>
平成30年	6月8日	第1回 山北町総合計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 山北町総合計画審議会について</li> <li>⌘ 山北町第5次総合計画見直しに関する町民アンケートについて</li> <li>⌘ 後期基本計画各課調査について</li> </ul>
	6月14日	第1回 山北町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 審議会委員の委嘱</li> <li>⌘ 会長・職務代理者の選出</li> <li>⌘ 山北町第5次総合計画の諮問</li> <li>⌘ 第5次総合計画後期基本計画の策定について</li> <li>⌘ 今後の予定について</li> </ul>
	6月19日 ～7月3日	町民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 調査対象 : 18歳以上の町民</li> <li>⌘ 調査方法 : 郵送配布・郵送回収</li> <li>⌘ 発送数 : 3,000票</li> <li>⌘ 有効回答数 : 1,307票</li> </ul>
	8月31日	第2回 山北町総合計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 基本構想における将来人口について</li> <li>⌘ 「山北町第5次総合計画見直しに関する町民アンケート」の集計結果について</li> <li>⌘ 各課調査の結果について</li> </ul>
	9月13日	議会全員協議会	⌘ 後期基本計画(案)について
	9月18日	第2回 山北町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 基本構想における将来人口について</li> <li>⌘ 「山北町第5次総合計画見直しに関する町民アンケート」の集計結果について</li> <li>⌘ 各課調査の結果について</li> </ul>
	11月30日	第3回 山北町総合計画推進会議	⌘ 後期基本計画(案)について
	12月17日	第3回 山北町総合計画審議会	⌘ 各課調査の結果について
	平成31年	1月7日	第4回 山北町総合計画審議会
2月13日		議会全員協議会	⌘ 後期基本計画(案)について
2月14日		第5回 山北町総合計画審議会	⌘ 後期基本計画(案)について
2月20日		第4回 山北町総合計画推進会議	⌘ 後期基本計画(案)について
2月26日		第6回 山北町総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>⌘ 後期基本計画(案)について</li> <li>⌘ 答申書(案)について</li> </ul>
3月1日 ～3月11日		パブリックコメント	⌘ 後期基本計画(案)について
3月13日		議会全員協議会	⌘ 全員協議会で説明
3月14日		答申	⌘ 審議会からの答申



## 2 諮問・答申

### 諮問

企第20号

平成30年6月14日

山北町総合計画審議会会長 殿

山北町長 湯川 裕司

#### 山北町第5次総合計画後期基本計画の諮問について

本町におきましては、現在、山北町第5次総合計画に基づき「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」を町の将来像とし、計画的なまちづくりを推進しているところですが、前期基本計画の最終年度にあたる本年度に検証・見直しを実施し、後期基本計画を策定いたしますので、山北町総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、貴審議会の意見をいただきたく諮問いたします。

## 答申

平成31年3月15日

山北町長 湯川 裕司 様

山北町総合計画審議会会長 出雲 明子

### 山北町第5次総合計画後期基本計画について（答申）

平成30年6月14日付け企第20号をもって諮問されました山北町第5次総合計画後期基本計画について、本審議会は山北町総合計画審議会規則第2条に基づき、慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して答申します。

#### 意見

- 1 本計画の趣旨や内容をわかりやすく町民に周知するとともに、積極的に意見を聴く機会を設けるなど、広く町民の理解と協力が得られるよう努められたい。
- 2 本計画に位置付けた事業については、実施予定期間にかかわらず、出来るだけ早期に成果を得られるよう町行政の組織体制の充実を図られたい。
- 3 今後の施策の展開にあたっては、国や県への積極的な働きかけとともに周辺市町との連携強化に努められたい。
- 4 本計画の内容を個別の実施計画に確実に反映させるとともに、必要に応じて有識者会議等の設置を検討するなど、計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、効率的かつ計画的な事業の推進に努められたい。

### 3 委員名簿

#### 山北町総合計画（後期基本計画）審議会委員名簿

##### 【委員】

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
教育委員会の構成員	教育長	石田 浩二	
農業委員会の委員	会長	高杉 光男	
公共的団体の役員及び職員	山北町連合自治会長会代表	清水 明	職務代理者
	山北町観光協会会長	佐藤 精一郎	
	山北町商工会経営指導員	石渡 千春	
	山北町社会福祉協議会長	岩田 芳明	
	山北町森林組合副組合長兼専務理事	池谷 和美	
	山北町文化団体連絡協議会長	諸星 カツ	
学識経験者	健康普及員会長	清水 真澄	
	東海大学政治経済学部政治学科准教授	出雲 明子	会長
	山北町副町長	山崎 佐俊	
公募委員	神奈川県西地域県政総合センター 総務部足柄上県民・防災課長	中島 晴夫	
		尾崎 重司	

##### 【事務局】

所 属	職 名	氏 名	備 考
企画政策課	参事兼課長	瀬戸 靖	
企画政策課企画班	主幹	和田 薫	
	主任主事	木名瀬 真吾	
	主事	曾田 佳奈恵	
(株)サーベイリサーチセンター	経営企画部長	一杉 浩史	

# 山北町総合計画審議会規則

昭和42年7月28日

規則第1号

改正 昭和54年9月8日規則第2号

昭和59年10月9日規則第12号

平成元年5月15日規則第3号

平成6年7月25日規則第6号

平成11年6月24日規則第9号

平成19年12月10日規則第50号

平成24年12月21日規則第26号

平成25年3月12日規則第2号

平成26年3月14日規則第4号

平成28年3月29日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、山北町附属機関に関する条例（昭和42年山北町条例第11号）第3条の規定により、山北町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて山北町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の構成員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 7人
- (4) 学識経験を有する者 3人
- (5) 公募による者 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第26号）

この規則は、平成25年1月10日から施行する。

附 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年3月18日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成28年規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 4 自治基本条例

## 山北町自治基本条例

平成24年12月7日  
条例第19号

前文 わたしたちのまち山北町は、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関に位置し、清流や豊かな森林に恵まれ、先人達のためゆめ努力と英知によって、歴史と文化を守り育んできました。

このような先人が、守り育んできた歴史、文化や美しい自然環境は後世に引きついでいかなければなりません。

わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指します。かかるまちづくりの理想を実現していくため町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原則としてこの条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえで基本となるものであり、山北町で別に条例、規則を定める場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。

(1) 町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。

ア 町内に在住する者

イ 町内に在学する者

ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

(2) 町 普通地方公共団体としての山北町の執行機関をいう。

(3) 議会 山北町議会をいう。

(4) まちづくり 町民、町及び議会が自ら主体となって、第1条で定める目的を達成するために必要な諸活動をいう。

(5) 協働 町民、町及び議会がそれぞれの立場を尊重して、互いに協力して活動することをいう。

(6) 参画 単にまちづくりに参加するだけでなく、企画立案の段階から主体的に加わり活動することをいう。

(7) 地域 町域及び自治会区域等の区域をいう。

(8) 自治 町民がまちづくりに参加し、その意思と責任に基づきまちづくりが行われるほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいう。

### 第2章 基本原則

(協働の原則)

第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に協働してまちづくりを進めることを原則とする。

(1) 町民一人ひとりがより幸せを感じることができるまちづくり

(2) 町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり

(3) 山北町の豊かな水源や自然を大切に守り育み活用するまちづくり

(4) 山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり

(5) 相互関係と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合うことができるまちづくり

(情報共有の原則)

第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とする。

2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより適正に行うものとする。

### 第3章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参加する権利を有するものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに参加する責務を有するものとする。

2 町民は、まちづくりに参加するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言又は行動に責任を持つよう努めなければならない。

3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。

### 第4章 まちづくりと地域活動

(自治会等まちづくり)

第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえで中心的役割を担うものとする。

2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。

(地域活動の支援)

第9条 町民及び町は、自治会等の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。

#### 第5章 町の役割と責務

(町長の役割及び責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。

2 町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、一人ひとりの資質及び能力の向上を図り魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。

(町長の説明責任)

第11条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければならない。

(町の役割及び責務)

第12条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。

2 町は、まちづくりの過程で、町民が参画するように努めなければならない。

3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。

(町職員の役割及び責務)

第13条 町職員は、第1条で定める目的を達成するため、自らも積極的にまちづくりに協力するよう努めなければならない。

2 町職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自身の職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(総合計画等各種個別計画)

第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、総合計画を策定しなければならない。

2 町は、総合計画を策定する場合には、この条例を遵守しなければならない。

3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。

(行政改革大綱)

第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。

2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表するものとする。

(行政評価)

第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の評価を行わなければならない。

2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければならない。

(説明責任)

第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

(町民からの意見聴取)

第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。

2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見聴取をしなければならない。

3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。

#### 第6章 議会の役割と責務

(議会の役割及び責務)

第19条 議会は、町民から選出される議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町政運営を監視するとともに町民の信託に応えなければならない。

2 議会は、協働のまちづくりを進めるため町民の意見及び要望に関する公聴活動を行い、政策立案等に反映するよう努めなければならない。

3 議会は、議会の持つ情報を町民に公開するよう努めなければならない。

#### 第7章 住民投票

(住民投票)

第20条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の結果は尊重されなければならない。

3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。

#### 第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加

(まちづくりへの子どもの参加)

第21条 子どもは、自ら取り組める範囲でまちづくりへの参加をするものとする。

2 町民は、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どものまちづくりへの参加に積極的に取り組むものとする。

3 保護者は、子どもの手本となるよう、まちづくりへの参加を可能な限りするよう努めるものとする。

(まちづくりへ的高齢者の参加)

第22条 高齢者は、経験及び知識を活かしてまちづくりへの参加をするものとする。

#### 第9章 広域連携

(他の自治体との連携)

第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。

#### 第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 町は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には、町民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しをすることができる。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 山北町第5次総合計画後期基本計画

発行 山北町

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電話：0465-75-1122

<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>

発行日 2019（平成31）年3月

編集 山北町企画政策課

編集協力 株式会社サーベイリサーチセンター





みんなで作る 魅力あふれる元気なまち やまきた